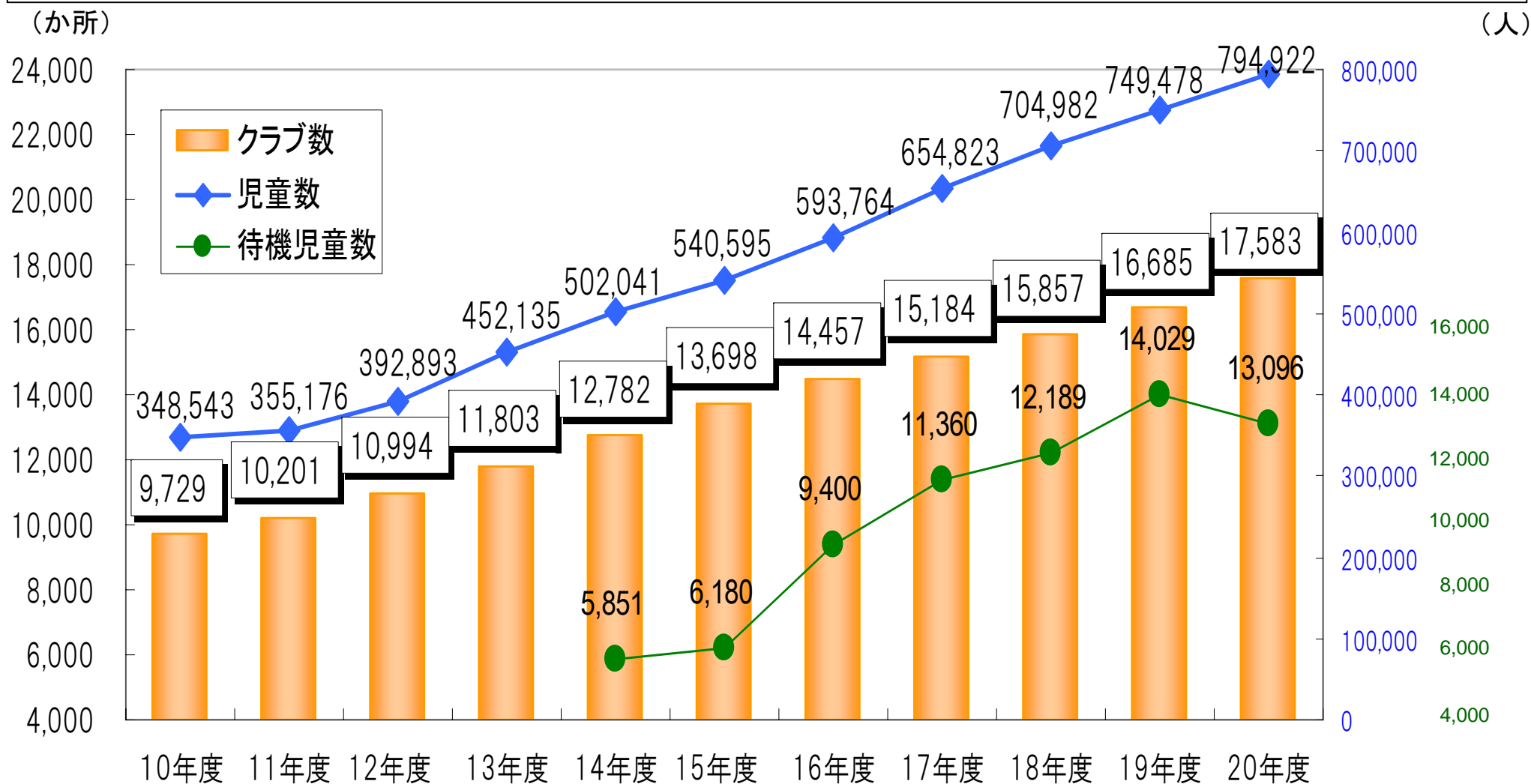


放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

○ 平成20年では、クラブ数は17,583か所、登録児童数は79万4,922人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約8,000か所、児童数は約45万人の増となっている。また、クラブを利用できなかった児童数（待機児童数）は対前年933人減の1万3,096人となった。



※各年5月1日現在(育成環境課調)

放課後児童クラブに係る補助要件について

1. 実施主体

市町村(特別区を含む。)、社会福祉法人その他の者

2. 対象児童

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の就学児童
- ・ その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部及び小学校4年生以上)

3. 職員体制

放課後児童指導員を配置すること。

4. 開所日・開所時間

- ・ 年間250日以上開所すること。(ただし、平成21年度までは、特例として200日以上でも国庫補助対象)
- ・ 開所時間については、1日平均3時間以上とすること。ただし、長期休暇期間などについては、原則として1日8時間以上開所。

5. 施設・設備

- ・ 活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの他、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えること。
- ・ 同じ建物内で、すべての子どもを対象とした活動拠点(居場所)の提供を併せて行う場合には、放課後児童のために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。

6. 事業の内容

- (1)放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保
- (2)出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- (3)放課後児童の活動状況の把握
- (4)遊びの活動への意欲と態度の形成
- (5)遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- (6)連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (7)家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (8)その他放課後児童の健全育成上必要な活動

放課後児童クラブガイドラインについて

趣旨・目的

- 子育てと仕事の両立支援に対するニーズの増大を背景に、放課後児童クラブ数が年々増加していることから、クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図ることを目的として、補助金の交付・不交付を問わず、クラブとして望ましい運営内容を目指すためのガイドラインを国において初めて策定。
- 本ガイドラインを参考に、各クラブにおいて定期的に自己点検を行うなどにより資質の向上を図る。

ガイドラインの概要

「放課後児童クラブガイドラインについて」(平成19年10月19日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

1. 対象児童

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の就学児童。
- ・ その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部及び小学校4年生以上)

2. 規模

- ・ 集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。
- ・ 1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

3. 開所日・開所時間

- ・ 子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮。
- ・ 土曜日、長期休業期間等は、保護者の就労実態等を踏まえて8時間以上開所。
- ・ 新1年生については、保育所との連続を考慮し4月1日より受け入れること。

4. 施設・設備

- ・ 専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。
- ・ 子どもが生活するスペースについては児童1人当たり1.65㎡以上が望ましい。なお、体調が悪い時等に休息できる静養スペースを確保すること。
- ・ 施設・設備は衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。

5. 職員体制

- ・ 放課後児童指導員を配置すること。
- ・ 放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

6. 放課後児童指導員の役割

- ・ 子どもの人権の尊重、個人差への配慮、体罰等の禁止、プライバシー保護等に留意のうえ、次の活動を行うこと。
 - ① 子どもの健康管理、出席確認等の安全確保、情緒の安定を図る。
 - ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う。
 - ③ 子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
 - ④ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせる。
 - ⑤ 活動内容について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行う。
 - ⑥ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応。
 - ⑦ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行う。

○その他

7. 保護者への支援・連携

- ・ 保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるよう支援。

8. 学校との連携

- ・ 学校、放課後子ども教室との連携を図る。

9. 関係機関・地域との連携

10. 安全対策

11. 特に配慮を必要とする児童への対応

12. 事業内容等の向上について

- ・ クラブは、事業内容について定期的に自己点検、自ら事業内容向上に努める。

13. 利用者への情報提供等

14. 要望・苦情への対応

放課後児童クラブの実施状況①

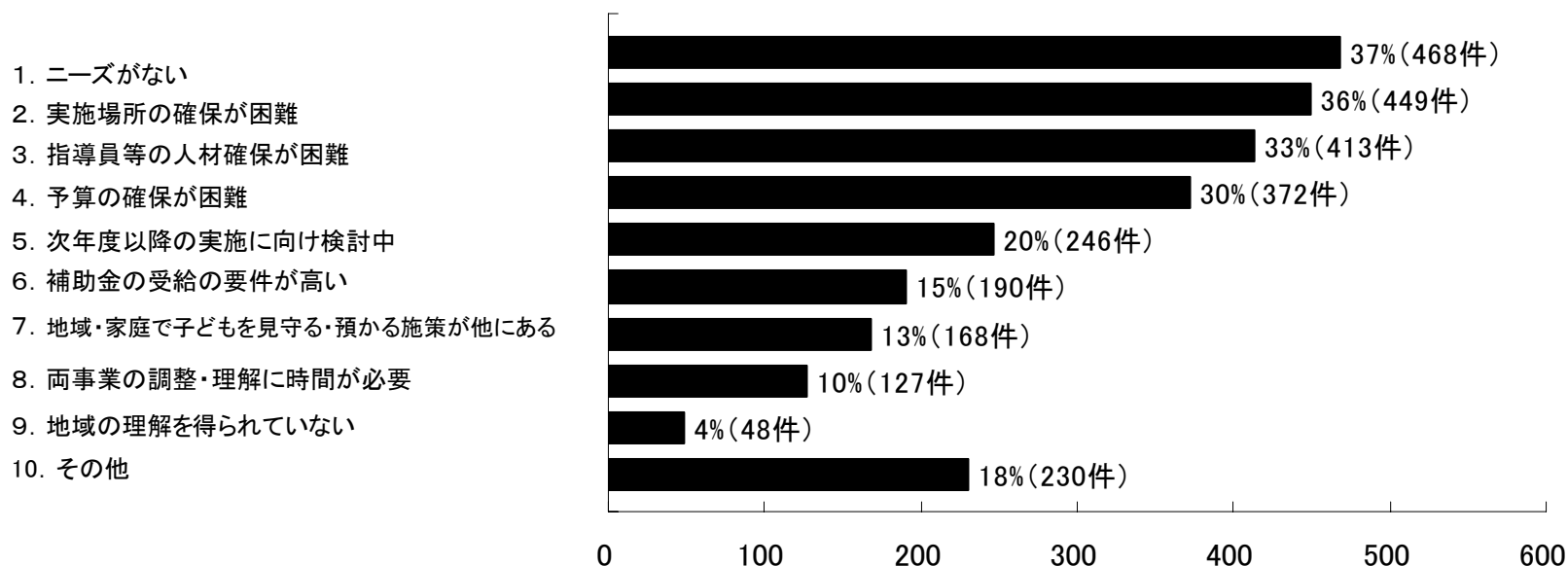
(1) 放課後児童クラブに係る小学校区別実施状況

31.5%の小学校区において放課後児童クラブが未実施となっている。

| | 小学校で実施 | 小学校外で実施 | 未実施 |
|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 小学校区数 (割合) | 7,766小学校区 (35.5%) | 7,227小学校区 (33.0%) | 6,881小学校区 (31.5%) |

(2) 放課後児童クラブを実施していない理由

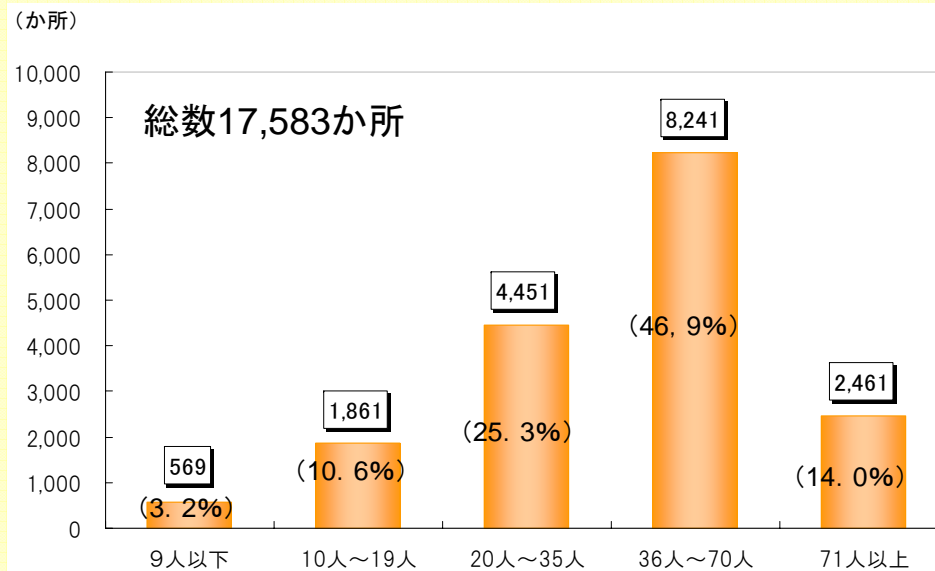
放課後児童クラブを実施していない小学校区における未実施の理由については、「ニーズが無い」が37%、「実施場所の確保が困難」が36%、「指導員等の人材確保が困難」が33%となっている。



放課後児童クラブの実施状況②

実施規模別クラブ数の状況

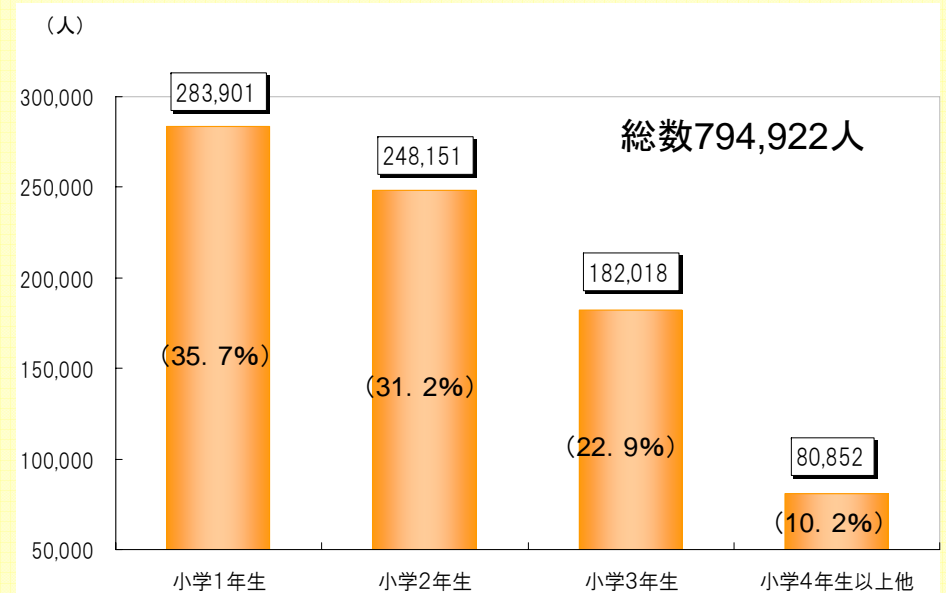
児童数36～70人のクラブが全体の46.9%を占めているが、71人以上の大規模クラブも14%に上っている。



注:()内は総数に対する割合。

学年別登録児童数の状況

登録児童は、約9割が3年生以下となっている。

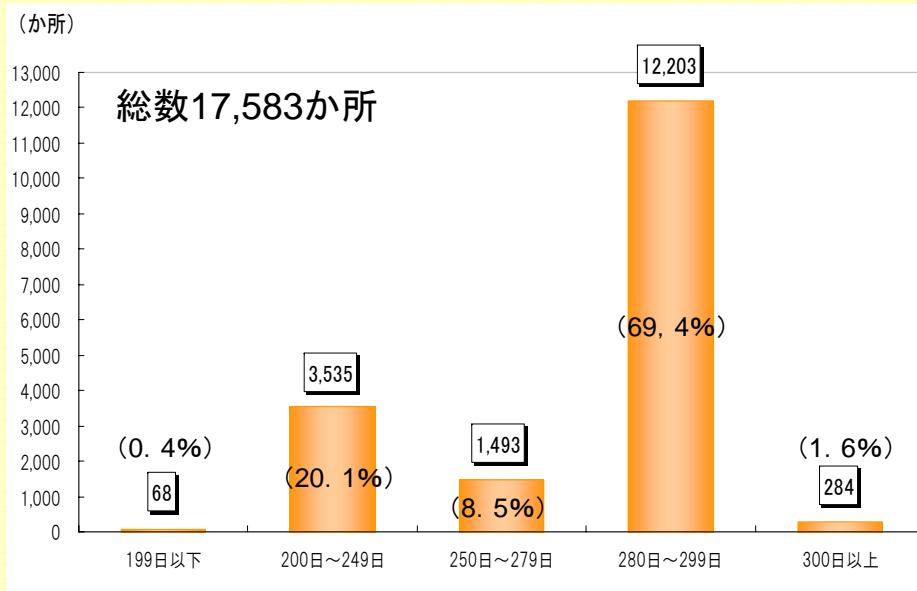


注:()内は総数に対する割合。計数には、障害児数も含む。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

年間開設日数別クラブ数

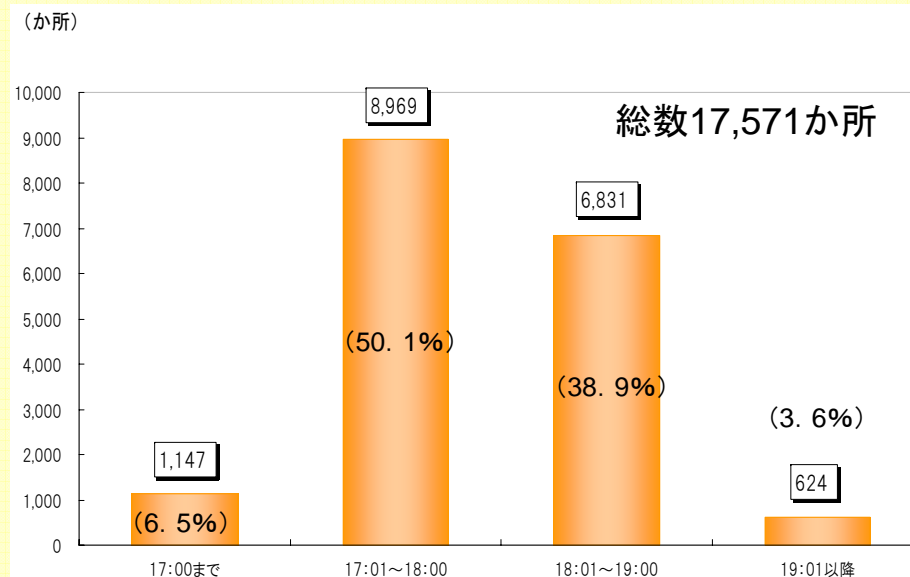
年間の開設日数は7割以上のクラブが280日以上となっているが、250日未満のクラブも約2割に上っている。



注：()内は総数に対する割合。

平日の終了時刻の状況

18:00までに閉所するクラブが5割を超えている。



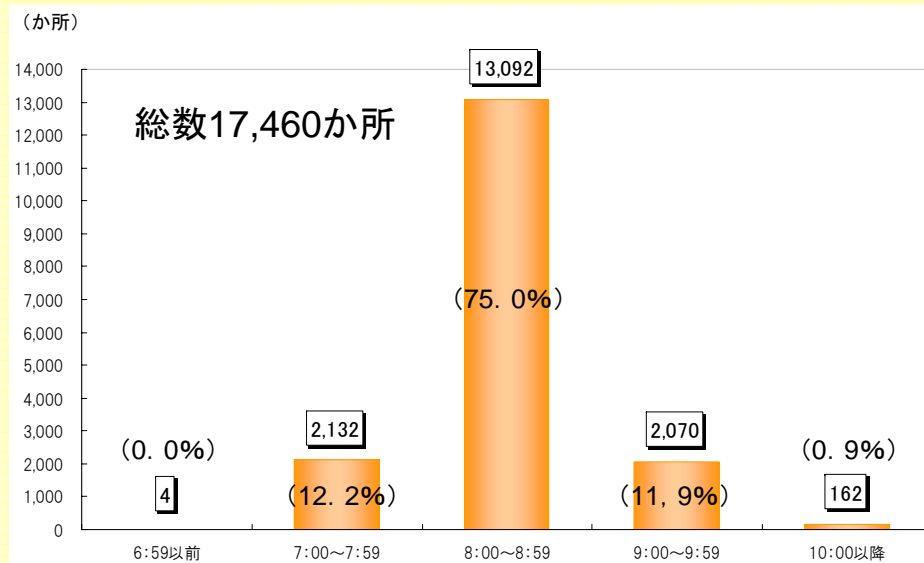
注1：()内は総数に対する割合。

注2：総数の17,571か所は平日に開所しているクラブ数

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

土曜日等の開所時刻の状況

土曜日等については、8時台に開所するクラブが7割を超えている。

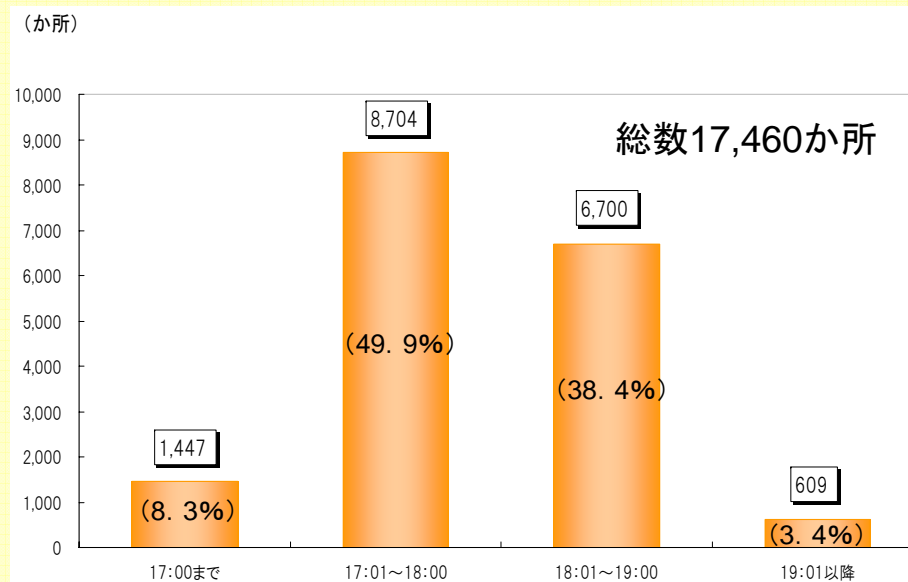


注1:()内は総数に対する割合。

注2:総数の17,460か所は土曜日等を開所しているクラブ数

土曜日等の終了時刻の状況

土曜日等においても、18:00までに閉所するクラブが5割を超えている。



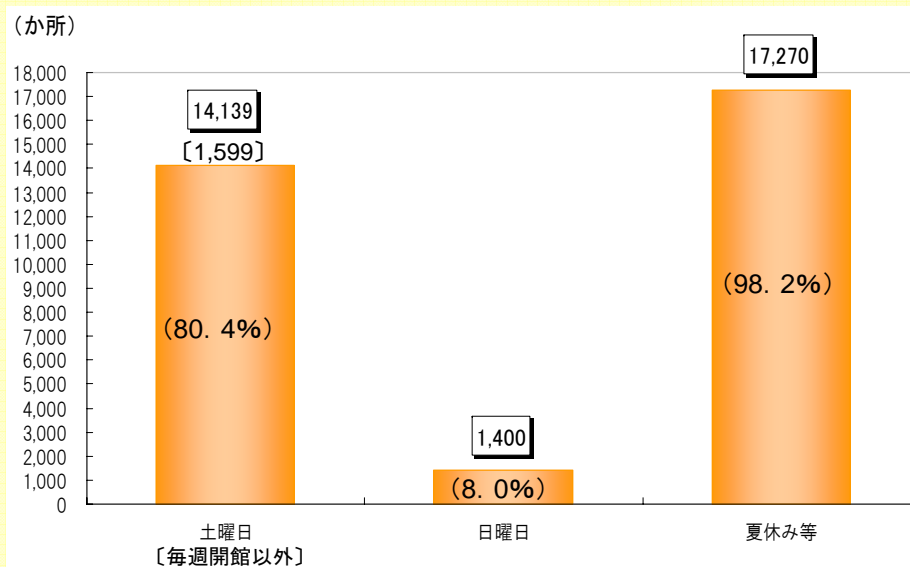
注1:()内は総数に対する割合。

注2:総数の17,460か所は土曜日等を開所しているクラブ数

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

土曜日等の開館状況

土曜日については8割以上が、夏休み等については、ほぼ全てのクラブが開所している。

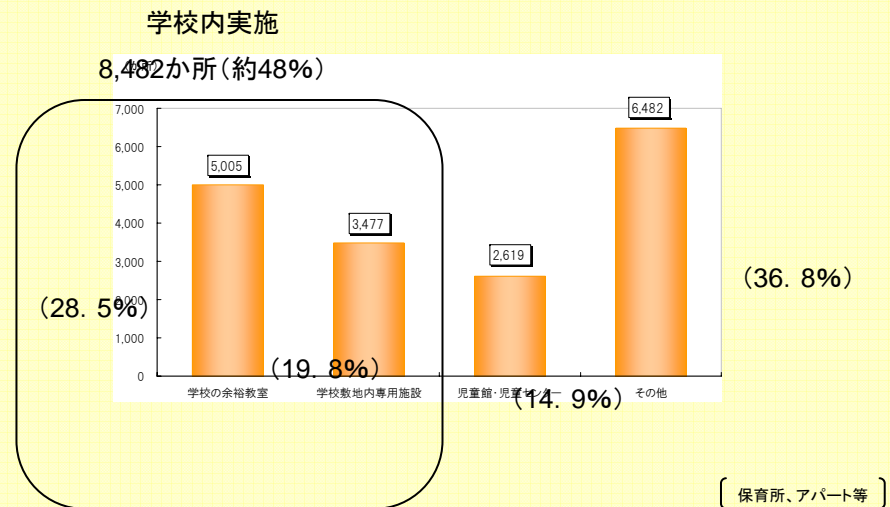


注1:()内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

注2:[]内は毎週開館以外のクラブ数であり、内数である。

実施場所の状況

実施場所については、約半数が学校内で実施されている。

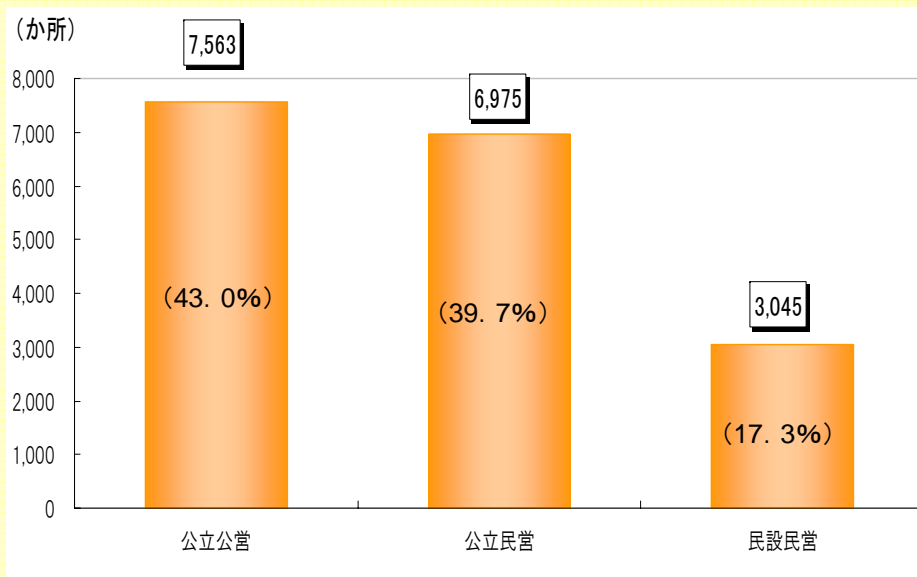


注:()内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

設置・運営主体別クラブ数の状況

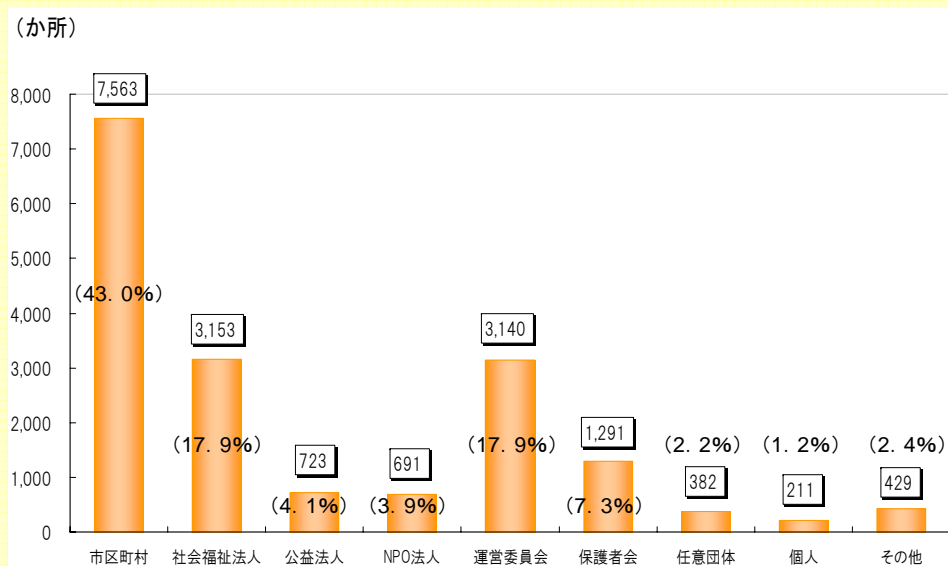
公立による実施が8割を超えている。



注: ()内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

運営主体別クラブ数の状況

運営主体については、市区町村が約4割、社会福祉法人、運営委員会がそれぞれ約2割となっている。



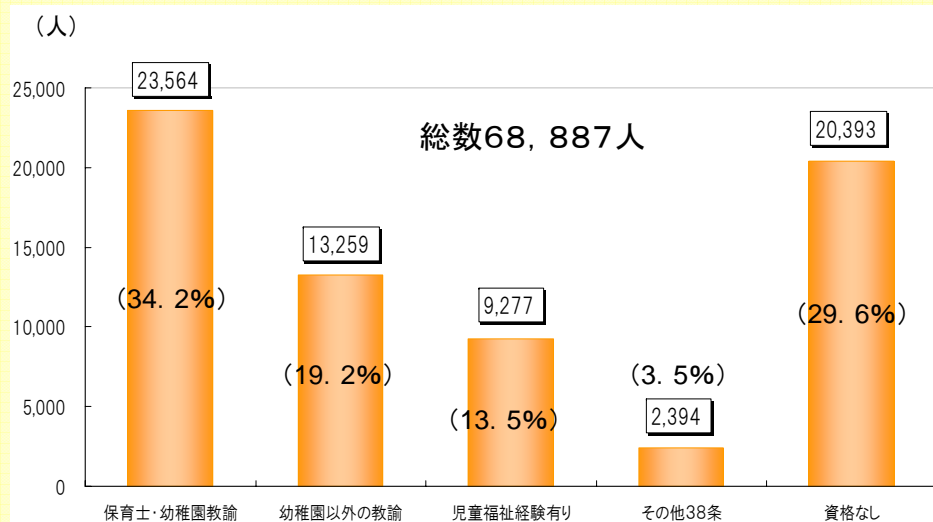
注1: ()内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

注2: 運営委員会とは、保護者や地域住民等により構成される組織が運営を行うもの。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

放課後児童指導員の資格の状況

保育士、幼稚園教諭、幼稚園教諭以外の教諭の資格を有する者が5割を超えている。



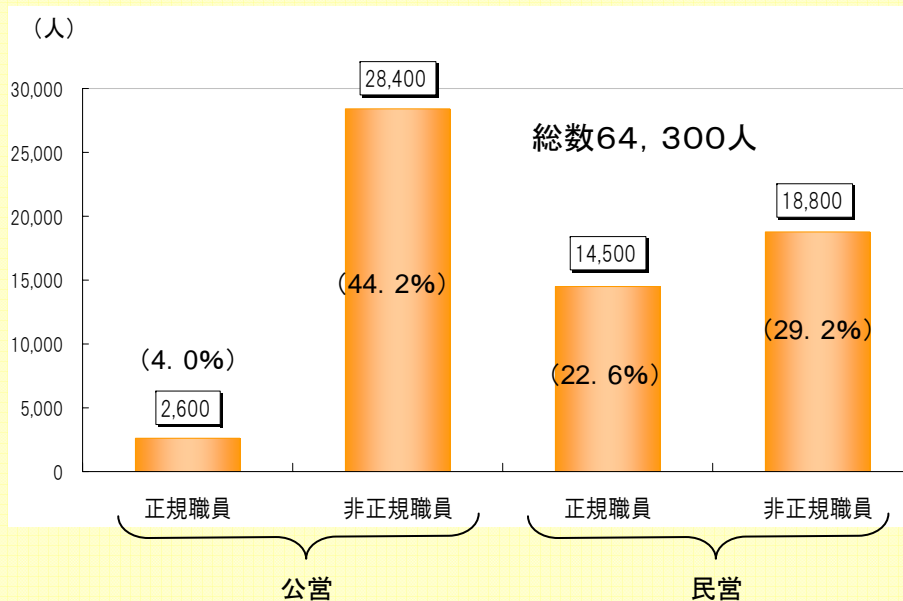
注1：()内は総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤を区別しない。また、1人の指導員に対し、1つの資格を計上。

注2：「その他38条」は「保育士・幼稚園教諭」、「幼稚園以外の教諭」、「児童福祉経験有り」以外で児童福祉施設最低基準第38条第2項に該当する者。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

放課後児童指導員の雇用形態

公営・民営ともに非正規職員(非常勤、臨時、嘱託、パートなど)の割合が多い。



注：()内は総数(64,300人)に対する割合。

※平成19年5月1日現在(全国学童保育連絡協議会調)

放課後児童クラブの実施状況③

放課後児童クラブに係る利用者負担については、2,000円～10,000円の間で設定されている割合が高い。

| | 2003年調査 | 2007年調査 |
|------------------|---------|---------|
| 5,000円未満 | 49.1% | 41.8% |
| 5,000～10,000円未満 | 40.3% | 46.4% |
| 10,000～15,000円未満 | 9.4% | 10.1% |
| 15,000～20,000円未満 | 1.1% | 1.7% |
| 20,000円以上 | 0.1% | 0% |

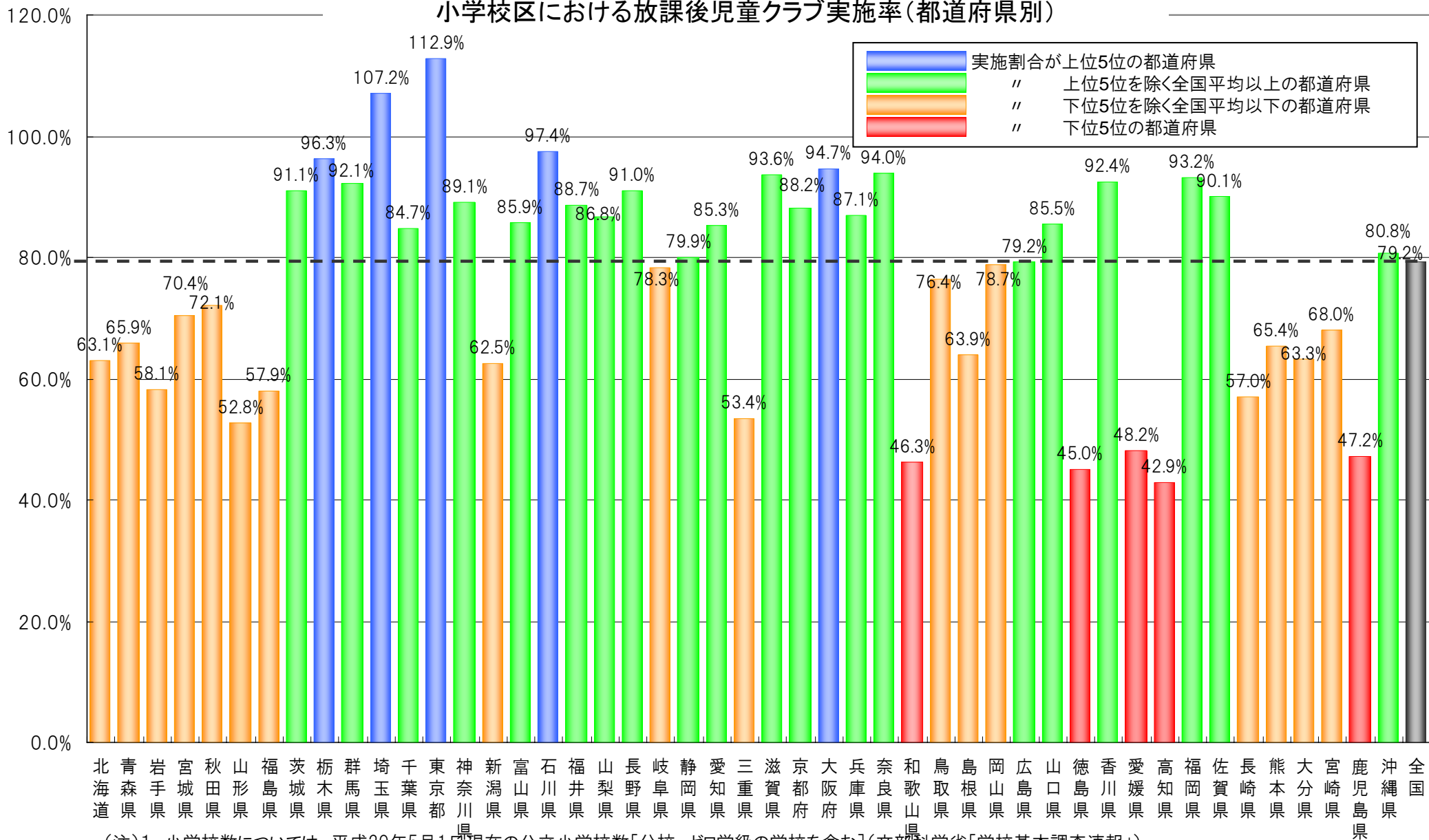
<平成15年及び平成19年(全国学童保育連絡協議会調べ)>

| | 割合 |
|------------------|-------|
| 利用料なし | 9.4% |
| 2,000円未満 | 8.0% |
| 2,000～4,000円未満 | 19.8% |
| 4,000～6,000円未満 | 20.1% |
| 6,000～8,000円未満 | 15.4% |
| 8,000～10,000円未満 | 6.9% |
| 10,000～12,000円未満 | 7.8% |
| 12,000～14,000円未満 | 3.6% |
| 14,000～16,000円未満 | 2.9% |
| 16,000円以上 | 3.1% |

<平成13年地域児童福祉事業等調査(厚生労働省)>

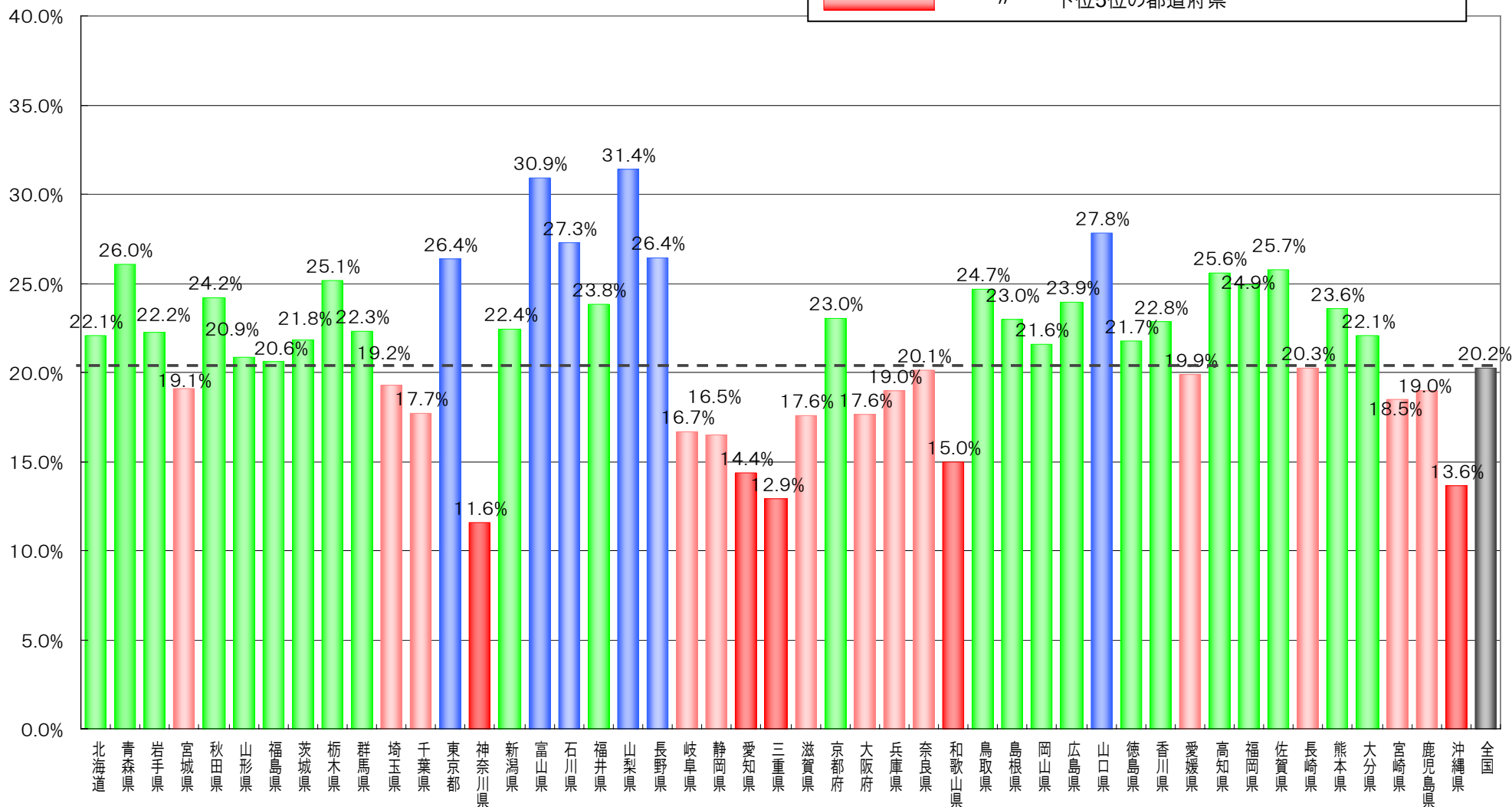
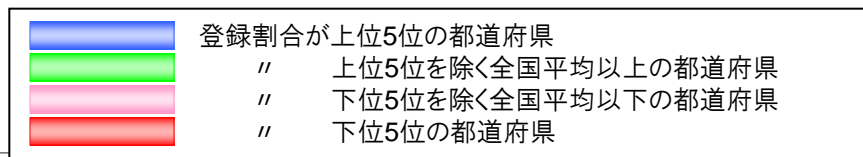
放課後児童クラブの実施状況④

小学校区における放課後児童クラブ実施率(都道府県別)



(注) 1. 小学校数については、平成20年5月1日現在の公立小学校数[分校、ゼロ学級の学校を含む](文部科学省「学校基本調査速報」)。
 2. 放課後児童クラブ実施か所数については、平成20年5月1日現在のか所数(厚生労働省育成環境課調)。
 3. 一つの小学校区で放課後児童クラブを複数か所実施することにより、数値が100%を超える場合がある。

小学校1～3年生の児童数に占める放課後児童クラブ登録児童数の割合(都道府県別)

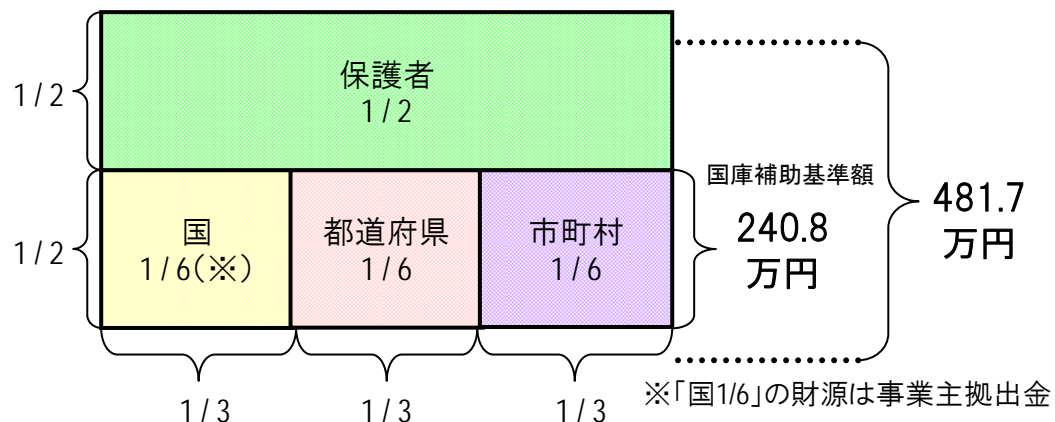


(注) 1. 児童数については、平成20年5月1日現在の人数(文部科学省「学校基本調査速報」)。
 2. 放課後児童クラブ登録児童数については、平成20年5月1日現在の人数(厚生労働省育成環境課調)。
 3. 割合については、児童数(小学校1～3年生)に対する登録児童数(小学校1～3年生)の割合。

放課後児童クラブの国庫補助について

【運営費に対する国の助成[児童手当勘定(特別会計)]】

運営費の負担の考え方(児童数36~70人の場合)



- 全体の概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- 残りの1/2分について、児童数が10人以上で、原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。
- 児童数36~70人の場合、国庫補助基準額:240.8万円
- その他、開設日数・開設時間に応じて加算

※ 250日は、授業日=200日、長期休暇45日、クラブ運営上必要な日(遠足等を想定)土日で5日を想定。

児童1人当たりの公費負担額 (保育所との比較)

【放課後児童クラブ】(1人当たり月額)

| |
|--------|
| 公費負担額 |
| 2,900円 |

※平成20年度放課後児童健全育成事業費予算額を基に算出

【保育所】(1人当たり月額)

| 年齢区分 | 公費負担額 |
|-------|--------|
| 0歳児 | 13.8万円 |
| 1・2歳児 | 6.8万円 |
| 3歳児 | 2.2万円 |
| 4歳以上児 | 1.7万円 |

※平成20年度保育所運営費負担金予算額を基に算出

(参考)放課後児童クラブにかかる平成21年度概算要求額 278.5億円(91.6億円増)

指導員の処遇について

指導員の平均勤続年数は、常勤で5年未満が約4割、非常勤で3年未満が約5割となっており、短期間なものとなっている。

(施設数)

| | | 1年未満 | 1～3年未満 | 3～5年未満 | 5～10年未満 | 10～20年未満 | 20年以上 | 合計 |
|--|------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|
| | 常勤 | 8 (0.8%) | 89 (8.8%) | 274 (27.0%) | 354 (34.9%) | 152 (15.0%) | 138 (13.6%) | 1,015 |
| | 公立公営 | 0 (0.0%) | 3 (1.2%) | 22 (8.8%) | 19 (7.6%) | 80 (32.1%) | 125 (50.2%) | 249 |
| | 公立民営 | 6 (1.0%) | 54 (9.0%) | 213 (35.4%) | 284 (47.2%) | 39 (6.5%) | 6 (1.0%) | 602 |
| | 私立民営 | 2 (1.2%) | 32 (19.5%) | 39 (23.8%) | 51 (31.1%) | 33 (20.1%) | 7 (4.3%) | 164 |
| | 非常勤 | 58 (6.5%) | 378 (42.2%) | 311 (34.7%) | 124 (13.8%) | 22 (2.5%) | 3 (0.3%) | 896 |
| | 公立公営 | 38 (16.6%) | 110 (48.0%) | 44 (19.2%) | 32 (14.0%) | 5 (2.2%) | 0 (0.0%) | 229 |
| | 公立民営 | 13 (2.4%) | 199 (36.7%) | 240 (44.3%) | 74 (13.7%) | 14 (2.6%) | 2 (0.4%) | 542 |
| | 私立民営 | 7 (5.6%) | 69 (55.2%) | 27 (21.6%) | 18 (14.4%) | 3 (2.4%) | 1 (0.8%) | 125 |

<「学童保育の実態と課題に関する調査研究」2008年2月独立行政法人国民生活センター>

常勤指導員の月給の平均は、約20万円であり、非常勤指導員の月給の平均は、約8.2万円となっている。

(施設数)

| | | 5万円未満 | 5万円～ 10万円未満 | 10万円～ 15万円未満 | 15万円～ 20万円未満 | 20万円～ 25万円未満 | 25万円～ 30万円未満 | 30万円～ 40万円未満 | 40万円以上 | 合計 |
|------|------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|-----|
| 常勤 | | 4 (0.4%) | 29 (3.1%) | 102 (10.9%) | 568 (60.5%) | 80 (8.5%) | 18 (1.9%) | 74 (7.9%) | 64 (6.9%) | 939 |
| 公立公営 | 公立公営 | 1 (0.5%) | 6 (2.9%) | 18 (8.8%) | 36 (17.6%) | 5 (2.4%) | 7 (3.4%) | 71 (34.6%) | 61 (29.7%) | 205 |
| | 公立民営 | 2 (0.3%) | 19 (3.3%) | 49 (8.5%) | 473 (81.8%) | 30 (5.2%) | 3 (0.5%) | 0 (0.0%) | 2 (0.3%) | 578 |
| | 民立民営 | 1 (0.6%) | 4 (2.6%) | 35 (22.4%) | 59 (37.8%) | 45 (28.8%) | 8 (5.1%) | 1 (0.6%) | 3 (1.9%) | 156 |
| 非常勤 | | 273 (31.2%) | 365 (41.8%) | 92 (10.5%) | 101 (11.6%) | 41 (4.7%) | 1 (0.1%) | 0 (0.0%) | 1 (0.1%) | 874 |
| 公立公営 | 公立公営 | 68 (28.6%) | 30 (12.6%) | 18 (7.6%) | 83 (34.9%) | 38 (16.0%) | 1 (0.4%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | 238 |
| | 公立民営 | 172 (33.0%) | 288 (55.3%) | 46 (8.8%) | 12 (2.3%) | 2 (0.4%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | 1 (0.2%) | 521 |
| | 民立民営 | 33 (28.7%) | 47 (40.9%) | 28 (24.3%) | 6 (5.2%) | 1 (0.9%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | 115 |

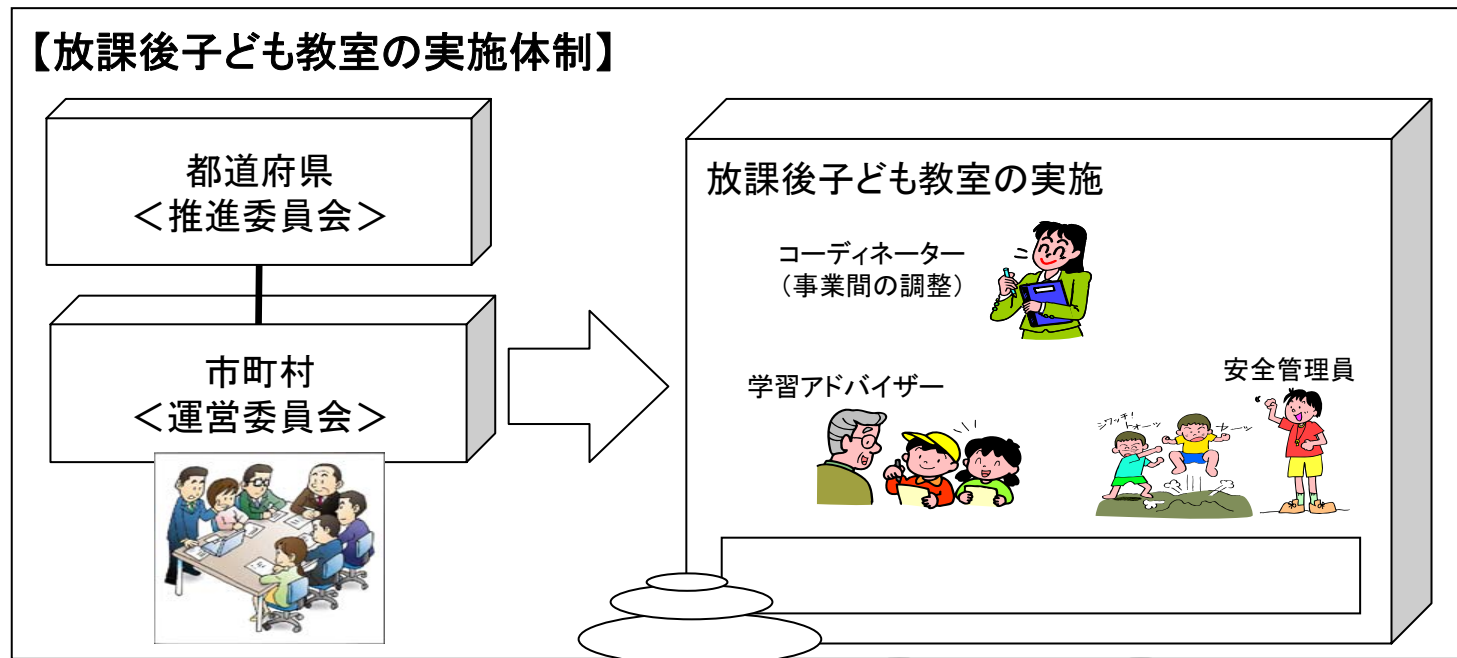
＜「学童保育の実態と課題に関する調査研究」2008年2月独立行政法人国民生活センター＞

放課後子ども教室との関係について

【放課後子ども教室推進事業についての内容・目的】

青少年の問題行動の深刻化や地域の教育力の低下等の緊急的課題に対応するため、放課後や週末等にすべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、さまざまな体験活動や交流活動等の取り組みを推進する。

【放課後子ども教室の実施体制】



■活動メニュー例

- 体験の場 : 野球、茶道、伝統芸能 など
- 交流の場 : 地域住民との異世代交流、異年齢交流 など
- 学びの場 : 宿題、英会話、科学実験 など
- その他 : 昔遊び、読み聞かせ(絵本、紙芝居) など

放課後児童クラブと放課後子ども教室について

| | 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) | 放課後子ども教室推進事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|--|-----------|-------------|------------|-----------------|--------|------------|-------|-------|--------|------|--------------|-------|--|-----|-----|------------|-----|-----|-----|----|-----|-----|-------------------|--|
| 趣旨・対象 | 共働き家庭の児童(小学校おおむね1～3年生)を対象として、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供 【児童福祉法第6条の2第2項に規定】 | すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20予算額 | 186.9億円(20,000か所分) | 77.7億円(15,000か所分) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助率 | 1/3(国、都道府県、市町村がそれぞれ負担) ※別途保護者(利用料)負担あり | 1/3(国、都道府県、市町村がそれぞれ負担) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助基準額 (20年度) | 運営費:481.6万円(児童36人～70人の場合) | 運営費:文部科学大臣が認めた額(執行上、制限無し) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 創設費:1,250万円、改修費:700万円、 備品費:100万円 | 備品費:文部科学大臣が認めた額(執行上、制限無し) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指導員等 | 放課後児童指導員(専任)を配置 | 地域の大人、退職教員等を安全管理員、学習アドバイザー等として配置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施場所 | <table border="0"> <tr> <td>学校内(余裕教室)</td> <td>28.5%</td> <td rowspan="6">} (平成20年5月)</td> </tr> <tr> <td>学校内(専用施設)</td> <td>19.8%</td> </tr> <tr> <td>児童館</td> <td>14.9%</td> </tr> <tr> <td>専用施設</td> <td>10.7%</td> </tr> <tr> <td>既存公的施設</td> <td>9.1%</td> </tr> <tr> <td>その他(民家、保育所等)</td> <td>17.0%</td> </tr> </table> | 学校内(余裕教室) | 28.5% | } (平成20年5月) | 学校内(専用施設) | 19.8% | 児童館 | 14.9% | 専用施設 | 10.7% | 既存公的施設 | 9.1% | その他(民家、保育所等) | 17.0% | <table border="0"> <tr> <td>小学校</td> <td>67%</td> <td rowspan="5">} (平成19年度)</td> </tr> <tr> <td>公民館</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>児童館</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>16%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(集会所、文化センター、公園など)</td> </tr> </table> | 小学校 | 67% | } (平成19年度) | 公民館 | 12% | 児童館 | 5% | その他 | 16% | (集会所、文化センター、公園など) | |
| 学校内(余裕教室) | 28.5% | } (平成20年5月) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校内(専用施設) | 19.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 児童館 | 14.9% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 専用施設 | 10.7% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 既存公的施設 | 9.1% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他(民家、保育所等) | 17.0% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小学校 | 67% | } (平成19年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公民館 | 12% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 児童館 | 5% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 16% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (集会所、文化センター、公園など) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施か所数 | 17,583か所(平成20年5月)[対前年898か所増] | 7,821か所(平成20年度《予定》) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用児童数 | 登録児童数 約79万人(平成20年5月) [対前年4.5万人増] | <table border="0"> <tr> <td>年間延べ参加児童数</td> <td>2,110万人</td> <td rowspan="3">} (平成18年度)</td> </tr> <tr> <td>・1教室当り年間平均参加児童数</td> <td>2,550人</td> </tr> <tr> <td>・1回当り参加児童数</td> <td>30.6人</td> </tr> </table> | 年間延べ参加児童数 | 2,110万人 | } (平成18年度) | ・1教室当り年間平均参加児童数 | 2,550人 | ・1回当り参加児童数 | 30.6人 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年間延べ参加児童数 | 2,110万人 | } (平成18年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・1教室当り年間平均参加児童数 | 2,550人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・1回当り参加児童数 | 30.6人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施形態等 | 原則として年間250日以上開所(夏休み等の長期休暇や必要に応じて土曜日も開所) | 概ね年間を通じて断続的・単発的に実施(平成20年度は1か所あたり平均126日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※平成18年度の数値は、地域子ども教室推進事業の実施状況

「放課後子どもプラン」の基本的考え方【要旨】

趣旨・目的

「放課後子どもプラン」の推進について(平成19年3月14日 文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)

- 各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で、放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進め、「放課後子ども教室推進事業」(文部科学省)と「放課後児童健全育成事業」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)を推進

1. 「放課後子どもプラン」の定義

- 市町村が策定する「事業計画」と同計画に基づく「放課後対策事業」(放課後子ども教室推進事業・放課後児童健全育成事業)の総称

2. 実施主体

- 事業計画の策定主体: 市町村
- 事業の実施主体: 市町村、社会福祉法人、特定非営利活動法人他

3. 事業経費

- 国において、二つの事業を「放課後子どもプラン推進事業」として、交付要綱等を一本化し、都道府県・指定都市・中核市に交付
- 都道府県においても、国に準じて交付要綱等を一本化し、国・市町村との事務手続を基本的に教育委員会が一括して処理

4. 事業計画の策定

- 市町村は、教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、21年度までの「放課後子どもプラン推進事業」の小学校区単位の実施計画等を盛り込んだ事業計画策定に努めることとする。
- また、本事業計画が、次世代育成支援行動計画の内容を前倒して実施するもの等であっても、行動計画の変更は必ずしも必要としない。

7. 市町村における事業の実施

- 余裕教室の利用や小学校敷地内での実施を基本とし、体育館、保健室等の学校諸施設の弾力的な活用に努めることとするが、現に公民館や児童館など小学校外で事業を実施している、余裕教室が無いなどの場合に、地域の实情に応じて小学校外で実施しても差し支えない。
- 各小学校区毎に、学校や関係機関・団体等との連絡調整、活動プログラムの企画・策定等を行うコーディネーターを配置
- 学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会の提供や、放課後児童クラブ対象児童に対する現行水準と同様のサービス(適切な指導員の配置、専用のスペースの確保等)の提供

5. 都道府県の体制、役割等

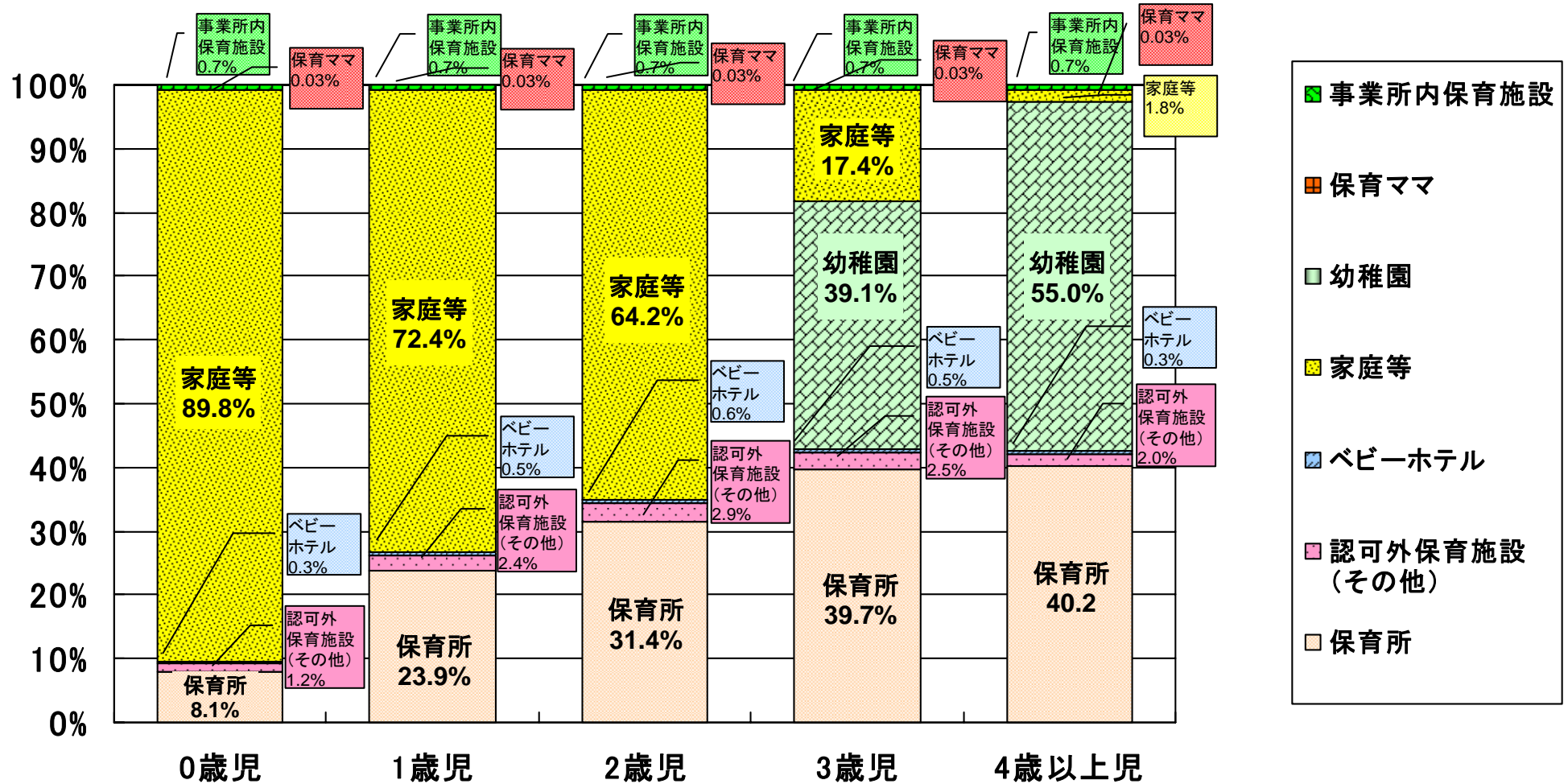
- 都道府県は、実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、以下の支援を実施
 - ・ 行政、学校、社会教育、福祉の各関係者及び学識経験者等で構成される「推進委員会」を設置し、プランの実施方針、指導者研修の企画、事後検証・評価等、域内におけるプランの総合的な在り方を検討
 - ・ コーディネーター、安全管理員、放課後児童指導員等の事業関係者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修の合同開催
 - ・ 基本的に教育委員会が主管部局となるが、都道府県の实情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
 - ・ 主管部局は、推進委員会事務局、補助申請事務等の業務を行うに当たり、福祉部局(又は教育委員会)と緊密な連携を図る。

6. 市町村の体制、役割等

- 市町村は、行政、学校、放課後児童クラブ、社会教育、児童福祉、PTAの各関係者及び地域住民等で構成される「運営委員会」を設置し、事業計画、活動プログラムの企画、事後検証・評価等を検討
- 基本的に教育委員会が主管部局となるが、市町村の实情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
- 主管部局は、運営委員会事務局、補助申請事務等の業務を行うに当たり、福祉部局(又は教育委員会)と緊密な連携を図る。

就学前児童が育つ場所

○就学前児童が日中育てられている場所を年齢別に見ると、以下のとおり。



出典) 就学前児童数: 平成19年人口推計年報【総務省統計局(平成19年10月1日現在)】
 幼稚園就園児童数: 学校基本調査(速報)【文部科学省(平成20年5月1日現在)】
 保育所利用児童数: 福祉行政報告例(概数)【厚生労働省(平成20年4月1日現在)】
 認可外保育施設、ベビーホテル: 厚生労働省保育課調べ
 保育ママ、事業所内保育施設: 厚生労働省保育課調べの年齢計の入所児童数を按分した数値
 家庭等: 就学前児童数と各施設入所児童数総計との差

各種の子育て支援事業の制度的な位置付け

- 市町村による各種の子育て支援事業の実施については、保育のような実施義務はなく、体制整備や着実な実施に向けた措置の努力義務にとどまっている。
- また、市町村に対し、各種の子育て支援事業に関する情報提供、相談・助言、コーディネートの義務がかかっている。

◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)

(市町村の責務)

第21条の8 市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の实情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようにすることその他の地域の实情に応じた体制の整備に努めなければならない。

第21条の9 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの(以下「子育て支援事業」という。)が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

- 一 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
- 二 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
- 三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

(市町村の情報提供等)

第21条の11 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

- ② 市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。
- ③ 市町村は、第一項の情報の提供、相談及び助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。
- ④ 子育て支援事業を行う者は、前二項の規定により行われるあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

※国会へ再提出予定の「児童福祉法等の一部を改正する法律案」においては、第21条の9について、子育て支援事業の例示に、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業を追加する改正が盛り込まれている。

各種の子育て支援事業に対する財政措置

○ 市町村の各種子育て支援事業に対する財政措置は、主として「次世代育成支援対策交付金」(ソフト交付金)と、「児童育成事業費」により行われている。

| | 次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金) | 児童育成事業費 |
|---------|--|---|
| (1)制度概要 | <p>○ 市町村が地域行動計画に基づき策定した毎年度の事業計画に対し、<u>一定の算定基準に基づいた額を国が補助</u>するもの。</p> <p>○ 具体的には、<u>事業量と児童人口等により、各年度の国庫予算額を配分</u>。</p> <p>※ <u>事業毎に一定額が補助される仕組みではない</u>。</p> | <p>○ 市町村等が行う一定の事業に対し、児童手当制度における事業主拠出金を財源として、<u>事業毎に定められた一定額を国が補助</u>するもの。</p> <p>※ 児童手当の支給に支障がない範囲内において実施。</p> |
| (2)対象事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児全戸家庭訪問事業 ・ 養育支援家庭訪問事業 ・ ファミリー・サポート・センター事業 ・ 子育て短期支援事業(ショートステイ・ワイルドステイ) ・ 延長保育促進事業 ・ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・ 地域における仕事と生活の調和推進事業 ・ へき地保育所事業 ・ 家庭支援推進保育事業 ・ <u>その他事業(※地域の創意工夫を活かした事業)</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) ・ 病児・病後児保育事業 ・ 家庭的保育事業 ・ 認可化移行促進事業 ・ 休日・夜間保育事業 ・ 特定保育事業 ・ 一時保育(一時預かり)事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 民間児童館活動事業 <p style="text-align: right;">等</p> |
| (3) 財源 | 国1/2、市町村1/2 | 事業主1/3、都道府県1/3、市町村1/3 |

他の社会保障制度における市町村事業の仕組み

| | 介護保険制度 | 障害者自立支援法 | 次世代育成支援 |
|--|--|--|--|
| | <p>〔地域支援事業〕 (事業内容) 市町村において実施する以下の事業 1. 必須事業 ①介護予防事業 ②包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務) 2. 任意事業 ①介護給付費等費用適正化事業 ②家族介護支援事業 ③その他の事業(※各自治体の創意工夫による事業実施が可能)</p> <p>(財政支援・財源構成) 地域支援事業の実施に必要な費用について、<u>上限額(※)の範囲内において、以下の財源構成により、関係者が負担。</u> ※当該市町村の介護給付費の3%以内</p> <div data-bbox="459 1125 840 1444"> <p>Legend: 介護予防事業 (Nursing Care Prevention Projects), 包括的支援事業・任意事業 (Inclusive Support Projects/Voluntary Projects)</p> <p>【財源構成】</p> <p>Category 1 (1号): 19% (National: 25%, Prefecture: 12.8%, City/Town/Village: 12.5%, Insurance: 19%) Category 2 (2号): 31% (National: 25%, Prefecture: 12.8%, City/Town/Village: 12.5%, Insurance: 31%)</p> <p>Category 1 (1号): 19% (National: 40.5%, Prefecture: 20.2%, City/Town/Village: 20.2%, Insurance: 5%) Category 2 (2号): 5% (National: 40.5%, Prefecture: 20.2%, City/Town/Village: 20.2%, Insurance: 5%)</p> <p>※「1号」・・・65歳以上の保険料 ※「2号」・・・40～64歳の保険料</p> </div> | <p>〔地域生活支援事業〕 (事業内容) 市町村において実施する以下の事業 1. 必須事業 ①相談支援事業 ②コミュニケーション支援事業 ③日常生活用具給付等事業 ④移動支援事業 ⑤地域活動支援センター機能強化事業 2. 任意事業 福祉ホーム事業などのメニュー事業のほか、<u>各自治体の創意工夫による事業実施が可能。</u></p> <p>(財政支援・財源構成) 地域生活支援事業の実施に必要な費用について、<u>一定の算定基準に基づいた額を国が補助。</u> 具体的には、<u>事業実績と人口による基準により、各年度の国庫予算額を配分</u> (国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4)</p> <p>※なお、市町村による事業のほか、<u>都道府県による事業(専門性の高い相談支援事業や研修事業等)あり。</u></p> | <p>〔次世代育成支援対策交付金〕 (事業内容) 市町村において実施する以下の事業 (※必須事業はなく、すべて任意。) ・乳児全戸家庭訪問事業 ・養育支援家庭訪問事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ) ・延長保育促進事業 等 ・<u>その他事業(※各自治体の創意工夫による事業実施が可能。)</u></p> <p>(財政支援・財源構成) 市町村が地域行動計画に基づき策定した毎年度の事業計画に対し、<u>一定の算定基準に基づいた額を国が補助するもの。</u> 具体的には、<u>事業量と児童人口等により、各年度の国庫予算額を配分。</u> ※ 事業毎に一定額が補助される仕組みではない。 (国:1/2、市町村:1/2)</p> |

各種子育て支援事業の取組の現状

| | 《事業名》 | 《事業内容》 | 《19年度実績》 | 《地域における箇所数》 | |
|---------|-------------------|--|--|--------------------------|--------------------|
| 訪問支援 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うもの。 | 1,063市区町村 (平成19年度交付決定ベース) | 全市区町村の 58.2% | |
| | 養育支援養育訪問事業 | 養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行うもの。 | 784市区町村 (平成19年度交付決定ベース) | 全市区町村の 42.9% | |
| 親や子の集う場 | 地域子育て支援拠点事業 | 地域において子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行うもの。 | 4,409か所 (平成19年度交付決定ベース) | 1小学校区当たり 0.20か所 | |
| | 児童館事業 | 児童に対する遊びを通じた集団的・個別的指導、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等。 | 4,718か所 (公営3,125か所、 民営1,593か所) (平成18年10月現在) | 1小学校区当たり 0.21か所 | |
| 預かり | 一時預かり(一時保育)事業 | 保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等による緊急・一時的な保育サービスを提供するもの。 | 7,214か所 (平成19年度交付決定ベース) | 1小学校区当たり 0.32か所 | |
| | 支子育て事業 短期 | 短期入所生活援助(ショートステイ)事業 | 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う(原則として7日以内)。 | 584か所 (平成19年度交付決定ベース) | 1市区町村当たり 0.32か所 |
| | | 夜間養護等(トワイライトステイ)事業 | 保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。 | 301か所 (平成19年度交付決定ベース) | 1市区町村当たり 0.16か所 |
| 相互援助 | ファミリー・サポート・センター事業 | 児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。 | 540か所 (平成19年度交付決定ベース) | 1市区町村当たり 0.30か所 | |

注：市区町村の総数は1,827(平成19年4月1日現在)。小学校区としての国公立小学校数は22,270(文部科学省「平成20年度学校基本調査(速報)」(平成20年5月1日現在)。

各種の子育て支援事業の都道府県別・取組状況①

(平成19年度「生後4か月までの全戸訪問事業」及び「育児支援家庭訪問事業」)

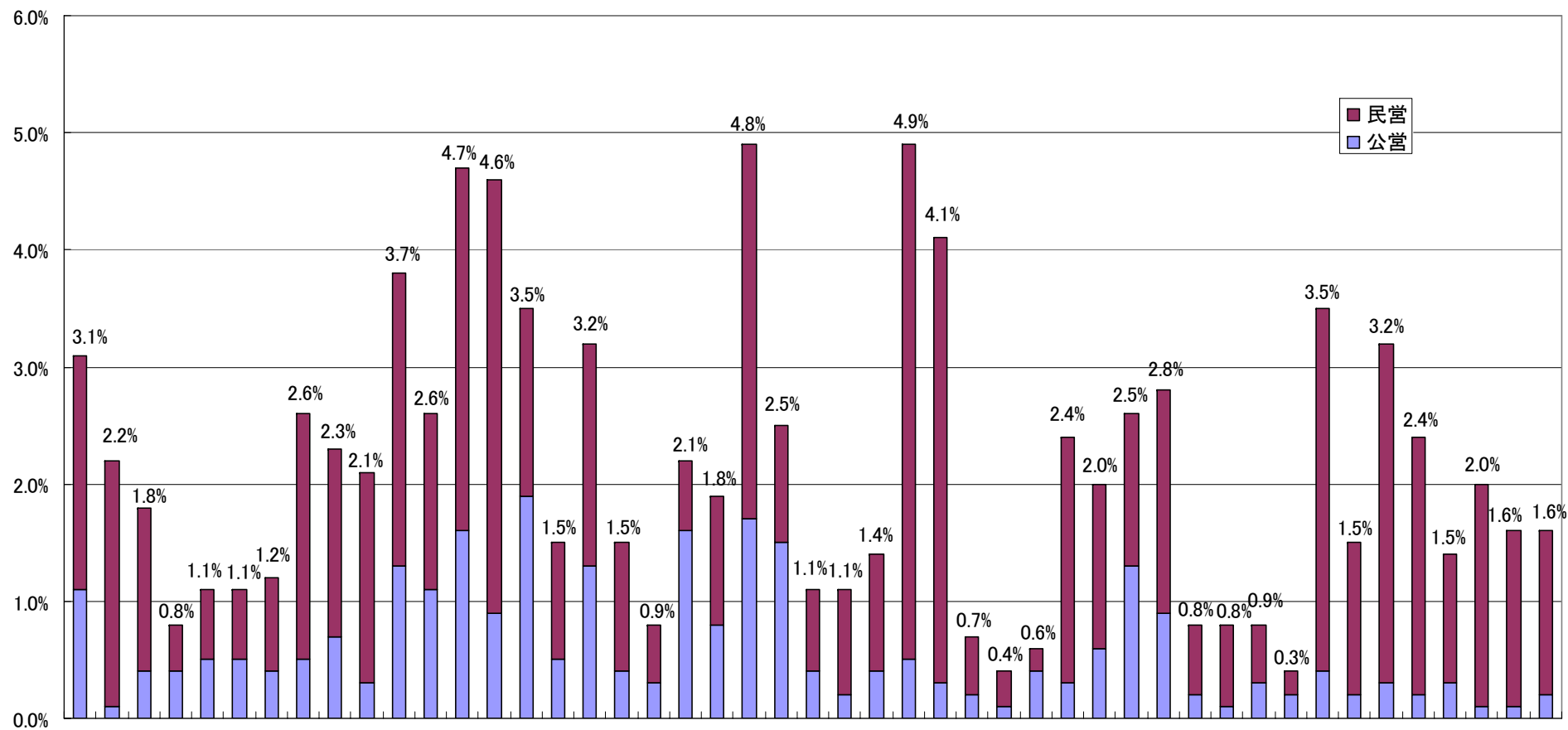
| | 生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) | | 育児支援家庭訪問事業 | | | 生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) | | 育児支援家庭訪問事業 | |
|------|---------------------------------|--------|------------|--------|--------|---------------------------------|-------|------------|-------|
| | 実施市区町村数 | 実施率 | 実施市区町村数 | 実施率 | | 実施市区町村数 | 実施率 | 実施市区町村数 | 実施率 |
| 北海道 | 103 | 57.2% | 70 | 38.9% | 滋賀県 | 18 | 69.2% | 13 | 50.0% |
| 青森県 | 19 | 47.5% | 11 | 27.5% | 京都府 | 16 | 61.5% | 14 | 53.8% |
| 岩手県 | 30 | 85.7% | 20 | 57.1% | 大阪府 | 18 | 41.9% | 31 | 72.1% |
| 宮城県 | 35 | 97.2% | 31 | 86.1% | 兵庫県 | 28 | 68.3% | 23 | 56.1% |
| 秋田県 | 13 | 52.0% | 4 | 16.0% | 奈良県 | 16 | 41.0% | 15 | 38.5% |
| 山形県 | 28 | 80.0% | 20 | 57.1% | 和歌山県 | 10 | 33.3% | 6 | 20.0% |
| 福島県 | 26 | 43.3% | 14 | 23.3% | 鳥取県 | 15 | 78.9% | 3 | 15.8% |
| 茨城県 | 24 | 54.5% | 20 | 45.5% | 島根県 | 17 | 81.0% | 11 | 52.4% |
| 栃木県 | 18 | 58.1% | 17 | 54.8% | 岡山県 | 17 | 63.0% | 16 | 59.3% |
| 群馬県 | 26 | 68.4% | 15 | 39.5% | 広島県 | 18 | 78.3% | 11 | 47.8% |
| 埼玉県 | 27 | 38.6% | 25 | 35.7% | 山口県 | 14 | 63.6% | 10 | 45.5% |
| 千葉県 | 27 | 48.2% | 15 | 26.8% | 徳島県 | 12 | 50.0% | 9 | 37.5% |
| 東京都 | 27 | 43.5% | 42 | 67.7% | 香川県 | 10 | 58.8% | 6 | 35.3% |
| 神奈川県 | 12 | 36.4% | 15 | 45.5% | 愛媛県 | 7 | 35.0% | 5 | 25.0% |
| 新潟県 | 25 | 71.4% | 16 | 45.7% | 高知県 | 19 | 54.3% | 11 | 31.4% |
| 富山県 | 11 | 73.3% | 4 | 26.7% | 福岡県 | 31 | 47.0% | 31 | 47.0% |
| 石川県 | 19 | 100.0% | 19 | 100.0% | 佐賀県 | 19 | 82.6% | 8 | 34.8% |
| 福井県 | 14 | 82.4% | 6 | 35.3% | 長崎県 | 21 | 91.3% | 16 | 69.6% |
| 山梨県 | 20 | 71.4% | 19 | 67.9% | 熊本県 | 29 | 60.4% | 13 | 27.1% |
| 長野県 | 47 | 58.0% | 28 | 34.6% | 大分県 | 11 | 61.1% | 9 | 50.0% |
| 岐阜県 | 21 | 50.0% | 15 | 35.7% | 宮崎県 | 10 | 33.3% | 5 | 16.7% |
| 静岡県 | 30 | 71.4% | 18 | 42.9% | 鹿児島県 | 23 | 46.9% | 10 | 20.4% |
| 愛知県 | 29 | 46.0% | 35 | 55.6% | 沖縄県 | 33 | 80.5% | 17 | 41.5% |
| 三重県 | 20 | 69.0% | 12 | 41.4% | 全国平均 | 1,063 | 58.2% | 784 | 42.9% |
| | | | | | 平成18年度 | - | - | 451 | 24.6% |

※ 各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

※ 平成19年度次世代育成支援対策交付金交付決定ベース

各種の子育て支援事業の都道府県別・取組状況② (一時預かり)

実施割合(%)



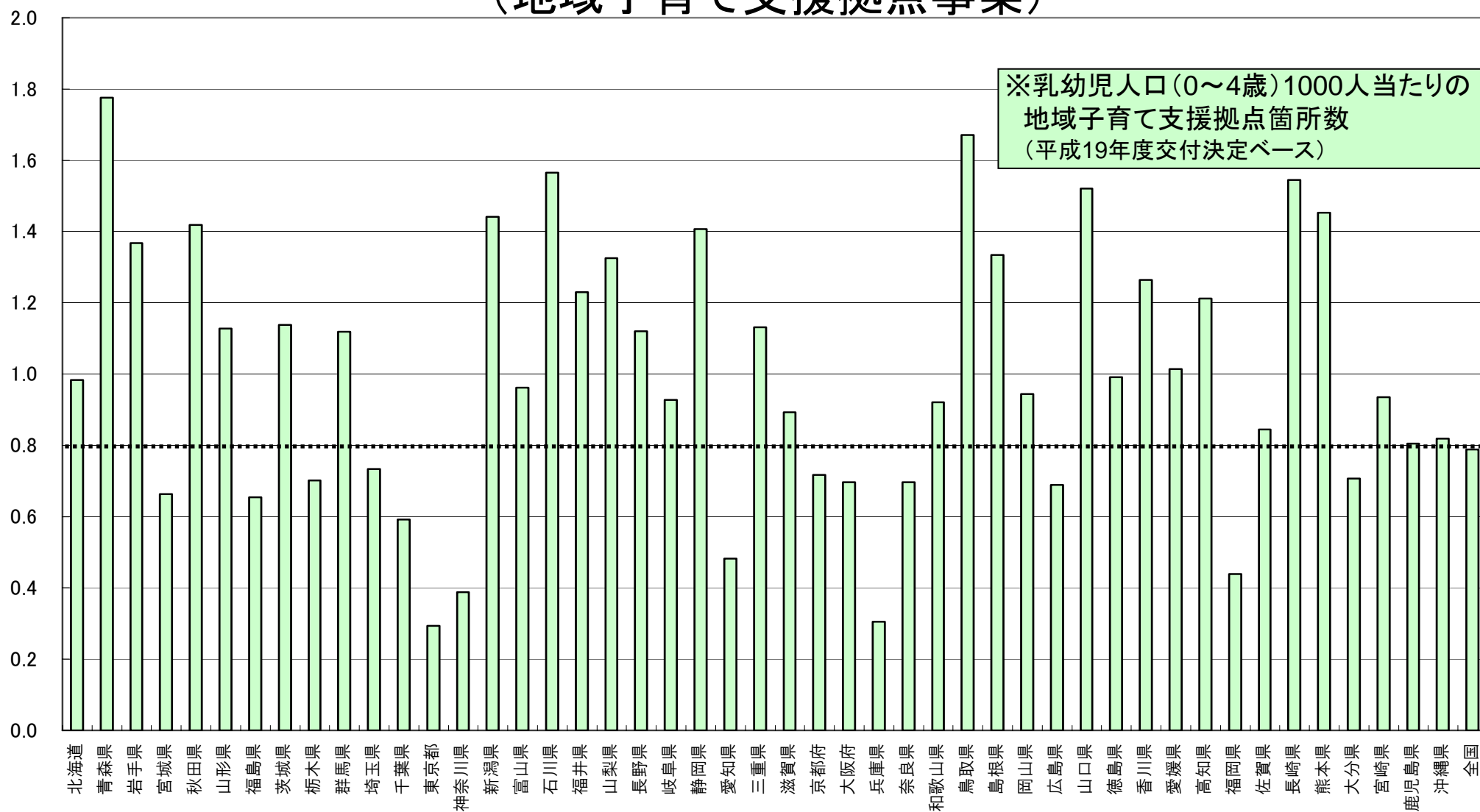
北 青 岩 宮 秋 山 福 茨 栃 群 埼 千 東 神 新 富 石 福 山 長 岐 静 愛 三 滋 京 大 兵 奈 和 鳥 島 岡 広 山 徳 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿 沖
 海 森 手 城 田 形 島 城 木 馬 玉 葉 京 奈 潟 湯 山 川 梨 野 卓 岡 知 重 賀 都 阪 府 庫 良 歌 取 根 山 島 口 島 川 媛 知 岡 賀 崎 本 分 崎 児 縄
 道 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 都 川 県 県 県 県 県 県 県 府 府 県

* 1 実施割合は、一時保育実施保育所数(総数)に占める各都道府県の一時保育実施保育所数の割合である。(平成19年度交付決定ベース)

* 2 都道府県の実施割合は、その区域内の政令指定都市、中核市に係る実施割合を含んだものである。

各種の子育て支援事業の都道府県別・取組状況③

(地域子育て支援拠点事業)



※各都道府県の乳幼児人口(0~4歳)については平成17年国政調査による。
 ※地域子育て支援拠点箇所数については、平成19年度交付決定ベース。

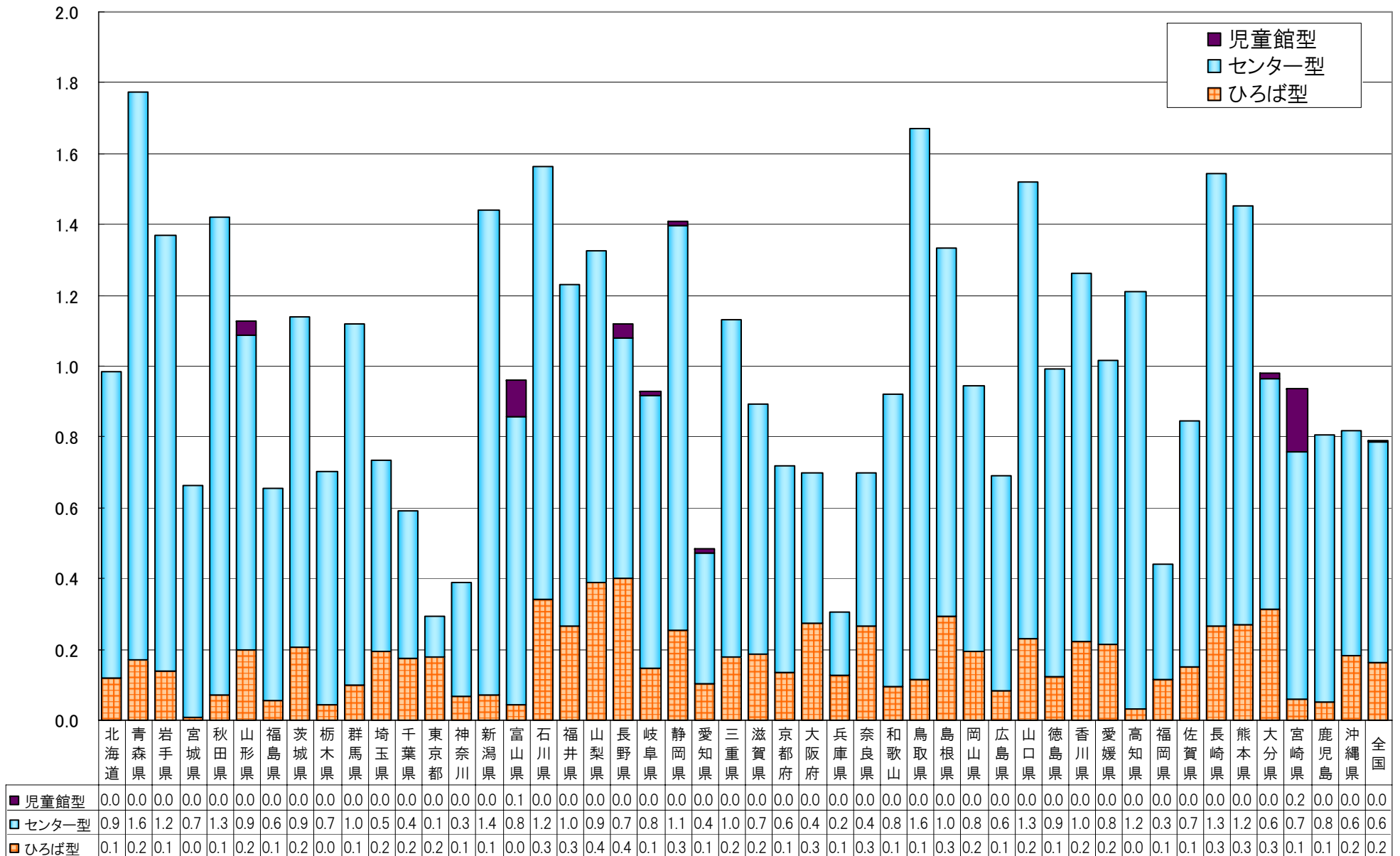
地域子育て支援拠点事業の都道府県別実施状況

| | 市区町村数 | 実施市区町村数 | 実施率 | | 市区町村数 | 実施市区町村数 | 実施率 |
|------|-------|---------|--------|------|-------|---------|-------|
| 北海道 | 180 | 126 | 70.0% | 滋賀県 | 26 | 21 | 80.8% |
| 青森県 | 40 | 29 | 72.5% | 京都府 | 26 | 25 | 96.2% |
| 岩手県 | 35 | 30 | 85.7% | 大阪府 | 43 | 41 | 95.3% |
| 宮城県 | 36 | 31 | 86.1% | 兵庫県 | 41 | 35 | 85.4% |
| 秋田県 | 25 | 19 | 76.0% | 奈良県 | 39 | 29 | 74.4% |
| 山形県 | 35 | 29 | 82.9% | 和歌山県 | 30 | 17 | 56.7% |
| 福島県 | 59 | 24 | 40.7% | 鳥取県 | 19 | 18 | 94.7% |
| 茨城県 | 44 | 40 | 90.9% | 島根県 | 21 | 18 | 85.7% |
| 栃木県 | 31 | 25 | 80.6% | 岡山県 | 27 | 21 | 77.8% |
| 群馬県 | 38 | 24 | 63.2% | 広島県 | 23 | 22 | 95.7% |
| 埼玉県 | 70 | 57 | 81.4% | 山口県 | 20 | 18 | 90.0% |
| 千葉県 | 56 | 40 | 71.4% | 徳島県 | 24 | 21 | 87.5% |
| 東京都 | 62 | 37 | 59.7% | 香川県 | 17 | 15 | 88.2% |
| 神奈川県 | 33 | 24 | 72.7% | 愛媛県 | 20 | 17 | 85.0% |
| 新潟県 | 31 | 30 | 96.8% | 高知県 | 34 | 19 | 55.9% |
| 富山県 | 15 | 14 | 93.3% | 福岡県 | 66 | 50 | 75.8% |
| 石川県 | 19 | 19 | 100.0% | 佐賀県 | 20 | 13 | 65.0% |
| 福井県 | 17 | 16 | 94.1% | 長崎県 | 23 | 19 | 82.6% |
| 山梨県 | 28 | 17 | 60.7% | 熊本県 | 47 | 40 | 85.1% |
| 長野県 | 81 | 49 | 60.5% | 大分県 | 18 | 17 | 94.4% |
| 岐阜県 | 42 | 37 | 88.1% | 宮崎県 | 30 | 20 | 66.7% |
| 静岡県 | 38 | 38 | 100.0% | 鹿児島県 | 45 | 30 | 66.7% |
| 愛知県 | 61 | 53 | 86.9% | 沖縄県 | 41 | 22 | 53.7% |
| 三重県 | 29 | 26 | 89.7% | 全国平均 | 1,805 | 1,382 | 76.6% |

注1)市区町村数は、平成20年11月1日現在。各都道府県には政令指定都市、中核市を含む。

注2)平成19年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付決定ベース

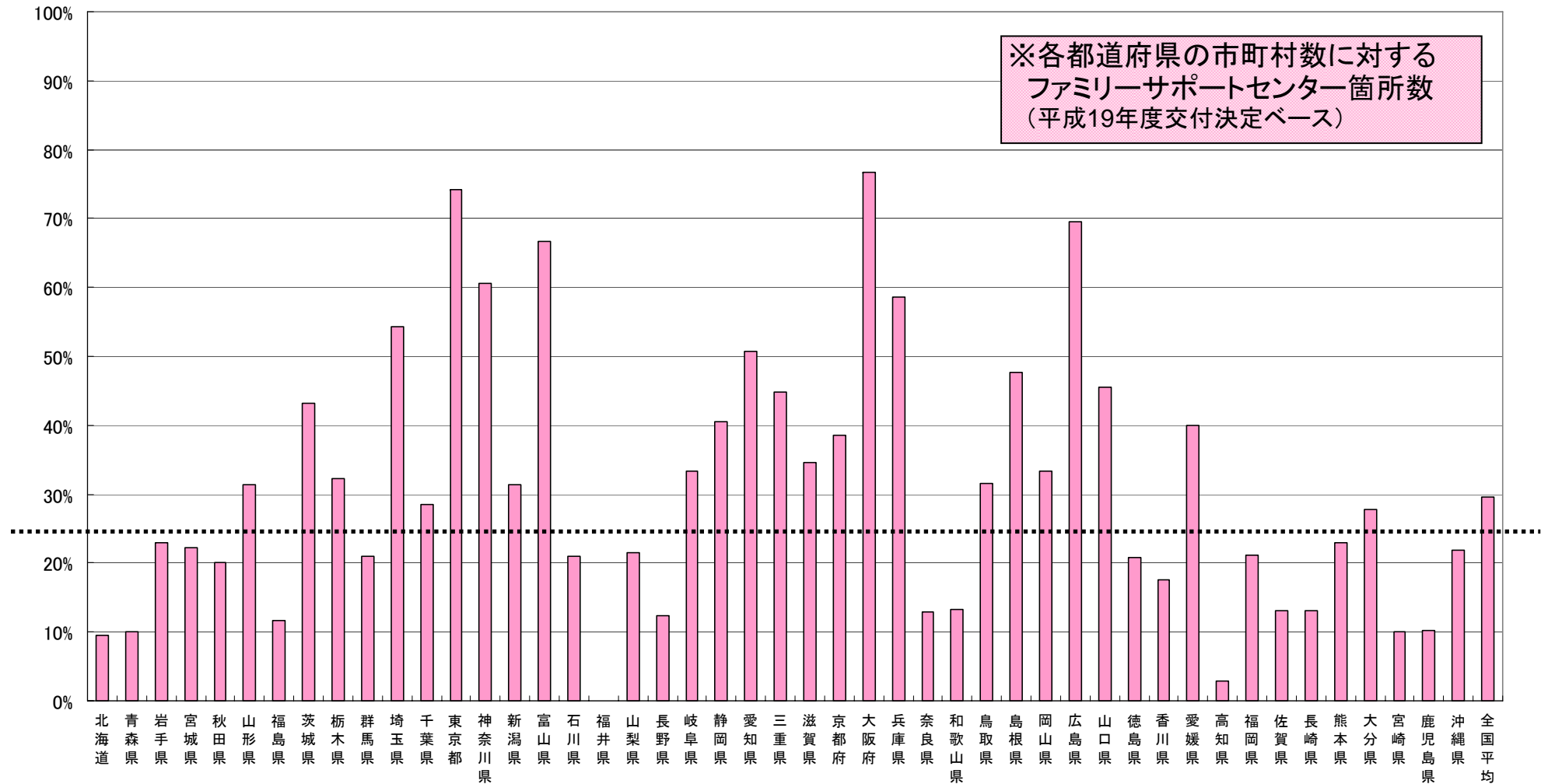
地域子育て支援拠点事業の都道府県別実施状況 (乳幼児人口(0~4歳)1,000人当たりのか所数)



注1) 各都道府県の乳幼児人口(0~4歳)については、平成17年国勢調査による。

注2) 地域子育て支援拠点か所数については、平成19年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付決定ベース。

各種の子育て支援事業の都道府県別・取組状況③ (ファミリー・サポート・センター事業)



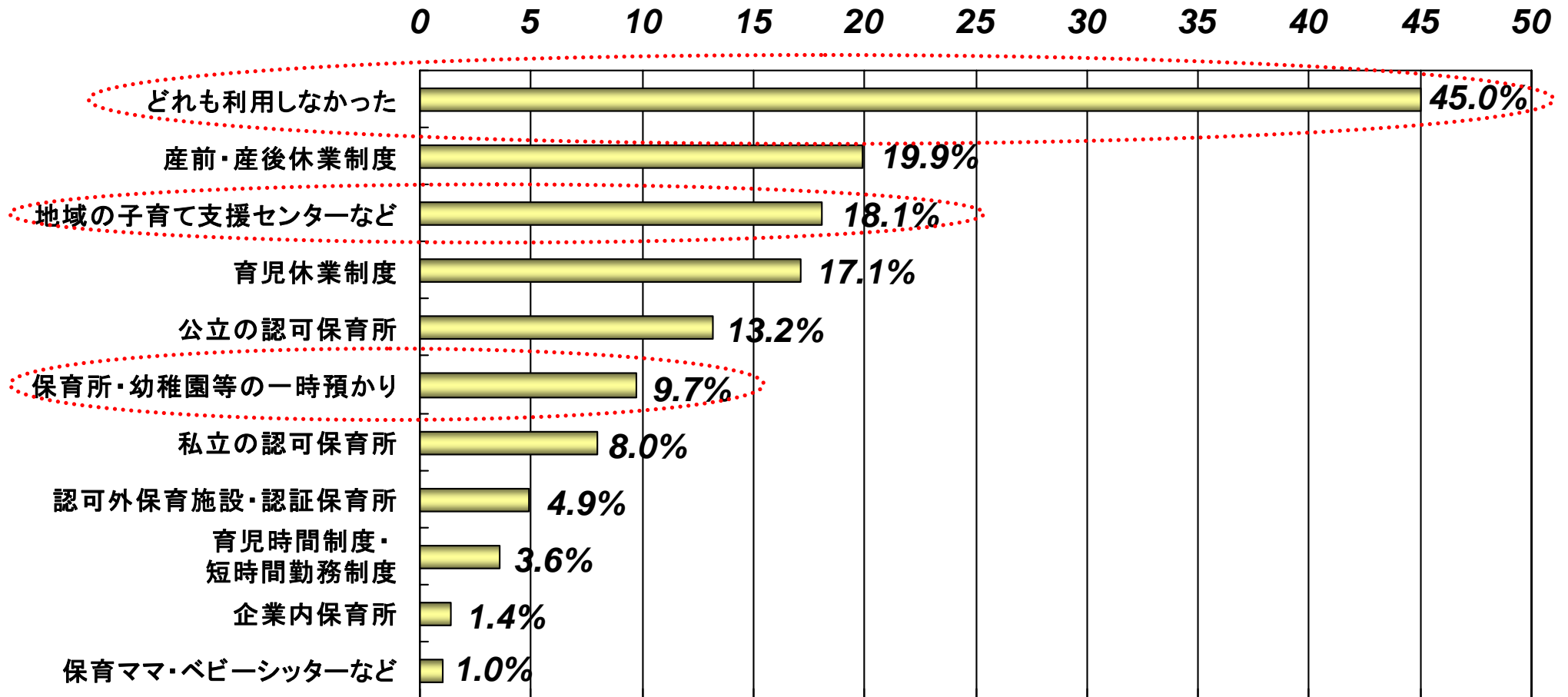
※各都道府県の市町村数(特別区含む)に対するファミリー・サポート・センター箇所数をグラフ化したもの。

各種子育て支援サービス・制度の利用状況

○ 各種子育て支援サービス・制度の利用状況を見ると、どれも利用したことがない家庭が半数近くを占める。

○ 利用したことがある制度・サービス(1歳以上の子どもをもつ初婚どうし夫婦)

(%)



(資料) 社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査」における子どもの出生年が2001年以降の夫婦に係る数値を基に作成。

各自治体における多様な取組み(事例) ①

○ 各自治体においては、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)や児童育成事業費によるメニュー事業のほか、多種多様な取組がなされている。

| 事業名 | 取組自治体 | 事業概要 |
|--------------------|---------|--|
| 地域在宅子育て支援制度「みなとっ子」 | 港区 | 妊娠時からの「かかりつけ保育園」制度。一時保育体験、各種育児体験への参加、看護師、栄養士、保育士による育児相談、保育園の行事への参加、「保育園であそぼう」への参加、毎月のお便り送付などがある。 |
| マイ保育園登録事業 | 石川県内市町村 | 妊娠中から出産後の育児不安を解消するために、身近な保育所で育児教室や育児相談を受けることができる制度。保育所は登録制になっており、「マイ保育園利用券」を使って平日午前半日保育を無料で3回受けることができる。 |
| マイ保育園みんなで子育て応援事業 | 石川県 | 子育てコーディネーターを配置し、「子育て支援プラン」を作成する。これは、介護保険のケアプランの育児版のようなもので、継続的・計画的な保育サービスの利用を促し、育児不安を解消し、子どもの発達を支援するもの。 |
| 派遣型一時保育事業 | 港区 | 保護者の傷病、入院等により、一時的に保育が必要となる子どもの自宅に保育者を派遣して保育を行う。一時保育の他、病後児保育、新生児保育もあり。 |
| 派遣型保育サービス | 七尾市 | 市に保育ママとして登録されている子育て経験者が、子どもを預かる派遣型保育サービス。(1)産後の母親の身の回りの世話や新生児の世話(産後・安心ヘルパー派遣サービス)、(2)病気の回復期にある子どもの一時預かり(病後児童在宅保育サービス)、(3)保護者が病気の時や冠婚葬祭の時などの子どもの一時預かり(訪問型一時保育サービス)が含まれる。保育の実施場所は、保育ママの自宅もしくは子どもの自宅。 |

| 事業名 | 取組自治体 | 事業概要 |
|-----------------------|--------------|--|
| 協定家庭による子どもショートステイ事業 | 新宿区 | (1)病気や出産のため入院、(2)家族の病気の介護、(3)冠婚葬祭、(4)事故や災害、(5)そのほか、家庭で養育できない事情ができた場合、0歳から小学校6年生までの子どもをショートステイ協力家庭で預かる(1日3000円、減免あり)。 |
| すみずみ子育てサポート事業 | 福井県 | NPO法人やシルバー人材センターなどが行う、一時預かりや家事支援等の利用料を助成。(標準利用料1時間350円) |
| 子育て応援券 | 杉並区 | 就学前の子どもがいる家庭に、一時保育や親子コンサートなど、地域の子育て支援サービスに利用できる券を配付。 |
| 子育てファミリー世帯居住支援 | 鹿沼市、新宿区、大阪市他 | 転居一時金、家賃の差額及び引越し費用を助成(条件あり)。 |
| 子育て世帯に適した住宅・住環境ガイドライン | 愛知県 | 子育て世帯に適した住まいの基本的な考え方を県民・事業者にガイドラインとして提示。 |
| 子育て支援マンション認定制度 | 墨田区 | 区内に供給される、ソフト・ハードの両面で子育てに配慮されたマンションを認定・支援することにより、子育てしやすい居住環境を整備。 |
| 高齢者世帯と子育て世帯の住替えモデル事業 | 横浜市 | 高齢者住み替え相談、子育て世帯への転貸支援、高齢者向け優良賃貸住宅の供給を一体的に実施。 |
| 道営であえーる | 北海道 | 道営住宅について、子育て支援仕様の住空間、子育て支援サービスを一体的に整備。子どもの年齢に基づく期限付き入居を導入。 |

各自治体における多様な取組み(事例) ②

| 事業名 | 取組自治体 | 事業概要 | 事業名 | 取組自治体 | 事業概要 |
|--------------|------------------|--|---------------------|-------|--|
| 妊婦健康診査費用助成制度 | | 妊娠健康診査健診費用を自治体で負担。 | 「子ども条例」制定に向けた子どもの参画 | 豊田市 | 子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う地域社会を実現することを目的に制定。検討過程で、公募子ども委員、地域子ども会議(26 中学校区)、3回のパブリックコメントなどを実施。 |
| 出産費用助成 | | 分娩や入院にかかる出産費用のうち、出産育児一時金等を差し引いた金額の助成等。 | | | |
| 乳幼児医療費助成 | | 乳幼児にかかる医療費の助成。 | 子ども部会の討議による知事への提案 | 北海道 | 子どもの未来づくり審議会(子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例に基づく設置)の子ども部会で特定のテーマをもとに検討し、知事に提案。 |
| 歯科検診 | | 乳幼児健診とあわせて、歯科検診の実施。 | 子どもを虐待から守る条例 | 三重県 他 | 条例に基づき、子育て支援指針、早期発見対応指針、保護支援指針を策定し、未然防止・早期発見・回復・再構築の支援を図る。 |
| 聴覚健診 | 羽島市 揖保川町 他 | 新生児聴覚検査費の助成。 | みえ次世代育成応援ネットワーク | 三重県 | 三重県の企業と地域の団体が連携して、子育てに優しい地域社会づくりに取り組む地域密着型子育て応援ネットワーク。マッチング機能、企画の支援などを実施。 |
| プレーパーク事業 | 世田谷区 | 住民との協働により、プレーリーダーや地域ボランティアのもと、子どもたちの好奇心を大切に、自由にやりたいことができる遊び場づくりを実施。 | 子育てネットの運営・マップづくり | 三鷹市 他 | 様々な子育て情報や子育て相談を行うサイトの運営や、乳幼児のいる子育て家庭を対象にした市内まちあるきマップの作成を企業やNPOと協働して実施。 |
| おもちゃ図書館 | | 障害のある子どもたちにおもちゃを用意し、気に入ったおもちゃを選んで遊ぶ機会を提供し、家でも遊べるよう貸し出しを行う。家族にも仲間作りや情報交換の場となっている。 | 子育て総合支援センター事業 | 徳島県 | 市町村・NPO・子育てサークル等の子育て関係組織の取組を総合的にコーディネートすることや、人材育成、子育て支援情報の集積・発信など、子育て支援活動を支援。 |
| 子育て相談室 | 浦安市 | 育児相談の総合窓口を開設し、独自に養成した「子育てケアマネージャー」が子育ての悩み全般に対し、適切な支援サービスを案内。 | 子育て家庭優待事業 | | 子育て家庭にカードを配布し、県内の協賛店舗・施設で商品の割引や優待サービスなど様々な特典が受けられる。 |
| | | | チャイルドライン | | 18歳までの子どもがかけられる電話として、子どもの声に耳を傾ける場の醸成など、子どもの健全な成長のための社会基盤づくりの取組。 |
| | | | 父親の子育て参加促進事業 | 埼玉県 他 | 働き方の見直しとともに、地域や職域において父親の意識醸成や父親同士の仲間づくりを進め、子育て参加の意識を高める。 |
| | | | 出合いの場づくり・結婚応援事業 | | イベント等の開催による結婚を望む男女の出会いの機会提供や結婚相談の実施によるお相手紹介。 |

社会保障国民会議 第3分科会

(持続可能な社会の構築(少子化・仕事と生活の調和)分科会)

中間とりまとめ(平成20年6月19日) (抜粋)

3. (2)地域全体が支える、世代を超えて支える子育て支援

子育てには時間と人手がかかるが、それだけに得られる幸福感も大きい。

しかしながら、地域での子どもとのふれあいの減少などにより、親になるまでに子育てに肯定的な感情を持っていないこと、親になっても、子育てについて身近に悩みを相談する相手がいないことなどから、親が子どもとのきずなを見いだせない、子育ての負担面ばかりを感じがちであるといったケースが増えてきている。子どもに関わる豊かな時間を生み出し、子どもと一緒に暮らし、子どもとともに親も成長する充実感、子育ての本当の楽しさを実感できるような子育て支援が必要とされてきている。

子育て支援は地域が支えることが重要である。町内会・自治会、NPOなどの市民団体や、企業、シニアや若者をはじめとする地域住民など、多様な主体が担い手となって、地域全体が子育てに関われるような支援、子育て家庭のリスクにもきめ細かに対応できるような地域のネットワークが必要である。子育て支援のサービスの担い手としては、依然として行政や社会福祉協議会などの半公的な主体が大半を占めているものがあり、新規参入のNPO等が参入しづらい現状がある。このため、今後、担い手の育成という視点も含め多様な主体の参画に向けた検討がなされるべきである。地方公共団体における政策の決定過程やサービスの現場等においても、親を一方的なサービスの受け手としてではなく、相互支援や、サービスの質の向上に関する取組などに積極的に参画し得る方策を探るべきである。

また、親自身が、やがて支援側に回れるような循環を地域に生み出し、高齢者も含めた地域の力(例えば地域の「社会的祖父力・祖母力」の活用による世代間交流)などを有効に引き出すことができるよう、子育てに優しいまちづくりの視点も含めた環境づくりが必要である。多子世帯に配慮した支援なども重要である。

これからの子育て支援は、すべての家庭を対象に、子ども自身の視点に立つとともに、親の主体性とニーズを尊重し、子育てが孤立化しないように、子ども自身と親の成長に寄り添う形で支援することが重要である。

幼少期から長期的展望に立って子育てに関心を持つ、「心を育てる」取組を幅広く進めるとともに、子どもを持ち、育てる喜びを認識し、共有するための情報発信にも力を入れていくことも必要である。

現行の情報公表・情報提供の仕組み①

(認可保育所に関する情報)

- 現行制度においては、市町村に対し、認可保育所の運営状況等に関する情報提供義務が課せられている。
- また、保育所に対して、地域住民への当該保育所の保育に関する情報提供の努力義務が課せられている。

◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第二十四条 (略)

2～4 (略)

5 市町村は、第一項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第四十八条の三 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

2 (略)

◎ 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)(抄)

第二十五条 法第二十四条第五項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

- 一 保育所の名称、位置及び設置者に関する事項
 - 一の二 当該保育所が認定こども園(就学前保育等推進法第六条第二項に規定する認定こども園をいう。以下この条において同じ。)である場合にあつては、その旨
- 二 保育所の施設及び設備の状況に関する事項
- 三 次に掲げる保育所の運営の状況に関する事項
 - イ 保育所の入所定員、入所状況、職員の状況及び開所している時間
 - ロ 保育所の保育の方針
 - ハ 当該保育所が認定こども園である場合にあつては、就学前保育等推進法第四条第一項第三号及び第四号に掲げる子どもの数
 - ニ 当該保育所が私立認定保育所である場合にあつては、第二十四条の二第二項の規定により都道府県知事に届け出た選考の方法
 - ホ その他保育所の行う事業に関する事項
- 四 法第五十六条第三項の規定により徴収する額又は就学前保育等推進法第十三条第四項の規定による保育料の額に関する事項
 - 四の二 当該保育所が認定こども園である場合にあつては、法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児以外の子どもに関する利用料の額
- 五 保育所への入所手続に関する事項
- 六 市町村の行う保育の実施の概況

② 法第二十四条第五項に規定する情報の提供は、地域住民が当該情報を自由に利用できるような方法で行うものとする。

◎ 保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号) (抄)

第一章 総則

4 保育所の社会的責任

(1) (略)

(2) 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

第六章 保護者に対する支援

2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

(1) (略)

(2) 保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、保護者との相互理解を図るよう努めること。

現行の情報公表・情報提供の仕組み② (認可外保育施設に関する情報)

- 現行制度においては、認可外保育施設に対し、利用料、保育士等の配置数及び勤務体制、保険に関する事項等について、都道府県に対する報告を義務付けている。
- 都道府県知事は、必要と認める事項を取りまとめ、市町村長に通知するとともに、公表するものとされている。

◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第五十九条の二の五 第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者は、毎年、厚生労働省令で定めるところにより、当該施設の運営の状況を 都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、毎年、前項の報告に係る施設の運営の状況その他第五十九条の二第一項に規定する施設に関し児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、これを各施設の所在地の市町村長に通知するとともに、公表するものとする。

◎ 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)

第四十九条の七 法第五十九条の二の五第一項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項を都道府県知事の定める日までに提出することにより行うものとする。

- 一 施設の名称及び所在地
- 二 設置者の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地
- 三 建物その他の設備の規模及び構造
- 四 施設の管理者の氏名及び住所
- 五 開所している時間
- 六 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 七 報告年月日の前日において保育している乳幼児の人数
- 八 入所定員
- 九 報告年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制
- 十 保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
- 十一 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- 十二 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 十三 その他施設の管理及び運営に関する事項

現行の情報公表・情報提供の仕組み③（認定こども園）

○ 現行制度においては、都道府県に対し、認定こども園を利用しようとする者に対し、施設の名称・所在地等を周知する義務が課せられている。

◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

（認定こども園に係る情報の提供等）

第六条 都道府県知事は、第三条第一項又は第二項の認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、当該認定を受けた施設において提供されるサービスを利用しようとする者に対し、第四条第一項各号に掲げる事項及び教育保育概要（当該施設において行われる教育及び保育並びに子育て支援事業の概要をいう。次条第一項において同じ。）についてその周知を図るものとする。第三条第三項の規定による公示を行う場合も、同様とする。

2（略）

（認定の申請）

第四条 前条第一項又は第二項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その申請に係る施設が同条第一項各号又は第二項各号に掲げる要件に適合していることを証する書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 施設の名称及び所在地
- 三 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児の数（満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。）
- 四 施設において保育する児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児以外の子どもの数（満三歳未満の者の数及び満三歳以上の者の数に区分するものとする。）
- 五 その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項

2（略）

◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成十八年文部科学省・厚生労働省令第三号）

（法第四条第一項第五号の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項）

第四条 法第四条第一項第五号の文部科学省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 認定を受ける施設について幼稚園、保育所又は児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものの別
- 二 認定こども園の名称
- 三 認定こども園の長（認定こども園の一体的な管理運営をつかさどる者をいう。）となるべき者の氏名
- 四 教育及び保育の目標並びに主な内容
- 五 第二条各号に掲げる事業のうち認定こども園が実施するもの

現行の情報公表・情報提供の仕組み④ (子育て支援事業)

○ 現行制度においては、市町村に対し、子育て支援事業に関する必要な情報提供の義務が課せられている。

◎ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第二十一条の十一 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

- ② 市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。
- ③ 市町村は、第一項の情報の提供、相談及び助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。
- ④ 子育て支援事業を行う者は、前二項の規定により行われるあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

◎ 保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)(抄)

第六章 保護者に対する支援

3 地域における子育て支援

(1) 保育所は、児童福祉法第48条の3の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、次に掲げるような地域の保護者等に対する子育て支援を積極的に行うよう努めること。

ア 地域の子育ての拠点としての機能

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 地域の子育て支援に関する情報の提供

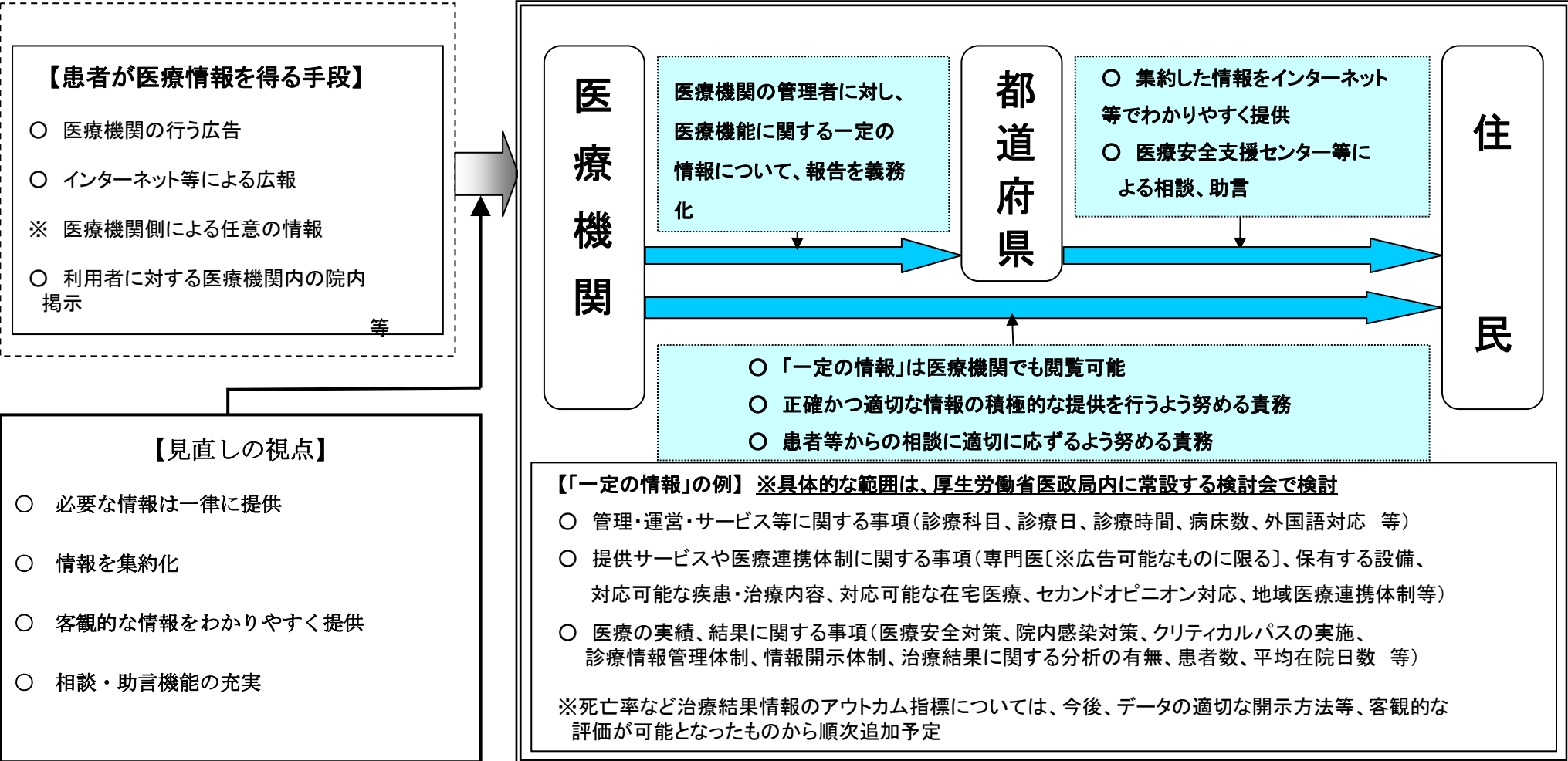
他の社会保障制度における情報提供制度の例①（医療）

医療機能情報の提供制度の創設 平成19年4月1日施行

医療機関に対し、医療機関の医療機能に関する一定の情報について、都道府県への報告を義務付け、都道府県が情報を集約してわかりやすく提供する仕組みを創設（薬局についても同様の仕組みを創設）

改正前制度

現行制度



医療機関の医療機能に関する情報【病院】

| 1.管理・運営・サービス等に関する事項 | | 注記 |
|---------------------|-------------------|---------------------------------------|
| (1)基本情報 | | |
| 1 | 病院の名称 | ※正式名称(フリガナ)・英語表記(ローマ字表記) |
| 2 | 病院の開設者 | |
| 3 | 病院の管理者 | |
| 4 | 病院の所在地 | ※郵便番号・住所(フリガナ)・英語表記 |
| 5 | 案内用電話番号及びファクシミリ番号 | |
| 6 | 診療科目 | ※医療法施行令第3条の2に基づく診療科目名 |
| 7 | 診療日(診療科目別) | ※表記方法は都道府県の任意 |
| 8 | 診療時間(診療科目別) | ※表記方法は都道府県の任意 |
| 9 | 病床種別及び届出・許可病床数 | |
| (2)病院へのアクセス | | |
| 10 | 病院までの主な利用交通手段 | ※表記方法は都道府県の任意 |
| 11 | 病院の駐車場 | 有無 |
| | | 駐車台数 |
| | | 有料・無料の別 |
| 12 | 案内用ホームページアドレス | |
| 13 | 案内用電子メールアドレス | |
| 14 | 外来受付時間(診療科目別) | ※表記方法は都道府県の任意 |
| 15 | 予約診療の有無 | ※表記方法は都道府県の任意(診療科の別、初診・再診の別、予約用電話番号等) |
| 16 | 時間外対応 | ※別表 |
| 17 | 面会の日及び時間帯 | |
| (3)院内サービス等 | | |
| 18 | 院内処方の有無 | |
| 19 | 対応することができる外国語の種類 | ※表記方法は都道府県の任意 |
| 20 | 障害者に対するサービス内容 | ※別表 |
| 21 | 車椅子利用者に対するサービス内容 | ※別表 |
| 22 | 受動喫煙を防止するための措置 | ※別表 |
| 23 | 医療に関する相談に対する体制の状況 | 医療に関する相談窓口の設置の有無 |
| | | 相談員の人数 |
| 24 | 病院内の売店又は食堂の有無 | |
| 25 | 入院食の提供方法 | |

| (4)費用負担等 | | |
|------------------------|--|--|
| 26 | 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類 | ※別表 |
| 27 | 選定療養 | 「特別の療養環境の提供」に係る全病床に占める差額ベッド数及びその金額 |
| | | 「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額 |
| | | 「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額 |
| | | 「病床数が200以上の病院について受けた初診」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額 |
| | | 「病床数が200以上の病院について受けた再診」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額 |
| 28 | 治験の実施の有無及び契約件数 | 報告を行う年度の前年度の治験実施に係る契約件数 |
| 29 | クレジットカードによる料金の支払いの可否 | |
| 30 | 先進医療の実施の有無及び内容 | ※記入式(文字数等の制限可) |
| 2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項 | | |
| (1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス | | |
| 31 | 専門医の種類及び人数 | ※別表 |
| 32 | 保有する施設設備 | ※別表 |
| 33 | 併設している介護施設 | ※別表 |
| 34 | 対応することができる可能な疾患・治療内容 | ※別表 |
| 35 | 対応することができる短期滞在手術 | ※別表 |
| 36 | 専門外来の有無及び内容 | ※記入式(文字数等の制限可) |
| 37 | 健康診断実施の有無及び内容 | ※記入式(文字数等の制限可) |
| | 健康相談実施の有無及び内容 | ※記入式(文字数等の制限可) |
| 38 | 対応することができる予防接種 | ※別表 |
| 39 | 対応することができる在宅医療 | ※別表 |
| 40 | 対応することができる介護サービス | ※別表 |
| 41 | セカンド・オピニオンに関する状況 | セカンド・オピニオンのための診療情報提供の有無 |
| | | セカンド・オピニオンのための診療の有無及び料金 |
| 42 | 地域医療連携体制 | 医療連携体制に対する窓口設置の有無 |
| | | 地域連携クリティカルパスの有無 |
| 43 | 地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口設置の有無 | |

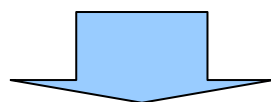
| 3. 医療の実績、結果に関する事項 | | | |
|-------------------|-------------------------|--|----------------------------------|
| 44 | 病院の人員配置 | 医療従事者の人数 | ※別表 |
| | | 外来患者を担当する医療従事者の人数 | ※別表 |
| | | 入院患者を担当する医療従事者の人数 | ※別表 |
| 45 | 看護師の配置状況 | | ※一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床別の看護配置 |
| 46 | 法令上の義務以外の医療安全対策 | 医療安全についての相談窓口設置の有無 | |
| | | 医療安全管理者の配置の有無及び専任又は兼任の別 | |
| | | 安全管理部門の設置の有無及び部門の構成員の職種 | |
| | | 医療事故情報収集等事業への参加の有無 | |
| 47 | 法令上の義務以外の院内感染対策 | 院内感染対策を行う者の配置の有無及び専任又は兼任の別 | |
| | | 院内感染対策部門の設置の有無及び部門の構成員の職種 | |
| | | 院内での感染症の発症率に関する分析の実施の有無 | |
| 48 | 入院診療計画策定時における院内の連携体制の有無 | | |
| 49 | 診療情報管理体制 | オーダリングシステムの導入の有無及び導入状況 | |
| | | ICDコードの利用の有無 | |
| | | 電子カルテシステムの導入の有無 | |
| | | 診療録管理専任従事者の有無及び人数 | |
| 50 | 情報開示に関する窓口の有無 | | |
| 51 | 症例検討体制 | 臨床病理検討会の有無 | |
| | | 予後不良症例に関する院内検討体制の有無 | |
| 52 | 治療結果情報 | 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数等治療結果に関する分析の有無 | |
| | | 死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数等治療結果に関する分析結果の提供の有無 | |
| 53 | 患者数 | 病床種別ごとの患者数 | 前年度の1日平均患者数 |
| | | 外来患者の数 | 前年度の1日平均患者数 |
| | | 在宅患者の数 | 前年度の1日平均患者数 |
| 54 | 平均在院日数 | | 前年度の日数 |
| 55 | 患者満足度調査 | 患者満足度調査実施の有無 | |
| | | 患者満足度調査結果の提供の有無 | |
| 56 | (財)日本医療機能評価機構による認定の有無 | | |

他の社会保障制度における情報提供制度の例②（介護）

介護サービス情報の公表制度の主旨

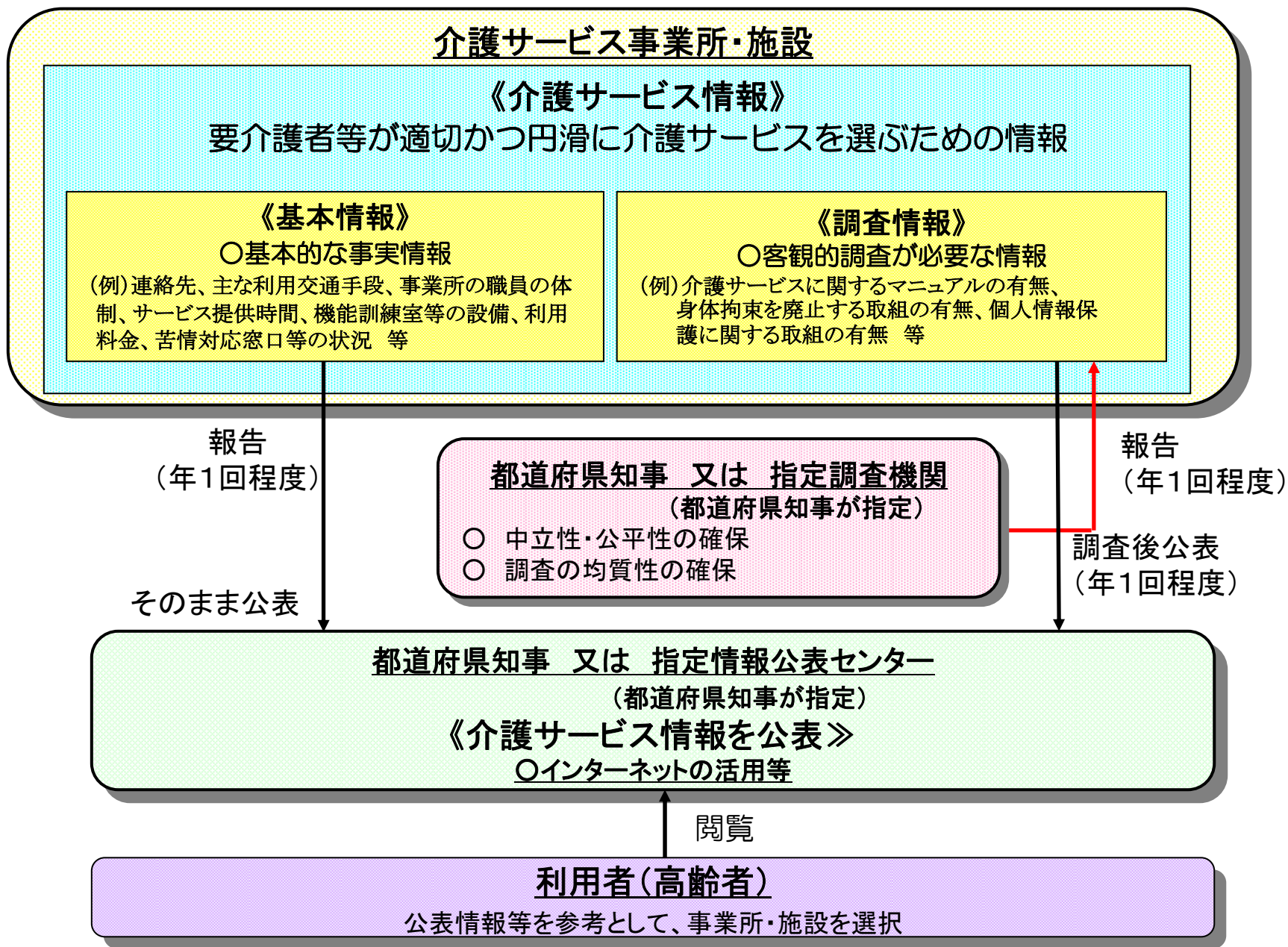
【介護サービス情報の公表の制度とは】

- ・ 基本的に全ての介護サービス事業所が、利用者の選択に資する情報を自ら公表し、標準化された項目についての情報を第三者が客観的に調査・確認し、定期的に公表される仕組み
- ※ 事業所の評価、格付け、画一化を目的としない。
- ※ 情報について、公平に、いつでも、誰でも閲覧可能とするため、インターネットでの情報開示を基本とする。
- ・ 利用者が介護サービス事業所を比較検討・選択することを支援
- ・ 事業者の努力が適切に評価され選択されることを支援



- ・ 利用者が介護サービス事業所に関する情報を入手し、活用することで、主体的に適切な介護サービス事業所を選択することができる。
- ・ 利用者の選択が適切に機能することで、介護サービス事業所においてはサービス改善への取組が促進され、サービスの質による競争が機能することにより、介護サービス全体の質の向上が期待される。

介護サービス情報の公表制度の仕組み



介護サービス情報の公表事項① 【報告事項】

- 一 事業所又は施設（以下この表において「事業所等」という。）を運営する法人又は法人でない病院、診療所若しくは薬局（以下この号において「法人等」という。）に関する事項
 - イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ロ 法人等の代表者の氏名及び職名
 - ハ 法人等の設立年月日
 - ニ 法人等が介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供する介護サービス
 - ホ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 二 当該報告に係る介護サービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項
 - イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ロ 介護保険事業所番号
 - ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名
 - ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日又は指定若しくは許可を受けた年月日（指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日）
 - ホ 事業所等までの主な利用交通手段
 - ヘ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 三 事業所等において介護サービスに従事する従事者（以下この号において「従業者」という。）に関する事項
 - イ 職種別の従業者の数
 - ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従業者一人当たりの利用者、入所者又は入院患者数等
 - ハ 従業者の当該報告に係る介護サービスの業務に従事した経験年数等
 - ニ 従業者の健康診断の実施状況
 - ホ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 四 介護サービスの内容に関する事項
 - イ 事業所等の運営に関する方針
 - ロ 当該報告に係る介護サービスの内容等
 - ハ 当該報告に係る介護サービスの利用者、入所者又は入院患者への提供実績
 - ニ 利用者等（利用者又はその家族をいう。以下同じ。）、入所者等（入所者又はその家族をいう。以下同じ。）又は入院患者等（入院患者又はその家族をいう。以下同じ。）からの苦情に対応する窓口等の状況
 - ホ 当該報告に係る介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
 - ヘ 事業所等の介護サービスの提供内容に関する特色等
 - ト 利用者等、入所者等又は入院患者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等
 - チ その他介護サービスの種類に応じて必要な事項
- 五 当該報告に係る介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項
- 六 その他都道府県知事が必要と認める事項

介護サービス情報の公表事項② 【調査事項】（抄）

第一 介護サービスの内容に関する事項

- 一 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者、入所者又は入院患者等の権利擁護等のために講じている措置
 - イ 共通事項（（3）については福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を、（4）については居宅介護支援を除く。）
 - （1） 介護サービスの提供開始時における利用者等、入所者等又は入院患者等に対する説明及び利用者等、入所者等又は入院患者等の同意の取得の状況
 - （2） 利用者等、入所者等又は入院患者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況
 - （3） 利用者、入所者又は入院患者の状態に応じた当該介護サービスに係る計画の作成及び利用者等、入所者等又は入院患者等の同意の取得の状況
 - （4） 利用者等、入所者等又は入院患者等に対する利用者、入所者又は入院患者が負担する利用料に関する説明の実施の状況
- ロ～ニ （略）

二 利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置

- イ 共通事項
 - （1） 認知症の利用者、入所者又は入院患者に対する介護サービスの質の確保のための取組の状況
 - （2） 利用者、入所者又は入院患者のプライバシーの保護のための取組の状況
- ロ～ワ （略）

三 相談、苦情等の対応のために講じている措置

- 共通事項
 - 相談、苦情等の対応のための取組の状況

四 介護サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置

- イ 共通事項（福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）
 - （1） 介護サービスの提供状況の把握のための取組の状況
 - （2） 介護サービスに係る計画等の見直しの実施の状況
- ロ （略）

五 介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携

イ 共通事項

((1) については訪問介護(中略)に限る。)

- (1) 介護支援専門員等との連携の状況
- (2) 主治の医師等との連携の状況
- (3) 地域包括支援センターとの連携の状況

ロ～ヌ (略)

第二 介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

一 適切な事業運営の確保のために講じている措置

共通事項

- (1) 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況
- (2) 計画的な事業運営のための取組の状況
- (3) 事業運営の透明性の確保のための取組の状況
- (4) 介護サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況

二 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置

共通事項 ((3) については、訪問介護(中略)に限る。)

- (1) 事業所又は施設における役割分担等の明確化のための取組の状況
- (2) 介護サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況
- (3) 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況

三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置

共通事項

安全管理及び衛生管理のための取組の状況

四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置

共通事項

- (1) 個人情報の保護の確保のための取組の状況
- (2) 介護サービスの提供記録の開示の実施の状況

五 介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置

共通事項

- (1) 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況
- (2) 利用者等、入所者等又は入院患者等の意向等を踏まえた介護サービスの提供内容の改善の実施の状況
- (3) 介護サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況

第三 都道府県知事が必要と認めた事項

社会福祉事業の評価に関する枠組み

○ 社会福祉事業については、社会福祉法により、サービスの質の評価を行うこと等により、良質かつ適切なサービスを提供する努力義務が課せられている。

◎ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第七十八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

保育所の自己評価に関する枠組み

○ 保育所については、保育所保育指針により、保育の質の向上を図るため、保育所の保育内容等について自己評価を行い、その結果を公表する努力義務が課せられている。

◎ 保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)(抄)

第四章 保育の計画及び評価

2. 保育の内容の自己評価

(2) 保育所の自己評価

ア 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

イ 保育所の自己評価を行うに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(ア) 地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解を持って取り組むとともに、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。

(イ) 児童福祉施設最低基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。

「福祉サービス第三者評価事業」の概要

1. 福祉サービス第三者評価事業の趣旨・目的

○ 意義

事業者の提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業。

○ 目的

個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること。また、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

2. 福祉サービス第三者評価事業の推進方策

○ 指針の策定

福祉サービス第三者評価事業の普及・促進を図るため「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」を発出。（平成16年5月7日）

さらにガイドラインを元に、サービス分野別のガイドラインを検討し、順次通知として発出。

○ 推進体制

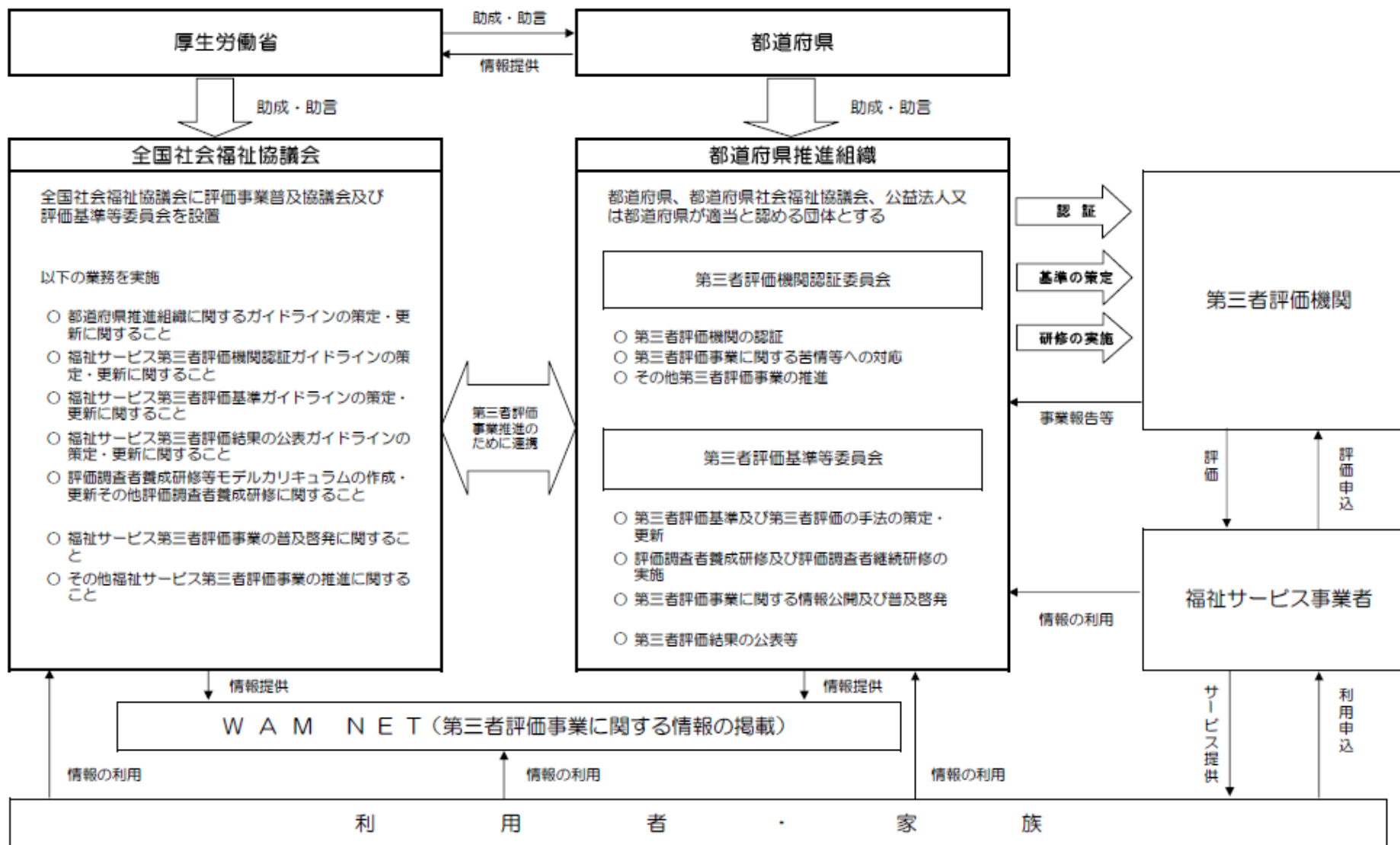
【全国の推進組織】

全国社会福祉協議会が、評価事業普及協議会・評価基準等委員会を設置し、福祉サービス第三者評価事業の推進及び都道府県推進組織に対する支援を行う。

【都道府県の推進組織】

都道府県推進組織が、第三者評価機関認証委員会・第三者評価基準等委員会を設置し、第三者評価機関の認証、第三者評価基準の策定、第三者評価基準結果の公表等を行う。

「福祉サービス第三者評価事業」の推進体制



「福祉サービス第三者評価事業」の 保育所における受審の状況

| | 受審件数 | | | 受審率 | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H17年度 | H18年度 | H19年度 |
| 社会福祉施設等 | 1,766 | 2,155 | 3,048 | 1.87% | 2.24% | 3.17% |
| うち保育所 | 529 | 650 | 977 | 2.34% | 2.86% | 4.28% |

※ 受審率について、各年10月1日時点の施設数を基に算出(平成19年度は集計中のため、平成18年度の施設数を使用。)

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方(抜粋)

(平成20年5月20日社会保障審議会少子化対策特別部会)

2 サービスの量的拡大

(1) 「質」が確保された「量」の拡充

- 次世代育成支援に対する財政投入全体の規模の拡充が必要であるが、緊急性の高さや実施や普及に時間がかかることを考慮し、とりわけサービス(現物給付)の拡充に優先的に取り組む必要がある。

6 すべての子育て家庭に対する支援等

- 育児休業の取得促進には育児休業給付が重要であるなど、現金給付についても議論が必要である。

社会保障国民会議 最終報告(抜粋)

(平成20年11月4日社会保障国民会議)

3 中間報告後の議論

(5) 新たな制度体系構築に向けた基本的視点

③ 国民負担についての合意形成

少子化対策は社会保障制度全体の持続可能性の根幹にかかわる政策であり、その位置づけを明確にした上で、効果的な財源投入を行うことが必要。

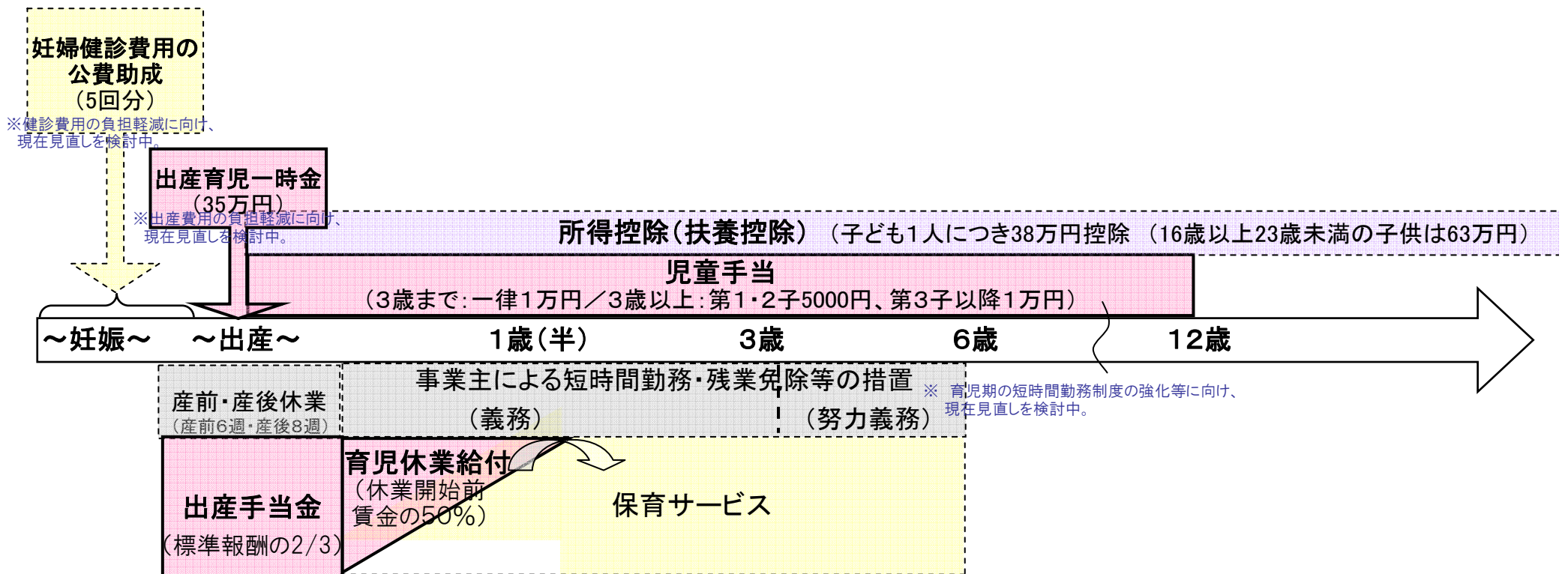
国民の希望する結婚、出産・子育てを実現した場合の社会的コストの追加所要額は、昨年末、「子どもと家族を応援する日本“重点戦略”」において、1.5兆円～2.4兆円と推計されているところ。

また、同試算には含まれていないが、施設整備やサービスの質の維持・向上のためのコスト、社会的養護など特別な支援を必要とする子ども達に対するサービスの充実に要するコスト、さらには児童手当をはじめとする子育てに関する経済的支援の充実も、緊急性の高い保育をはじめとするサービスの充実の優先の必要性にも留意しつつ併せて検討すべき。

少子化対策は「未来への投資」として、国、地方公共団体、事業主、国民が、それぞれの役割に応じ、費用を負担していくよう、合意形成が必要。

妊娠・出産・子育てに関連した経済的支援

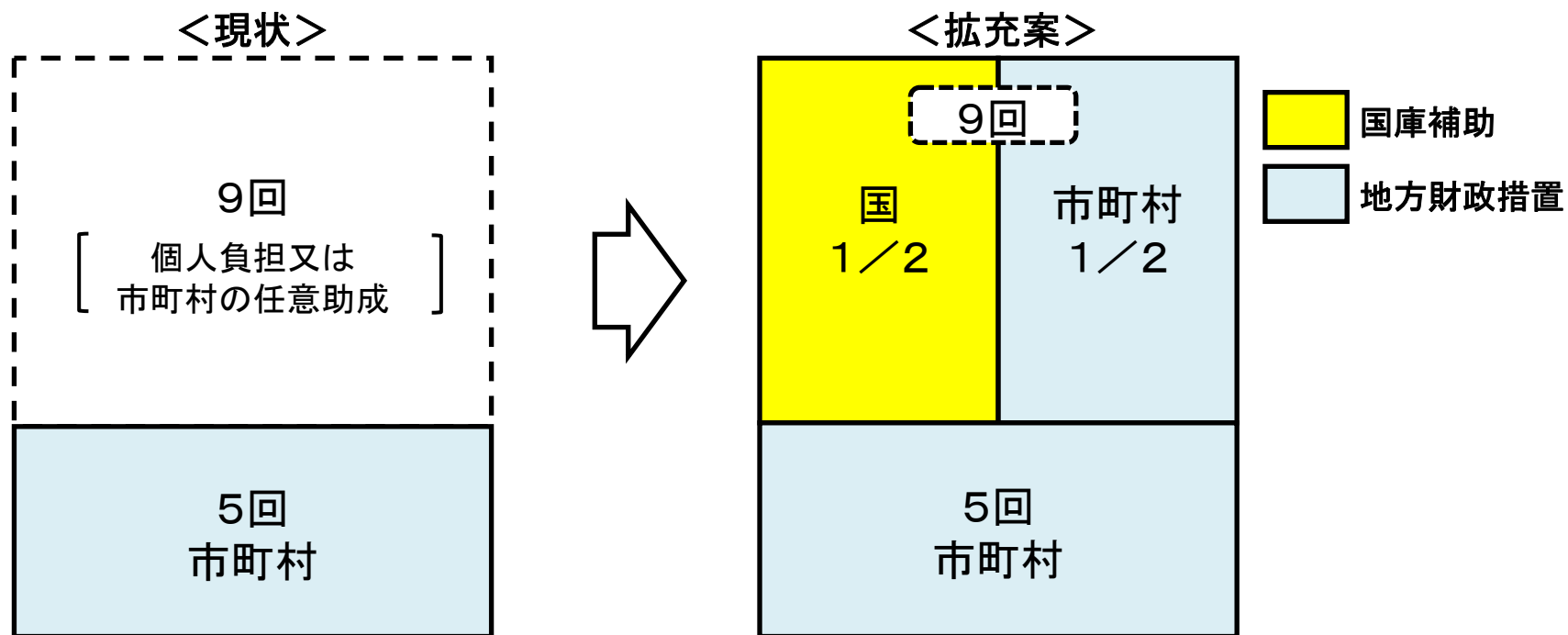
- 妊娠・出産・子育てに関連した経済的支援としては、
 - ・ 「出産育児一時金」… 出産費用の負担軽減
 - ・ 「出産手当金」「育児休業給付」… 産前産後休業・育児休業中の所得保障
 - ・ 「児童手当」… 児童を養育する者に対する手当
 が主なものとなっている。
- 育児休業(給付)や短時間勤務等の措置は、保育サービスと必要性・量等の面において表裏の関係にある。



妊婦健診の公費負担の拡充について

内容

- 妊婦が、健診費用の心配をせずに、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、公費負担を拡充。
- 現在、地方財政措置されていない残りの9回分について、平成22年度までの間、国庫補助(1/2)と地方財政措置(1/2)により支援。



子育てしながら働くことが普通にできる社会の実現に向けて

(今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会報告書 平成20年7月1日)

仕事と家庭の両立の現状

○就労している女性の約7割が第1子出産を機に退職

※女性の育児休業取得率は7割超

※「仕事を続けたかったが仕事と子育ての両立の難しさで辞めた」女性労働者が多い。

○育児休業後に両立を続けられる見通しが立たない

○男性の育児へのかかわりが十分とはいえない

※休業取得率は0.50%に過ぎない。一方、育児休業を取得したいと考えている男性労働者は約3割

○男性の家事・育児分担の度合いが低いため、妻の子育て不安が大きく、少子化の一因となっている

※男性の家事・育児分担の度合いが高いと、妻の出産意欲が高い

○父母と子どもとの時間が十分にとれない

○家族の介護等のために5年間で約45万人が離転職

○要介護者を日常的に介護する期間に、年休・欠勤等で対応している労働者も多い

現行の育児・介護休業法では十分に対応できていない。(長期の休業(1歳までの育児休業や93日間の介護休業)が制度のコア)

今後の両立支援の基本的な考え方

○育児休業からの復帰後も継続就業しながら子育ての時間確保ができる働き方の実現

= 保育所への送り迎えが余裕を持ってできる

※ 育児のための短時間勤務の導入企業は約3割

○全ての企業の労働者が育児期に短時間勤務が選べるようにする必要

○父親も子育てにかかわることができる働き方の実現

○父親の育児休業取得などの育児参加を促進する必要

○労働者の子育て・介護の状況に応じた両立支援制度の整備

○労働者の子育て・介護の状況はさまざまであり、状況に応じた利用しやすい制度とする必要

子育てや介護をしながら働くことが普通にできる社会への転換

父母と子が接する時間も多く取れるようになる。

① 育児休業後も継続就業しながら子育ての時間確保 ができる働き方の実現

(短時間勤務及び所定外労働免除)

○父親と母親が保育所への送り迎えを余裕を持ってでき、子育ての時間確保ができるなど、育児休業を取得した後の働き方を見通すことができるよう、柔軟な働き方を選べる雇用環境を整備していくことが重要。

○子を養育する労働者からの希望が高く、子育ての時間確保を容易にすることができる短時間勤務と所定外労働の免除について、3歳に達するまでの子を養育する労働者に関しては、原則としてどの企業においても、労働者が選択できる制度とすることが必要。

(在宅勤務)

○在宅勤務制度(テレワーク)を子育てや介護と仕事の両立に資する制度として、勤務時間短縮等の措置の一つとして位置づけるべき。

(子の看護休暇)

○年5日の看護休暇を子どもの人数に応じた制度とするべき。

③ 労働者の子育て・介護の状況に応じた両立支援制度の整備 (再度の育児休業取得要件等の見直し)

○子どもが病気や怪我のため一定期間の療養を要する場合等に、再度の育児休業の取得を認めるべき。

(介護のための短期の休暇制度)

○現行の介護休業(「長期の休業」)に加え、一日単位・時間単位などで取得できる「短期の休暇」制度を設けるべき。

(期間雇用者の休業の普及促進)

○育児休業可能な期間雇用者が、より一層休業を取得しやすくするために、休業取得要件をわかりやすく示し、周知を徹底。

② 父親も子育てにかかわることができる 働き方の実現

(労使協定による育児休業取得除外規定の見直し)

○専業主婦の方が子育てへの不安感を抱えていることが多いこと等も踏まえ、配偶者が専業主婦(夫)等であっても、夫(妻)が育児休業を取得できる中立的な制度にするべき。

(出産後8週間の父親の育休取得促進)

○出産後8週間の時期の父親の育児休業を「パパ休暇」として取得を促進し、この間に取得した場合には再度の育児休業の取得を認めるべき。

(父母ともに育児休業を取得した場合の育休期間の延長)

○父母がともに育児休業を取得する場合に、休業期間を現行よりも延長できるようなメリット(「パパ・ママ育休プラス(育休プラス)」)を設けるべき。

(期間は、ドイツ、スウェーデンの例等を踏まえ、2か月程度)

④ 両立支援制度の実効性の確保

(不利益取扱い)

○短時間勤務等の申出等を理由とする不利益取扱いについて、基準を明確化することを検討するべき。

(苦情・紛争の解決の仕組みの創設)

○育児休業の申出等に係る不利益取扱い等について「調停制度」等による紛争解決援助の仕組みを検討するべき。

(広報・周知・指導等)

○制度の周知徹底を図るとともに、父親の子育て参加、育児休業取得に関し、社会的なムーブメントを起こしていくような広報活動等について検討するべき。

主要国の児童手当、税制による子育て支援の比較

| | | イギリス | スウェーデン | ドイツ | フランス | アメリカ | 日本 |
|------|--------------------|---|---|--|---|---|--|
| 児童手当 | 支給対象 | ・16歳未満の児童(全日制教育又は無報酬の就労訓練を受けている場合は20歳未満) ・第1子から | ・16歳未満の児童(多子割増手当については16歳以上20歳未満の学生も支給対象) ・第1子から | ・18歳未満の児童(失業者は21歳未満、学生は27歳未満) ・第1子から | ・20歳未満の児童 ・第2子から | 制度なし | ・小学校修了までの児童 ・第1子から |
| | 支給月額(2007年) | ・第1子 週£18.10(月額換算約1.7万円) ・第2子以降 週£12.10(月額換算約1.2万円) | ・子1人当たり SEK1,050(約1.7万円) ・多子割増手当 2人 SEK100(約0.2万円) 3人 SEK454(約0.7万円) 4人 SEK1,314(約2.1万円) 5人 SEK2,363(約3.8万円) | ・第3子まで 154€(約2.3万円) ・第4子以降 179€(約2.7万円) | ・第2子 119.13€(約1.8万円)、第3子以降 152.62€(約2.3万円) ・11歳以上の児童には加算(11~15歳33.51€(約0.5万円)、16歳以上59.57€(約0.9万円)) | | 3歳まで 月10,000円 3歳~小学校卒業 ・第2子まで月5,000円 ・第3子以降月10,000円 |
| | 所得制限 | なし | なし | なし(ただし、所得が大きい場合には税の控除が適用) | なし | | 非被用者780万円未満、被用者860万円未満(夫婦、子2人の世帯) |
| | 財源 | ・全額国庫負担 | ・全額国庫負担 | ・全額公費負担(連邦政府74%、州政府及び自治体26%) | ・事業主拠出金(拠出金率5.4%)と一般福祉税(CSG、年金や医療保険充当金を合わせ税率7.5%) | | ・国、地方公共団体及び事業主拠出金(拠出金率0.13%) |
| 税制 | とられている措置 | ・児童税額控除制度 児童手当の支給対象となる子どもを養育する家庭に対し、最大、1家庭当たり£545(12.0万円)及び児童一人当たり£1,845(40.6万円)を税額控除(所得額が増加すると控除額は減少し、£58,000(約1,276万円)を超えると適用がなくなる。) | なし | ・児童扶養控除 扶養する児童1人当たり5,808€(約86.5万円)の所得控除(両親がいる場合)。児童手当よりも控除税額が大きくなる場合に適用。(児童手当は一旦全員に支給され、児童扶養控除の適用については税の申告時に精算される。) | ・n分n乗方式により、子どもの多い世帯ほど税負担が軽減(1946年より導入) | ・児童税控除 17歳以下の扶養児童1人当たり1,000\$ (約11.7万円)の税額控除(夫婦の所得が110,000\$ (約1,287万円)までの世帯、それ以上の場合は控除額が所得に応じて逡減) ・扶養家族課税控除 扶養家族1人当たり3,100\$ (約36万円)の所得控除 | ・扶養控除 扶養家族1人当たり38万円(所得税)、33万円(住民税)が所得控除。(16~23歳の扶養家族については25万円控除額が割増し) |
| | 児童手当と税制上の措置との関係、経緯 | ・1975年に児童手当と児童扶養控除を一元化し、児童手当を第1子から支給(以前は第2子から) ・その後、新たに児童税額控除制度が創設(児童手当制度と併存) | ・1948年にそれまでの児童扶養控除を廃止し、児童手当制度を創設(児童手当制度に一本化) | ・1995年に児童手当と児童扶養控除の選択制を導入、額も引上げ ・かつて、1975年に児童扶養控除を廃止し、児童手当を第1子から支給(以前は第2子から)したが、1983年に児童扶養控除が復活 | ・n分n乗方式は、1946年に財政法により導入(家族手当制度と併存) | 児童税控除は2002年までは500\$であったが、2003年に1,000\$に引き上げられ、2004年に適用期限が2010年まで延長された。 | ・児童手当制度と扶養控除制度は併存 |

(注) 換算レートは、1ドル(\$)=117円、1ユーロ(€)=149円、1ポンド(£)=220円、1スウェーデンクローネ(SEK)=16円(平成19年1~6月の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場) 141

次世代育成支援の社会的コストの推計 (給付の種類及び現金給付・現物給付別分類)

現金給付

現物給付

I 親の就労と
子どもの育成
の両立を支え
る支援

| | | |
|--|---|--|
| (育児休業給付) 【追加所要額】 2,000 ~4,700億円 | 【現行給付】 出産手当金 育児休業給付 2,800億円 | 【追加所要額】 (保育サービス 放課後児童クラブ) 8,600億円~1兆5,300億円 |
| | 【現行給付】 保育サービス 放課後児童クラブ 1兆300億円 | |

《1兆3,100億円
→ 2兆3,900億円~3兆3,100億円》

※ 推計の前提にしたがって保育(現物給付)と育児休業給付(現金給付)に機械的に割り振っているが、両者を切れ目なく支援する仕組みの設計によってはこの振り分けは変わってくることに留意。

II すべての子
どもの健やか
な育成を支える
対個人給付・
サービス

| | | |
|--|---|---------|
| 【現行給付】 児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当 出産育児一時金 2兆600億円 | 【追加所要額】 (一時預かり) 幼稚園 一時預かり 5,100億円 | 2,600億円 |
|--|---|---------|

《2兆5,700億円 → 2兆8,300億円》

※ 児童手当については別途機械的に試算

III すべての子
どもの健やか
な育成の基盤
となる地域の取
組

| | |
|---|---|
| 【現行給付】 妊婦健診等 各種地域子育て支援 各種児童福祉サービス 放課後子ども教室 4,500億円 | 【追加所要額】 (妊婦健診 地域子育て支援拠点 放課後子ども教室) 1,800億円 |
|---|---|

《4,500億円 → 6,300億円》

《2兆3,400億円
→ 2兆5,400億円~2兆8,100億円》

《1兆9,900億円
→ 3兆2,900億円~3兆9,600億円》

支給額、支給対象年齢について各種の前提をおいた児童手当給付額の機械的試算

(支給対象年齢の児童に対する支給率をおおむね90%として試算)

| | | 支 給 額 | | | |
|--------|-----------------|--|-------------------------|---------------------------|---------------------------|
| | | 現行 (第1子、第2子 5,000円 第3子以降 10,000円 3歳未満児 一律10,000円) | 一律1万円 | 一律2万円 | 一律3万円 |
| 支給対象年齢 | (現行) 小学校卒業まで | 1兆500億円 | 1兆5,400億円 《+4,900億円》 | 3兆800億円 《+2兆300億円》 | 4兆6,200億円 《+3兆5,700億円》 |
| | 中学校卒業まで | 1兆2,700億円 《+2,200億円》 | 1兆9,300億円 《+8,800億円》 | 3兆8,500億円 《+2兆8,000億円》 | 5兆7,800億円 《+4兆7,300億円》 |

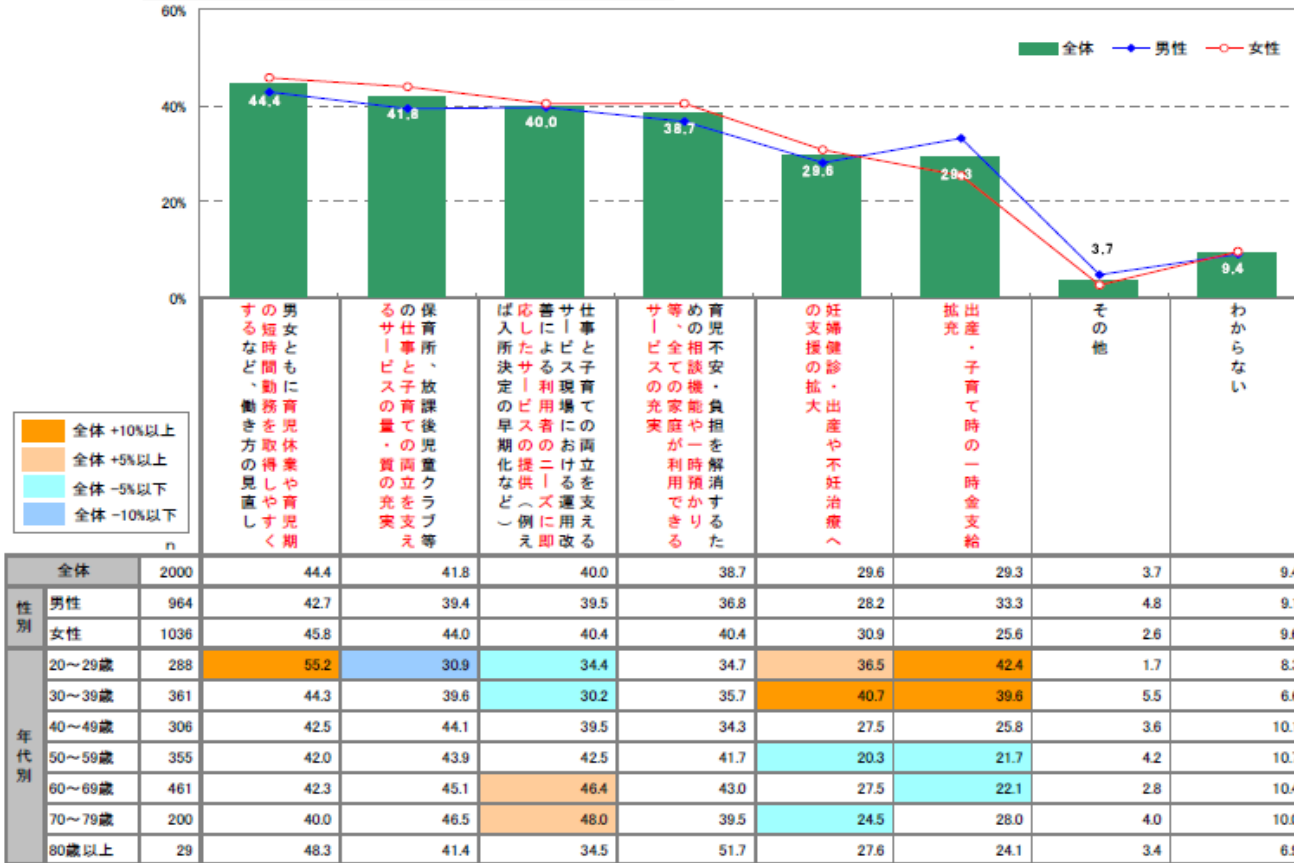
(参考 — 支給対象年齢の児童全員に支給した場合)

| | | | | | |
|--------|-----------------|-------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 支給対象年齢 | (現行) 小学校卒業まで | 1兆1,600億円 《+1,100億円》 | 1兆7,100億円 《+6,600億円》 | 3兆4,200億円 《+2兆3,700億円》 | 5兆1,400億円 《+4兆900億円》 |
| | 中学校卒業まで | 1兆4,000億円 《+3,500億円》 | 2兆1,500億円 《+1兆1,000億円》 | 4兆2,900億円 《+3兆2,400億円》 | 6兆4,400億円 《+5兆3,900億円》 |

6-4.少子化対策に関する優先課題 性別/年代別

- 少子化対策(子育て支援)に関して優先的に対処すべき課題を確認したところ、「育児休業や育児期の短時間勤務を取得しやすくする」(44%)、「仕事と子育ての両立を支えるサービスの量・質の充実」(42%)、「利用者ニーズに即応したサービスの提供」(40%)が多く挙げられており、仕事と子育ての両立を支援するサービスの充実を求める人が多い様子。
- 性別で見ると、多くの分野で女性の関心の高さが伺われるが、「出産・子育て時の一時金支給拡充」を優先すべきと考える人は女性より男性が多い。
- 20代、30代では「出産・子育て時の一時金支給拡充」「妊婦健診・出産や不妊治療への支援の拡大」を支持する割合が、他世代と比べると高い。

少子化対策について(3つまで回答可)<性別/年代別>



SB

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方(抜粋)

(平成20年5月20日社会保障審議会少子化対策特別部会)

4 財源・費用負担

(1) 社会全体による費用負担

- 次世代育成支援は、「現在の子育て家庭に対する福祉」としての側面のみならず、将来の我が国の担い手の育成を通じた社会経済の発展の礎(未来への投資)という側面や、仕事と子育ての両立支援としての側面を有し、我が国の重要な政策課題である。新制度体系において必要な費用負担のあり方を考えるに際しては、次世代育成支援が、こうした側面を有することを踏まえ、1(3)に示す基本認識の下、社会全体で重層的に支え合う仕組みが求められる。
- また、次世代育成支援に関する給付・サービスの目的や受益とそれらに対する費用負担のあり方が連動すべきものであることを踏まえ、国・地方自治体・事業主・個人が、それぞれの役割に応じどのように費用を負担していくか、さらに踏み込んだ議論が必要である。

(2) 地方財政への配慮

- 保育所をはじめ子育て支援サービスの主たる実施主体である市町村の厳しい財政事情に配慮し、新制度体系への地方負担について財源の確保を図るなどにより、サービス水準を維持・向上させていくことを検討する必要がある。
- その際、地域特性に応じた柔軟な取組を最大限尊重しつつ、不適切な地域差が生じないような仕組みを考える必要がある。
- 公立保育所の一般財源化による影響を踏まえた議論が必要である。

(3) 事業主の費用負担

- 事業主の費用負担を考えるに際しては、次世代育成支援の現在の労働者の両立支援としての側面、将来の労働力の育成の基礎としての側面などを考慮するとともに、働き方と関連の深いサービスなど、個別の給付・サービスの目的・性格も考慮すべきである。

(4) 利用者負担

- 利用者負担について、給付費に対する負担水準をどうするか、その設定方法をどうするか等は重要な課題であり、低所得層が安心して利用できるようにすることに配慮しつつ、今後、具体的な議論が必要である。

(5) その他

- また、給付に対する社会全体(国・地方自治体・事業主・個人)の重層的負担、利用者負担に加え、多様な主体による寄付の促進方策についても検討すべきである。

社会保障国民会議 最終報告(抜粋)

(平成20年11月4日社会保障国民会議)

3 中間報告後の議論

(5)新たな制度体系構築に向けた基本的視点

③ 国民負担についての合意形成

少子化対策は社会保障制度全体の持続可能性の根幹にかかわる政策であり、その位置付けを明確にした上で、効果的な財源投入を行うことが必要。

国民の希望する結婚、出産・子育てを実現した場合の社会的コストの追加所要額は、昨年末、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議報告において、1.5兆円～2.4兆円と推計されているところ。

また、同試算には含まれていないが、施設整備やサービスの質の維持・向上のためのコスト、社会的養護など特別な支援を必要とする子ども達に対するサービスの充実に必要なコスト、さらには児童手当をはじめとする子育てに関する経済的支援の充実も、緊急性の高い保育をはじめとするサービスの充実の優先の必要性にも留意しつつ併せて検討すべき。

少子化対策は「未来への投資」として、国、地方公共団体、事業主、国民が、それぞれの役割に応じ、費用を負担していくよう、合意形成が必要。

4 社会保障の機能強化に向けて

(中略)

また、制度に基づく給付・サービス以外に、国のみならず、地方自治体が様々な形で提供する社会保障に関わる給付・サービスがある。地方分権、地域住民のニーズを踏まえた地域の実態に即したサービスの実施という観点からは、このような施策にかかる財源の確保をどのように考えていくかも大きな課題となる。

言うまでもなく、私たちの社会保障を守り、将来世代に負担を付け回しすることなく、信頼できる制度として次の世代に引き継いでいくためには、現在の社会に生きている我々国民がみな、年齢にかかわらず能力に応じた応分の負担に応じなければならない。

社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとし、同時に必要な機能の強化を実現していくために、今回のシミュレーションの対象でない障害者福祉等を含め、あるべき給付・サービスの姿を示し、それを実現していくための改革の全体像を明らかにしながら、必要な財源を安定的に確保していくための改革に真剣に取り組むべき時期が到来している。

速やかに社会保障に対する国・地方を通じた安定的財源確保のための改革の道筋を示し、国民の理解を得ながら具体的な取組に着手すべきである。

社会保障の機能強化のための追加所要額(試算)

(社会保障国民会議及び「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に基づく整理)

※下記の追加所要額に加え、基礎年金に係る国庫負担割合の2分の1への引上げ分(消費税率換算1%程度(2009年度で2.3兆円))が必要となる。

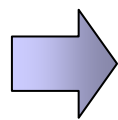
| | 改革の方向性 (新たな施策) | 2025年度 | |
|--|---|----------------|------------|
| | | 必要額 (公費ベース) | 消費税率換算 |
| 基礎年金 | ○税方式を前提とする場合 | 約15～31兆円 | 3 1/2～8%程度 |
| | ○社会保険方式を前提とする場合 低年金・無年金者対策の強化 ・最低保障機能の強化 ・基礎年金額の改善 ・受給権確保に係る措置の強化 (免除の活用、厚生年金適用拡大、強制徴収) 等 | 約2.9兆円 | 1%弱 |
| 医療・介護 | 医療・介護の充実強化と効率化を同時に実施 急性期医療の充実強化、重点化、在院日数の短縮化 (スタッフの充実等) 機能分化・機能連携による早期社会復帰等の実現 (地域包括ケア、訪問介護・訪問看護・訪問診療の充実等) 在宅医療・介護の場の整備とサービスの充実 (グループホーム、小規模多機能サービスの充実等) 等 | 約14兆円 | 4%弱 |
| 少子化対策 | 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援 (3歳未満児の保育サービスの利用率 20%→38～44%) (学齢期(小1～3年生)の放課後児童クラブ利用率 19%→60%) (出産前後に希望どおりに継続就業でき、育児休業を取得 (第1子出産前後の継続就業率38%→55%)) すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組 (望ましい受診回数(14回)を確保するための妊婦健診の支援の充実) 等 | 約1.6～2.5兆円 | 0.4～0.6%程度 |
| 合計 | ○税方式を前提とする場合 | 約31～48兆円 | 8～12%程度 |
| | ○社会保険方式を前提とする場合 | 約19～20兆円 | 5%程度 |
| 社会保障の 機能強化に加え 基礎年金の 国庫負担割合 引上げ分を加味 | ○税方式を前提とする場合 | | 9～13%程度 |
| | ○社会保険方式を前提とする場合 | | 6%程度 |

(注1)「社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション」、「社会保障国民会議における検討に資するために行う医療・介護費用のシミュレーション(B2シナリオ)」等に基づく。経済前提は「ケースⅡ-1(医療の伸びはケース①)」を用いた。

(注2)少子化対策に係る追加費用については、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において示した次世代育成支援の社会的コストの推計を基に、現行の関連する制度の公費負担割合を当てはめて算出した。なお、ここには児童手当等の経済的支援の拡充に要する費用は計上していない。

仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計

児童・家族関連社会支出額(19年度推計)
約4兆3,300億円
(対GDP比0.83% 欧州諸国では2~3%)



推計追加所要額 1.5~2.4兆円
(Ⅰ 約1兆800億円~2兆円 Ⅱ 2,600億円 Ⅲ 1,800億円)

I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

関連社会支出額(19年度推計) 約1兆3,100億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +1兆800億円~2兆円

○ 未就学児のいる就業希望の親を育児休業制度と保育制度で切れ目なく支援(特に3歳未満の時期)

- ・ 第1子出産前後の継続就業率の上昇(現在38%→55%)に対応した育児休業取得の増加
- ・ 0~3歳児の母の就業率の上昇(現在31%→56%)に対応した保育サービスの充実(3歳未満児のカバー率20%→38%、年間5日の病児・病後児保育利用)
- ・ スウェーデン並みに女性の就業率(80%)、保育(3歳未満児)のカバー率(44%)が上昇、育児休業や保育の給付水準を充実した場合も推計

○ 学齢期の子を持つ就業希望の親を放課後児童クラブで支援

- ・ 放課後児童クラブの利用率の上昇(現在小1~3年生の19.0% → 60%)

II すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

関連社会支出額(19年度推計) 約2兆5,700億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +2,600億円

○ 働いているいないにかかわらず一定の一時預かりサービスの利用を支援

- ・ 未就学児について月20時間(保育所利用家庭には月10時間)の一時預かり利用に対して助成

III すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

関連社会支出額(19年度推計) 約4,500億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +1,800億円

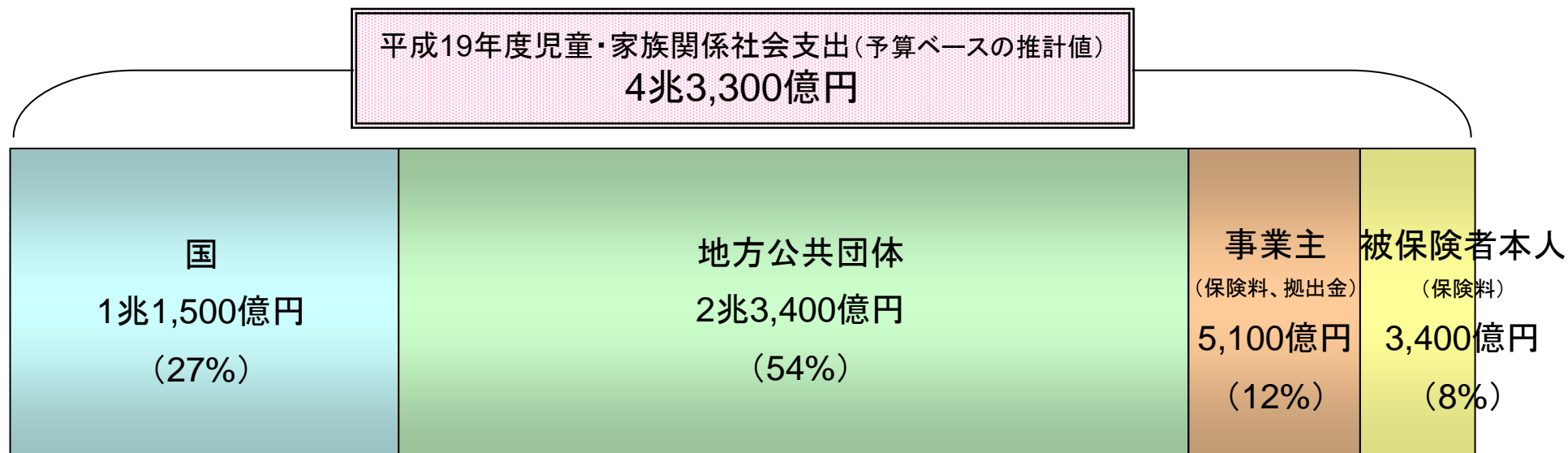
○ 地域の子育て基盤となる取組の面的な推進

- ・ 望ましい受診回数(14回)を確保するための妊婦健診の支援の充実
- ・ 全市町村で生後4か月までの全戸訪問が実施
- ・ 全小学校区に面的に地域子育て支援拠点が整備
- ・ 全小学校区で放課後子ども教室が実施(「放課後子どもプラン」)

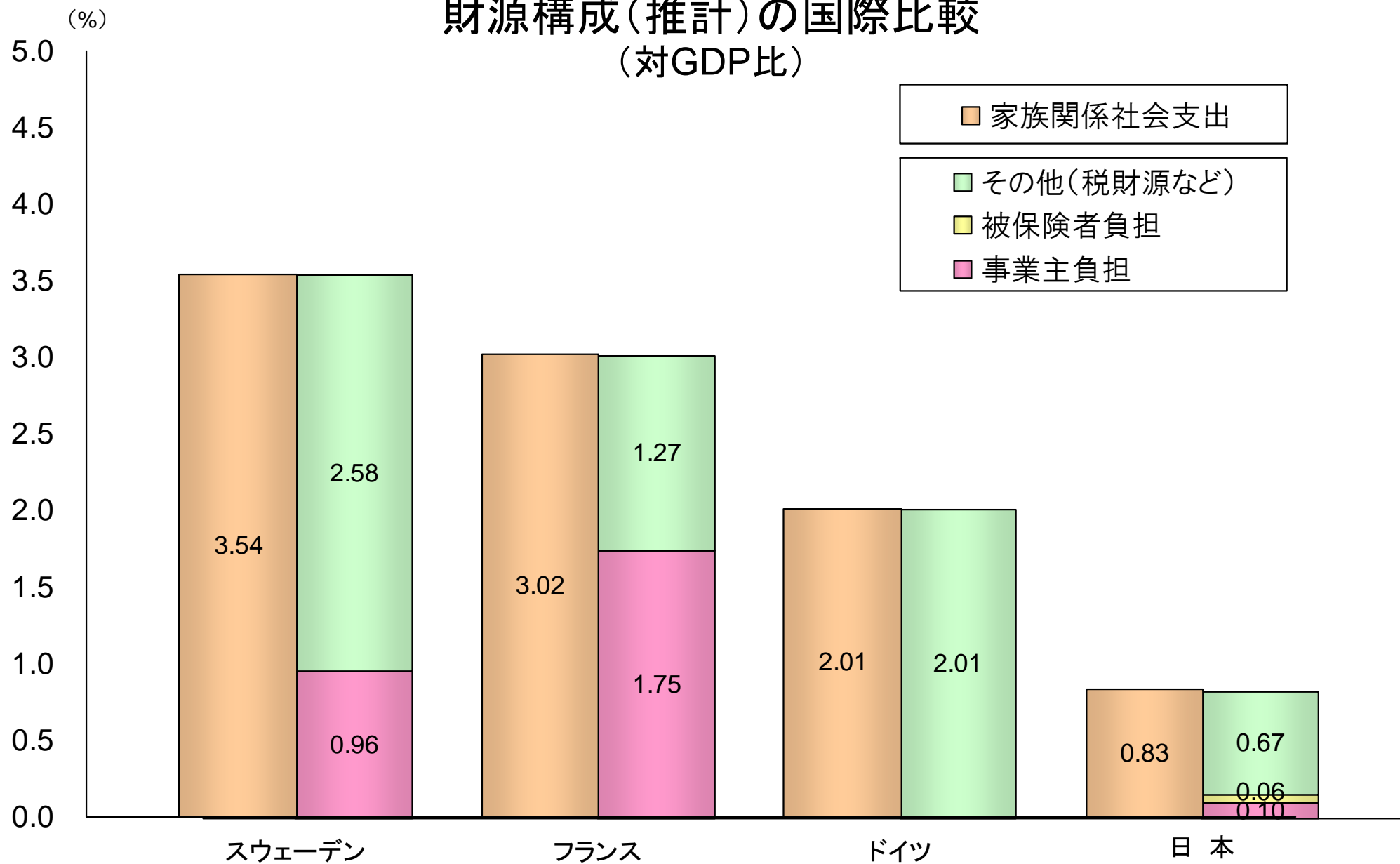
- ※ 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、取組が進んだ場合に達成される水準として設定される10年後の数値目標と整合をとって試算している。
- ※ これは、現行の給付・サービス単価(利用者負担分を含まない)をベースにした試算であり、質の向上、事業実施主体の運営モデル・採算ベース、保育所や幼稚園の保育料等利用者負担などの関係者の費用負担のあり方等については勘案していない。
- ※ 児童虐待対応、社会的養護や障害児へのサービスなど、特別な支援を必要とする子どもたちに対するサービスの費用の変化に関しては、この推計には含まれていない。
- ※ これは、毎年ランニングコストとして恒常的に必要となる額を推計したものであるが、これらのサービス提供のためには、この恒常的な費用のほかに、別途施設整備や人材育成等に関してのコストを要する。
- ※ 現在の児童数、出生数をベースにした推計であり、この費用は児童数、出生数の増減により変化する。なお、3歳未満児数で見ると、平成19年中位推計では現在と比べて10年後で8割弱、20年後で約3分の2の規模に減少するが、国民の結婚や出産に関する希望を反映した試算では10年後で95%、20年後でも93%の規模を維持する。
- ※ 児童手当については、別途機械的に試算。

次世代育成支援に関する給付・サービスの費用構成

- 平成19年度児童・家族関係社会支出(予算ベースの推計値4兆3,300億円)に関して、国、地方公共団体、事業主(保険料事業主負担及び拠出金)、被保険者本人(保険料)に分けて、費用負担の状況を推計したものの。



次世代育成支援に関する給付・サービス(児童・家族関係社会支出)の 財源構成(推計)の国際比較 (対GDP比)



2003年度(日本は2007年度予算ベース)

少子化対策の負担に関する国民意識①

○ 少子化対策に関しては、年金・医療・介護に比べ、拡充のための負担増をやむを得ないと考える国民が多い。

少子化対策

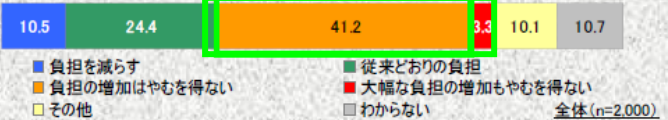
少子化対策(子育て支援)の負担のあり方



- 「拡充を図るべきであり、そのために多少の負担増となることについてはやむを得ない」と考える人が最も多く42%。
- 少子化対策のための負担増について、容認する人が過半数を超え55%となっており、反対する人を25ポイント上回っている。

年金

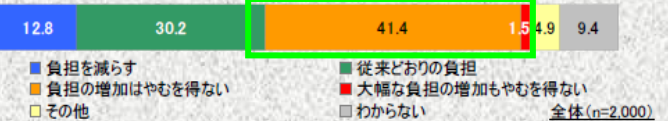
給付と負担のバランス



- 「給付水準を保つために、ある程度の負担増加はやむを得ない」と考える人が最も多く41%。大別すると、負担増について反対が35%、容認が45%となっている。

医療

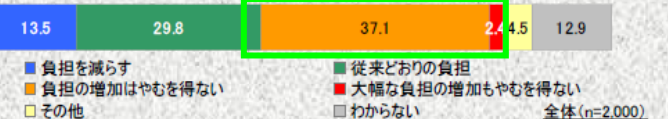
給付と負担のバランス



- 「給付水準を保つために、ある程度の負担の増加はやむを得ない」と考える人が最も多く41%。
- 負担増に関して、大別すると、反対が43%、容認が43%と拮抗している。

介護

給付と負担のバランス



- 「給付水準を保つために、ある程度の負担の増加はやむを得ない」と考える人が最も多く37%。続いて「給付水準をある程度下げても、従来どおりの負担とすべき」と回答した人が30%。
- 負担増に関して、大別すると、反対が43%、容認が40%となっている。

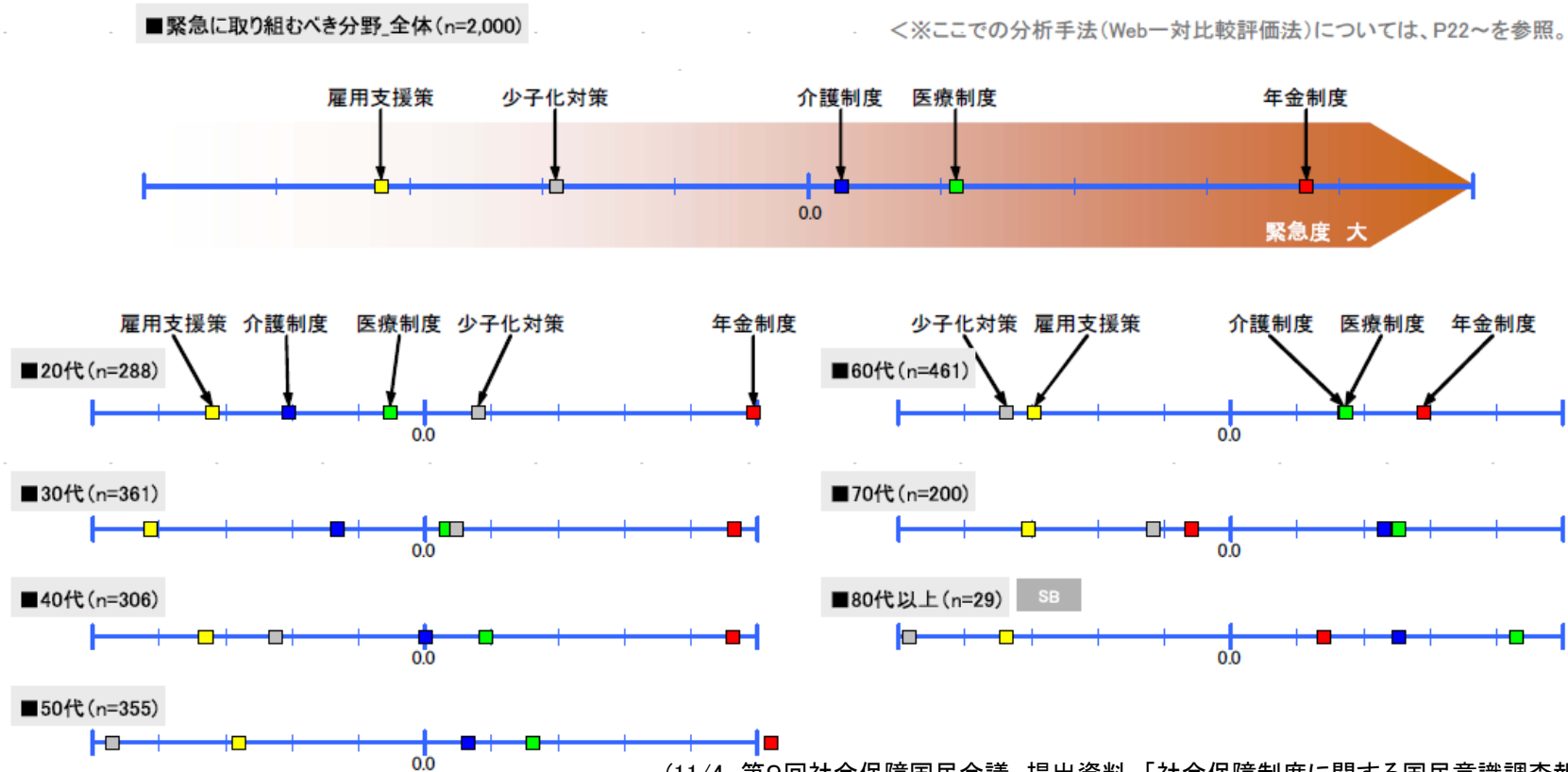
少子化対策の負担に関する国民意識②

○ 社会保障制度の中での少子化対策の緊急度については、若年世代に強く認識されているものの、すべての年代を通じては、緊急度を強く認識されているとはいえない。

社会保障制度総論

2-3.各制度間の対策緊急度比較 年代別

- 50代以下では、「年金制度」が緊急に取り組むべきものとして一番に挙げられている。
- 20代、30代の若年層では、「少子化対策」が「年金制度」に次いで対策が緊急に必要な分野と考えている。
- 「介護制度」「医療制度」については、年代が高くなるほど緊急に取り組むべきと考える人が多くなる。



社会保険による次世代育成支援に関する主な議論

- 次世代育成支援関連の給付を、社会保険の対象とし、妊娠・出産・子育てを給付原因となる保険事故とする場合、以下のような議論(利点・課題等)がある。

【社会保険による場合の利点等】

- 社会全体、幅広い層の国民で費用を負担できる。
- 負担と給付の関係が見えやすく、給付の増大に対応した負担増について合意が比較的得やすい。
- 所得水準に応じたきめ細かい負担の設定が可能。
- 所得水準に応じた給付が可能。(ex育児休業給付)

【社会保険による場合の課題等】

- 出産・子育ては、親の選択・裁量によるものであり、いわゆる「保険事故」としてなじまないのではないか。
- 子を持つ意思のない者や、高齢者など、給付を受ける可能性がない又は低い者も多数存在し、そうした者から保険料として負担を求めることに妥当性や納得性があるかどうか。
- 我が国の社会保険制度は、負担を行わない者に対して、一定の給付制限を行うのが一般的であるが、次世代育成支援においては、親の未納に対して子に不利益が及ぶ点をどう考えるか。
- 保険料徴収に関する課題

※「保険事故」…生活のための所得を減少もしくは喪失させる事故、またはその所得をもってしては賄いきれないような失費を発生させる事故であり、その発生が保険給付を行う原因となるもの。その発生が偶然であること(発生の可能性は推察されるが、その発生の態様あるいは発生の時期について予測しえないものであることを必要とする。)

社会保険以外の社会連帯による次世代育成支援の例

－ フランスの全国家族手当金庫による家族政策の展開 －

- フランスにおいては、次世代育成支援に関する施策を「全国家族手当金庫」を中心に運営。
- その特色としては、
 - ① 国・事業主・個人といった各主体の拠出により社会全体で費用を支えている
 - ② 運営が、行政の一方的意思ではなく、運営機関（「全国家族手当金庫」及び各県の「家族手当金庫」）との合意に基礎を置く「契約」により定められている
 - ③ 運営機関（「全国家族手当金庫」及び各県の「家族手当金庫」）には、事業主・被保険者（個人）等の関係者代表を構成員とする「理事会」が置かれ、意思決定・執行を行っている
点が挙げられる。

1. 運営

- 「国」（政府）と「全国家族手当金庫」の間で、複数年（最低3年）の「目標・運営協定」を締結。

《「目標・運営協定」の内容》

- ・ 給付・サービス、質の改善に関する目標
 - ・ 拠出金（事業主）、一般社会拠出金（個人）の徴収に関する目標
 - ・ 協約の変更手続、評価に関する手続
- 等

- 「全国家族手当金庫」と「家族手当金庫」（各県1～2箇所）の間においても、「運営契約」を締結。
（各種現金給付については、「運営契約」に基づき各県の「家族手当金庫」が各家族に対し支給。）

- 各県の「家族手当金庫」と「自治体」の間においても、「子ども契約」を締結。
（保育施設の整備・運営に関しては、「子ども契約」に基づき、各県の「家族手当金庫」から「自治体」を通じ、各家族と保育施設に対し、補助が行われる。）

2. 意思決定機構

- 「全国家族手当金庫」、各県の「家族手当金庫」のいずれにも、事業主・被保険者その他の関係者代表から構成される「理事会」が置かれ、「理事会」を最高意思決定機関・執行機関として運営。

3. 事業内容

(1) 法定給付

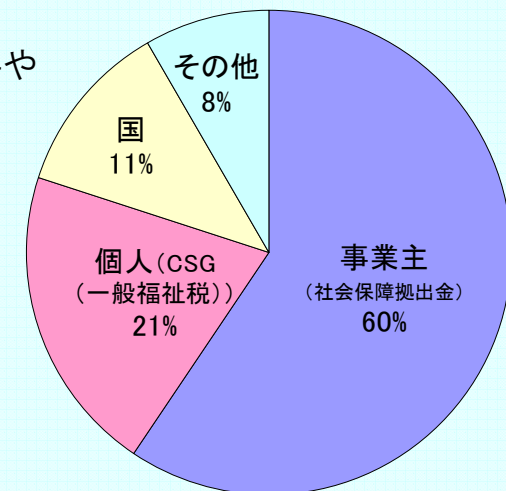
- 各県の「家族手当金庫」が法定給付を各家族に対し支給。（主なものは、乳幼児迎え入れ手当（休業中の所得保障・保育費用補助））

(2) 社会的事業

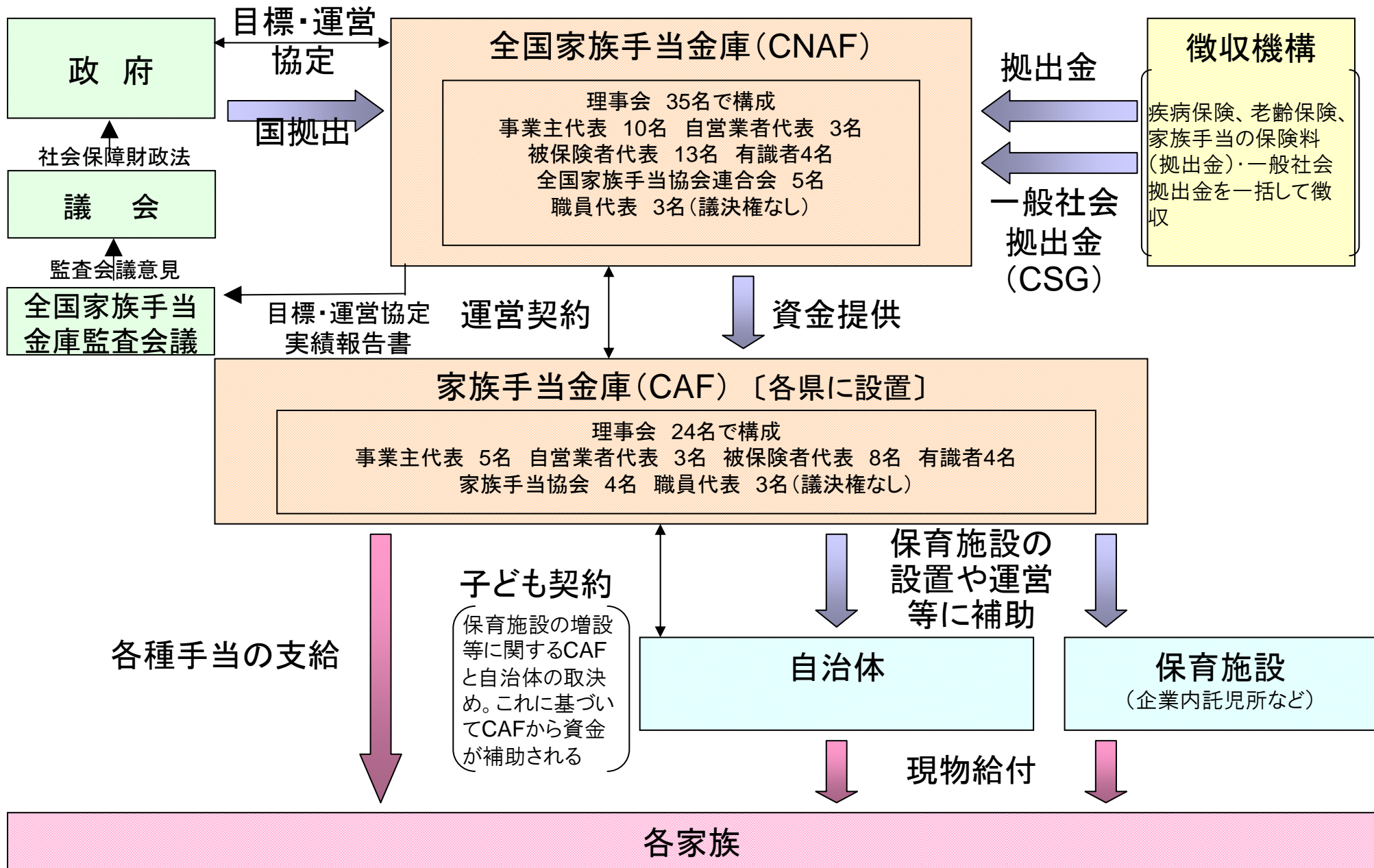
- 各県の「家族手当金庫」が自治体を通じ、各種保育施設の施設整備費、運営費に対する補助等を実施。

4. 財源構成

- ① 社会保障拠出金・・・事業主が賃金の5.4%相当を拠出。（徴収は、他の社会保険料や一般福祉税(CSG)と一括して専門機関(社会保障・家族手当掛金回収連合)が徴収。）
- ② 一般福祉税(CSG)・・・個人の所得に課せられる社会保障目的税(7.5%)。
(うち、全国家族手当金庫相当分は1.1%。)
- ③ 国庫からの拠出金
- ④ その他(一般福祉税(CSG)以外の税など)

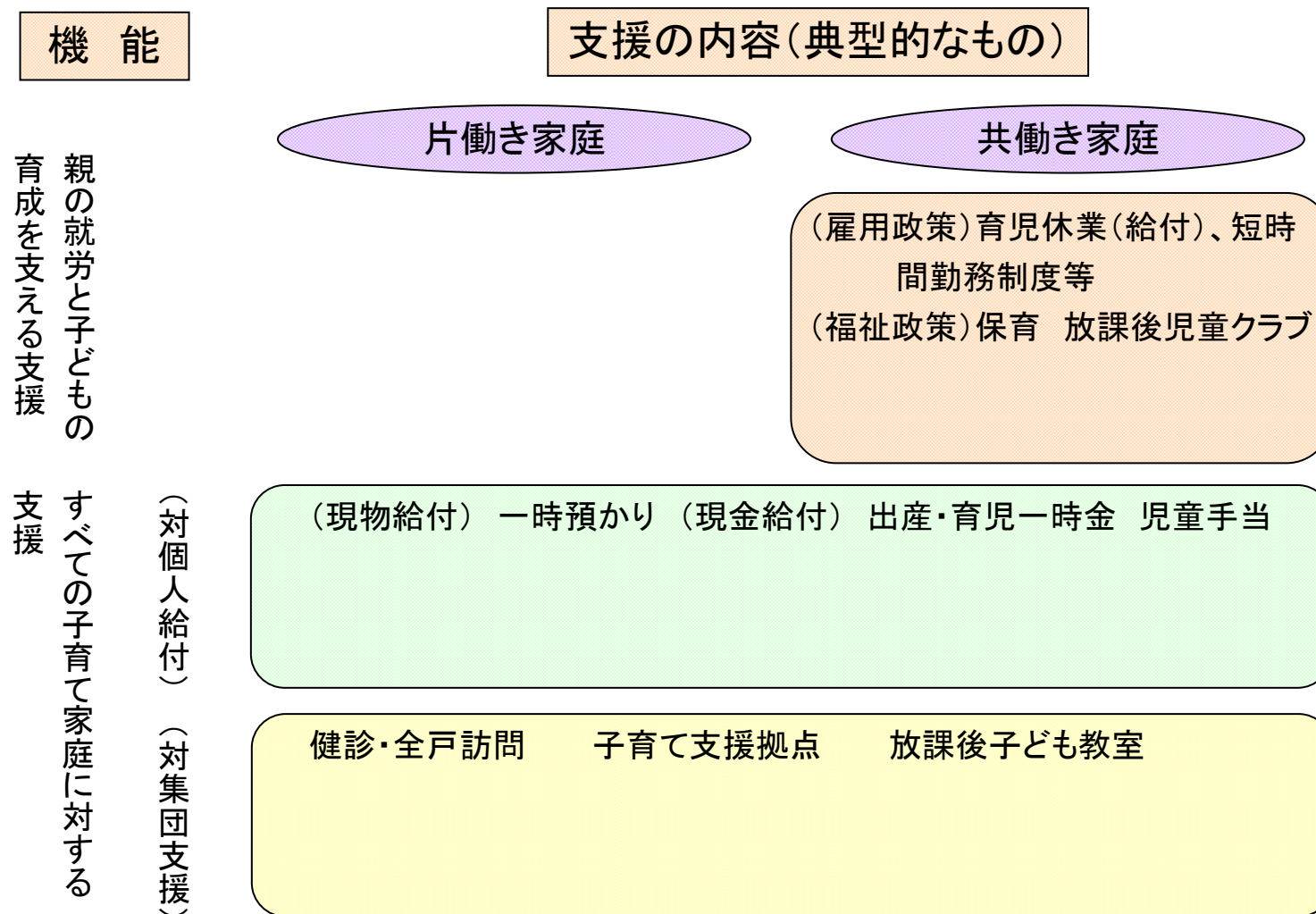


フランスの全国家族手当金庫による家族政策の流れ



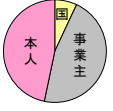
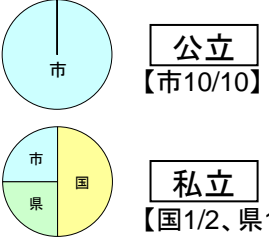
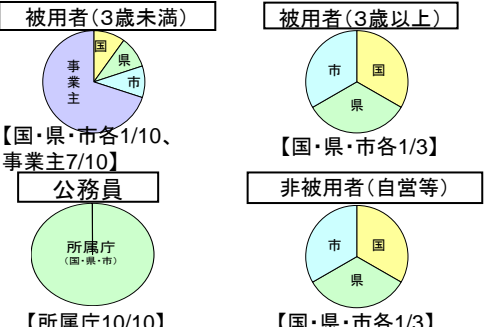


「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」における 次世代育成支援関連給付・サービスの体系的整理

平成19年12月にとりまとめられた「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」においては、現行の次世代育成支援に関連する給付・サービスについて、それぞれの給付・サービスが担っている機能に着目し、以下のように整理。



(第5回基本戦略分科会(平成19年10月)資料より抜粋)

現状の主な次世代育成支援施策に関する費用負担と考え方

| 制度区分・ 給付サービス名 | 費用負担 | 現行の費用負担の考え方 |
|---|---|--|
| 育児休業給付 |  <p>【国1/8、 保険料(労使折半)7/8】 ※ただし、当分の間、国庫負担の額は本来の額の55%(暫定措置)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用保険の保険事故(失業や失業に準ずる雇用継続が困難な状態)は、<u>労働者及び事業主の双方の共同連帯</u>により対処すべき事項であることから、<u>労使折半</u>により負担。 ・ また、保険事故である失業が政府の<u>経済・雇用政策とも無縁</u>ではなく、その責任の一端を担うべきであることから、<u>一部を国庫負担</u>。(育児休業給付については、それに準じた取扱い) |
| 保育所 |  <p>公立 【市10/10】</p> <p>私立 【国1/2、県1/4、市1/4】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>児童福祉施設最低基準</u>(※憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するものとして制定)を維持するための<u>費用の裏付け</u>をすることにより、<u>児童に対する公の責任</u>を果たそうとするもの。 ・ なお、公立保育所については、<u>地方自治体が自らその責任に基づいて設置</u>していることにかんがみ、平成16年度から一般財源化。 |
| 児童手当 |  <p>被用者(3歳未満) 【国・県・市各1/10、事業主7/10】</p> <p>被用者(3歳以上) 【国・県・市各1/3】</p> <p>公務員 【所属庁(国・県・市)10/10】</p> <p>非被用者(自営等) 【国・県・市各1/3】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の将来を担う<u>児童の健全育成</u>の観点から、<u>国が一定の負担</u>。 ・ <u>地域住民の福祉増進</u>にも密接につながるため、<u>地方も一定の負担</u>。 ・ 児童の健全育成・資質向上を通じて、<u>将来の労働力確保</u>につながることから、被用者に対する支給分について、<u>事業主も一定の負担</u>。 <p>※ 上記の考え方を基本とした上で、平成12年・16年・18年の改正により支給対象とされた分(3歳以上)については、所得税の人的控除の見直し等により財源が賸われた経緯から、事業主の負担を求めている。</p> |
| 児童育成事業 (放課後児童クラブ・病児病後児保育・一時預かり・地域子育て支援拠点等) |  <p>【事業主1/3、県1/3、市1/3】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域住民の福祉</u>に密接につながることで、<u>地方も一定の負担</u>。 ・ <u>現在及び将来の労働力確保</u>の観点から、<u>事業主も一定の負担</u>。 |
| 次世代育成支援対策交付金(延長保育・全戸訪問事業・ファミリーサポートセンター事業等) |  <p>【国1/2、市1/2】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>次世代育成支援対策推進法に基づく措置の推進</u>の一環として、<u>国の負担</u>による補助を行うもの。 |

次世代育成支援に関する主な給付・サービスの
給付費の負担割合と利用者負担

(単位: 億円)

※100億円単位(100億円未満のものは10億円単位)で四捨五入している

| 給付・サービス 種別 | 給 付 費 | | | | | 利用者 負担 | 費用 総額 | |
|--|------------------|-------------------|-----------------|-----------------|--------------------|-----------|----------|-------------|
| | 国 | 地方 都道府県市町村 | | 事業主 | 個人 | | | 給付費 (合計) |
| 育児休業給付 (※平成20年度予算ベース) | 100 | - | - | 600 | 600 | 1300 | - | 1300 |
| 保育所(公立)(※1) (平成20年度予算ベース) | - | - | 3600 | - | - | 3600 | 3300 | 6900 |
| 保育所(私立) (※平成20年度予算ベース) | 3300 | 1600 | 1600 | - | - | 6600 | 4300 | 10900 |
| 延長保育(私立) (※平成20年度予算ベース) | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 病児・病後児保育 (※平成20年度予算ベース) | - | 30 | 30 | 30 | - | 80 | - | - |
| 家庭的保育事業 | - | 10 | 10 | 10 | - | 20 | - | - |
| 放課後児童クラブ (※平成20年度予算ベース) | - | 200 | 200 | 200 | - | 500 | - | - |
| 《参考》Ⅰ合計 (※上記のほか、 出産手当金等を含む) (平成19年度予算ベース) | 25% (3300億円) | 54% (7100億円) | 11% (1400億円) | 10% (1300億円) | 100% (1300億円) | - | - | - |
| 一時預かり | - | 30 | 30 | 30 | - | 80 | - | - |
| 児童手当 | 2700 | 2900 | 2900 | 1800 | - | 10300 | - | 10300 |
| 《参考》Ⅱ合計 (※上記のほか、 児童扶養手当等を含む) (平成19年度予算ベース) | 25% (6400億円) | 53% (136300億円) | 14% (3500億円) | 8% (2100億円) | 100% (236300億円) | - | - | - |
| 全戸訪問 ・育児支援家庭訪問 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 地域子育て支援拠点 | - | 100 | 100 | 100 | - | 300 | - | 300 |
| ファミリーサポートセンター | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 妊婦健診(公費助成) | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 《参考》Ⅲ合計 (※上記のほか、 社会的養護等を含む) (平成19年度予算ベース) | 36% (11600億円) | 59% (27000億円) | 5% (2000億円) | 0% | 100% (49000億円) | - | - | - |

※1)公立保育所運営費(延長保育含む)は一般財源化されているため、私立保育所運営費の単価による推計額。

※2)次世代育成支援に関する給付・サービスについては、保育所については国において利用者負担額の基準を定めているが、その他のサービスについては、特段定められていない。

※3)ファミリーサポートセンターについては、サービスの提供希望者と利用希望者の間の連絡調整に係る費用が次世代育成支援対策交付金の対象とされており、サービス利用自体に係る費用は基本的に利用者負担。

※4)妊婦健診の公費助成は一般財源化されているため、市町村の公費助成の全国平均回数(2.8回/H19.8)による推計額。なお、公費助成分以外に妊婦本人が健診費用を負担。

各制度の費用負担の現状①

－事業主負担の考え方－

- 医療・年金・介護等の各制度の考え方を見ると、おおむね①給付が直接・間接に事業主の利益につながる
こと、②事業主の社会的責任等の観点から、事業主負担を求めている。

| 制度 | 事業主負担の割合の経緯 | 事業主負担の考え方 |
|--------------|---|--|
| 政府管掌 健康保険 | 制度発足時（昭和2年）労使折半 （負担割合 1/2） 以後、変更なし | 被用者は健康保険に加入することにより、疾病又は負傷の不安が解消され、安心して働くことが可能となり、その効果は <u>円滑な事業活動に寄与する面</u> を有し、また、被用者の健康保持や速やかな傷病からの回復が労働能率の増進等をもたらすこととなり <u>事業主にも利益が有る</u> などの考え方によるもの。その負担割合については、事業主及び労働者が均等の負担を行うことにより、保険運営を円滑公平に行うことを意図した外国の立法例の考え方を参考にしたこと等による。 |
| 組管管掌 健康保険 | 制度発足時（昭和2年）労使折半 （負担割合 1/2） 以後変更なし。ただし、規約で定めるところにより、事業主の負担割合を増加させることが可能。 | 原則労使折半としている部分については政府管掌健康保険（政管）と同じ。なお、健保組合の自主的な運営や事業主による福利厚生の上の観点から、規約に定める場合には事業主の負担割合を増加することができることとしている。 |
| 厚生年金 | 制度発足時（昭和17年）労使折半 （負担割合 1/2） 以後、変更なし | 被用者は厚生年金に加入することにより、老齢、障害等の不安を解消し、安心して働くことが可能となり、その効果は <u>円滑な事業活動に寄与する面を有することから</u> 、事業主も被用者とともに保険料を共同して負担することとされ、その負担割合については、それぞれ2分の1ずつとされたものである。 |

| | | |
|------|--|--|
| 雇用保険 | <ul style="list-style-type: none"> ・失業等給付に係る保険料率 失業保険制度発足時（昭和22年）労使折半（負担割合 1/2）以後、変更なし ・雇用保険三事業に係る保険料率 雇用保険制度発足時（昭和50年）全額事業主負担以後、変更なし | <p>雇用保険の主たる事業である失業等給付に要する費用については、<u>保険事故である失業が労働者及び事業主の双方の共同連帯によって対処すべき事項であるため、事業主と被保険者とが折半して負担をしている。</u></p> <p>また、<u>附帯事業として行われている雇用保険三事業に要する費用については、雇用上の諸問題は、我が国の雇用賃金慣行や企業行動に起因するところが多く、かつ個別企業の努力によっては解決が困難なものであることから、事業主の共同連帯によって対処することにより事業主の社会的責任の一端を果たすとの考え方から、事業主のみの負担としている。</u></p> |
| 児童手当 | <p>制度発足時（昭和47年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者に対する給付の 7/10 ・非被用者に対する給付は全額公費負担 <p>昭和57年改正時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者について特例給付を創設 負担割合は 10/10 <p>平成12年・平成16年改正時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳以上の児童に対する給付等につき 公費負担により支給範囲を拡大 | <p><u>児童手当制度は将来における労働力の維持、確保につながり、事業主の立場に密接に結びつくものであるため、事業主にも応分の負担を求めている。</u></p> |
| 介護保険 | <p>第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の介護保険料は、労使折半が原則。ただし、健康保険組合の場合の保険料は、健康保険法第75条で定めるとおり、健康保険組合ごとに定めることが可能。</p> | <p>制度創設により介護サービスの充実が図られ、<u>傷病の重度化の防止等、従業員の離退職の防止等が期待されること、老人医療から介護保険への移行により老人保健拠出金の事業主負担が軽減されること、企業も社会的責任を有していることなどの考え方によるもの。</u>その負担割合については、<u>第2号被保険者の介護保険料は医療保険に上乗せで徴収されており、医療保険各法の規定に基づき算定されることによる。</u></p> |

【第11回「社会保障の在り方に関する懇談会」（平成17年7月26日）資料より抜粋】

各制度の費用負担の現状②

－市町村に対する財政支援の状況－

○ 市町村が主たる実施主体である各制度において、市町村の一般財源以外の財源(特定財源)による財政支援が行われている。

| 制 度 | 市町村の一般財源以外の財源(特定財源)が占める割合 |
|--------------------------|--|
| 保育所 | 私立・・・75%【市町村負担25%】 公立・・・0%【市町村負担100%】 |
| 児童育成事業 | 66%【市町村負担33%、事業主負担33%、都道府県負担33%】 |
| 次世代育成支援対策交付金事業 | 50%【市町村負担50%、国庫負担50%】 |
| 国民健康保険 | 100%【市町村負担0%、保険料50%、国庫負担43%、都道府県負担7%】 (※医療給付費から前期高齢者交付金を除いた額に占める割合の概観。詳細にみると、保険財政安定のため、国・都道府県・市町村はさらに公費負担を行っている。) |
| 介護保険 | 87.5%【市町村負担12.5%、保険料50%、国庫負担25%、都道府県負担12.5%】 (※居宅給付費の場合。施設等給付費の場合は、国庫負担が20%、都道府県負担が17.5%) |
| 障害者自立支援法 (障害福祉サービス費等) | 75%【市町村負担25%、国庫負担50%、都道府県負担25%】 |

次世代育成支援に関する利用者負担の現状 (保育所の場合)

- 次世代育成支援に関する各サービスの利用者負担は、国の基準等を参考として、各市町村又は実施機関において定めるものとなっており、制度上、全国統一的に定まっているわけではない。
- 保育所について、国の基準等から推計した利用者負担額を見てみると、以下のとおり。

【保育所】(1人当たり月額)

| 年齢区分 | 費用総額 | 保護者負担額 | 公費負担額 | 利用者負担:公費負担 |
|-------|--------|--------|--------|------------|
| 0歳児 | 17.3万円 | 3.5万円 | 13.8万円 | 2 : 8 |
| 1・2歳児 | 10.3万円 | 3.5万円 | 6.8万円 | 3 : 7 |
| 3歳児 | 5万円 | 2.8万円 | 2.2万円 | 6 : 4 |
| 4歳以上児 | 4.3万円 | 2.6万円 | 1.7万円 | 6 : 4 |

【保育所】(総額)

| 費用総額 | 保護者負担額 | 公費負担額 | 利用者負担:公費負担 |
|----------|--------|---------|------------|
| 1兆7800億円 | 7600億円 | 1兆200億円 | 4 : 6 |

※平成20年度保育所運営費負担金予算(案)額を基に算出

持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた 「中期プログラム」

〔平成20年12月24日〕
閣議決定

I. 景気回復のための取組

- (1) 世界経済の混乱から国民生活を守り、今年度を含む3年以内の景気回復を最優先で図る。このため、政府・与党においては、景気回復期間中に、減税措置及び定額給付金を税制抜本改革を前提に時限的に行うことを含め、当面、総額75兆円規模の景気対策（安心実現のための緊急総合対策、生活対策及び生活防衛のための緊急対策）を着実に実施する。特に、景気後退の影響が大きい雇用、企業の資金繰り、生活者支援等の面で、様々な政策手段を適切に活用しながら、最大限の努力を傾注する。また、政府は日本銀行と一体となって適切な経済運営に万全を期す。
- (2) あわせて、世界の潮流変化を先取りした経済成長の実現に向け、日本の底力を最大限に発揮させる成長戦略を具体化し、推進する。

II. 国民の安心強化のための社会保障安定財源の確保

安心強化の3原則

- 原則1. 中福祉・中負担の社会を目指す。
- 原則2. 安心強化と財源確保の同時進行を行う。
- 原則3. 安心と責任のバランスの取れた安定財源の確保を図る。

1. 堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度の構築

急速に進む少子・高齢化の下で国民の安心を確かなものとするため、我が国の社会保障制度が直面する下記の2つの課題に同時に取り組み、堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する。

- (1) 「社会保障国民会議最終報告」（2008年11月4日）などで指摘される社会保障制度の諸問題や「中福祉」のほころびに適切に対応し、その機能強化と効率化を図ることにより、国民の安心につながる質の高い「中福祉」を実現する。
- (2) 社会保障制度の財源（保険料負担、公費負担及び利用者負担）のうち、公費負担については、現在、その3分の1程度を将来世代へのつけまわし（公債）に依存しながら賄っている。こうした現状を改め、必要な給付に見合った税負担を国民全体に広く薄く求めることを通じて安定財源を確保することにより、堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する。

2. 安心強化と財源確保の同時進行

国民の安心強化と持続可能で質の高い「中福祉」の実現に向けて、年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策について、基礎年金の最低保障機能の強化、医療・介護の体制の充実、子育て支援の給付・サービスの強化など機能強化と効率化を図る。このため、別添の工程表で示された改革の諸課題を軸に制度改正の時期も踏まえて検討を進め、確立・制度化に必要な費用について安定財源を確保した上で、段階的に内容の具体化を図る。

3. 安心と責任のバランスの取れた財源確保

- (1) 社会保障安定財源については、給付に見合った負担という視点及び国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点から、消費税を主要な財源として確保する。これは税制抜本改革の一環として実現する。
- (2) この際、国・地方を通じた年金、医療、介護の社会保障給付及び少子化対策に要する公費負担の費用について、その全額を国・地方の安定財源によって賄うことを理想とし、目的とする。
このため、2010年代半ばにおいては、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する費用をはじめ、上記2. に示した改革の確立・制度化及び基礎年金、老人医療、介護に係る社会保障給付に

必要な公費負担の費用を、消費税を主要な財源として安定的に賄うことにより、現世代の安心確保と将来世代への責任のバランスを取りながら、国・地方の安定財源の確保への第一歩とする。

具体的には、上記の社会保障給付及び少子化対策に要する費用の状況や将来見通し、財政健全化の状況等を踏まえて、税制の抜本改革法案の提出時期までに、その実施方法と合わせて決定する。

Ⅲ. 税制抜本改革の全体像

経済状況の好転後に実施する税制抜本改革の3原則

- 原則1. 多年度にわたる増減税を法律において一体的に決定し、それぞれの実施時期を明示しつつ、段階的に実行する。
- 原則2. 潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。
- 原則3. 消費税収は、確立・制度化した社会保障の費用に充てることにより、すべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。

1. 税制抜本改革の道筋

(1) 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置や年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、今年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革を2011年度より実施できるよう、必要な法制上の措置をあらかじめ講じ、2010年代半ばまでに段階的に行って持続可能な財政構造を確立する。なお、改革の実施に当たっては、景気回復過程の状況と国際経済の動向等を見極め、潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。

(2) 消費税収が充てられる社会保障の費用は、その他の予算とは厳密に区分経理し、予算・決算において消費税収と社会保障費用の対応

関係を明示する。具体的には、消費税の全税収を確立・制度化した年金、医療及び介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に充てることにより、消費税収はすべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。

2. 税制抜本改革の基本的方向性

社会保障の安定財源確保を始め、社会における様々な格差の是正、経済の成長力の強化、税制のグリーン化など我が国が直面する課題に整合的かつ計画的に対応するため、下記の基本的方向性により更に検討を進め、具体化を図る。

- (1) 個人所得課税については、格差の是正や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除や税率構造を見直す。最高税率や給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除の検討を含む歳出面も合わせた総合的取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討する。金融所得課税の一体化を更に推進する。
- (2) 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引下げを検討する。
- (3) 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額がいわゆる確立・制度化された年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策に充てられることを予算・決算において明確化した上で、消費税の税率を検討する。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等総合的な取組みを行うことにより低所得者の配慮について検討する。
- (4) 自動車関係諸税については、税制の簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討する。
- (5) 資産課税については、格差の固定化防止、老後扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベースや税率構造等を見直

し、負担の適正化を検討する。

(6) 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上と課税の適正化を図る。

(7) 地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。

(8) 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進する。

IV. 今後の歳出改革の在り方

歳出改革の原則

原則 1. 税制抜本改革の実現のためには不断の行政改革の推進と無駄排除の徹底の継続を大前提とする。

原則 2. 経済状況好転までの期間においては、財政規律を維持しつつ、経済情勢を踏まえ、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行う。

原則 3. 経済状況好転後においては、社会保障の安定財源確保を図る中、厳格な財政規律を確保していく。

(1) 経済状況が好転するまでの期間においては、景気回復と財政健全化の両立を図る観点から、財政規律を維持しつつ、経済情勢を踏まえて、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行う。

(2) 経済状況が好転した以降においては、社会保障の安定財源確保に向けて消費税を含む税制抜本改革を実行していく中、景気の後退により悪化した財政を建て直すべく、厳格な財政規律を確保していく。

具体的には、国・地方を通じ、社会保障、非社会保障の各部門について、以下の基本的方針の下にたゆまざる改革を実行することとする。

(社会保障部門)

- ・ 「中福祉」に見合ったサービス水準を確保するべく、安定財源の確

保と並行して社会保障の機能強化を図るとともに、コスト縮減、給付の重点化等の効率化を進める。

(非社会保障部門)

- ・ 非社会保障部門全体として、国民のニーズ等の変化を踏まえつつ、規模を拡大しないことを基本とし、効果的・効率的な公共サービスの提供を進める。

V. 中期プログラムの準備と実行

準備と実行に関する原則

- 原則 1. 経済好転後の速やかな施行のために、税制抜本改革の実施時期に先立ち、制度的準備を整える。
- 原則 2. 国民の理解を得ながら「中期プログラム」を確実に実行するため、税制抜本改革の道筋を立法上明らかにする。

- (1) 経済好転後の税制抜本改革等の速やかな施行のために、その実施時期に先立ち、改革の内容の具体化を進めるとともに、法案その他の制度的準備を整える。政府においては、経済財政諮問会議や政府税制調査会などで行われる議論も踏まえつつ、関係省庁が連携してそのための検討に着手する。
- (2) 2009 年度（平成 21 年度）の税制改正に関する法律の附則において、前記の税制抜本改革の道筋及び基本的方向性を立法上明らかにする。
- (3) 基礎年金国庫負担割合の 2 分の 1 への引上げについては、2004 年（平成 16 年）年金改正法に沿って、前記の税制抜本改革により所要の安定財源を確保した上で、恒久化する。2009 年度及び 2010 年度の 2 年間は、臨時の財源を手当てすることにより、基礎年金国庫負担割合を 2 分の 1 とする。なお、Ⅲ. 1. (1)における「予期せざる経済変動」に対応する場合には、それまでの間についても、臨時の財源を手当てすることにより、基礎年金国庫負担割合を 2 分の 1 とする措置を講ずるものとする。

(了)

社会保障の機能強化の工程表

「社会保障国民会議中間報告」及び「国民会議最終報告」に描かれた姿を基に作成

社会保障
国民会議最終
報告に基づく
機能強化の課題

2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 (～2025)

年金

基礎年金国庫負担割合2分の1の実現

財政検証
実現

財政検証

基礎年金の最低保障機能強化

社会の構造変化に対する対応

制度設計・検討

法改正、順次実施

- ・低年金・無年金者対策の推進 (保険料免除制度の見直し、受給資格期間の見直し、厚生年金適用拡大、保険料追納の弾力化)
- ・在職老齢年金制度の見直し等 (→ 高齢者の就労に配慮した検討・実施)
- ・育児期間中の保険料免除 (→ 他の少子化対策と歩調を合わせて検討・実施) など

医療・介護

(医療)

急性期医療の機能強化

医師等人材確保対策

診療報酬改定

診療報酬改定

診療報酬改定

(現行)都道府県医療計画(2008～12の5か年)

(新)都道府県医療計画(2013～17の5か年)

救急を含む急性期医療の新たな指針の作成

医師養成数の増加

(従事医師数の増加)

臨床研修の見直し・医師と看護師等との役割分担の推進(制度的対応)

レセプトの段階的なオンライン請求への切替え

レセプトオンライン化の完全実施

- ・救急・産科等の体制強化
- ・養成数、臨床研修、役割分担の見直し等の制度的対応による人材確保 など

- ・急性期の機能分化推進
- ・地域包括ケアの推進と在宅医療の強化・充実 など

2015年の姿

- 安心して出産できる体制
- 救急患者の受入れ、早期回復
- 社会復帰できる体制の構築

(介護)

介護従事者の確保と処遇改善

居住系サービス拡充と在宅介護の強化

介護報酬改定

介護報酬改定

介護報酬改定

第4期介護計画(2009～11の3か年)

第5期介護計画(2012～14の3か年)

基本方針の策定

介護事業所の雇用管理の改善、介護従事者の定着支援、潜在的有資格者の再就職支援等

+3%改定

- ・専門性等のキャリアアップ、夜勤・看護体制の充実等の評価を通じた介護従事者の処遇改善と確保 など

- ・医療との連携強化
- ・グループホーム等居住系サービスの拡充
- ・24時間対応の強化等在宅介護の強化・充実 など

2015年の姿

- 居住系サービスの拡充、24時間対応、小規模多機能サービス充実による在宅サービスの整備・機能強化
- 重度化対応、看取り機能、個室化・ユニット化等の施設機能の強化

連携
体系的見直し

少子化対策

仕事と子育ての両立を支えるサービスの質と量の確保

すべての家庭に対する子育て支援の強化

子育て支援サービスを一元的に提供する新たな制度体系の構築

「安心子ども基金」の設置

「生活対策」、「5つの安心プラン」に基づくサービス基盤整備(2008～10)

「安心子ども基金」の設置

- ・「安心子ども基金」による保育サービスの集中重点整備
- ・放課後児童クラブの緊急整備
- ・妊婦健診費負担の拡充 など

新たな制度体系の創設をにらんだサービス基盤緊急整備

- ・保育所整備に加え、保育サービス提供手段の多様化(家庭的保育、小規模保育等)、供給拡大
- ・一時預かりの利用助成と普及
- ・訪問支援事業や地域子育て支援拠点の基盤整備 など

新制度体系スタート

新たな制度体系の下での給付・サービスの整備

2015年の姿

- すべての子ども・子育て家庭に必要な給付・サービスを保障
- ・休業中 — 所得保障(出産前後の継続就業率55%)
- ・働きに出る場合 — 保育サービス(3歳未満児保育利用率38～44%) (フランス、スウェーデン並み)
 - 両給付は統合又は選択・併用可能に(シームレス化)
- ・働いていない場合 — 月20時間程度の一時的な利用を支援
- ・学齢児 — 放課後児童クラブ(低学年利用率60%)
 - 「小1の壁」の解消

新制度へのステップとなる制度改正

- ・児童福祉法、次世代法の改正
- ・育児・介護休業法の見直し

新たな制度体系の制度設計の検討

法制化

共通

社会保障番号・カードの導入

社会保障カード(仮称)の実現に向けた環境整備(実証実験の実施等)

→ 2011年度中を目途とした導入

第7回次世代育成支援のための新たな 制度体系の設計に関する保育事業者 検討会における各保育団体の提出資料

- 全国私立保育園連盟 1
- 全国保育協議会 16
- 日本保育協会 20

少子化対策特別部会の保育制度改革案について 全私保連の考え方と意見

平成21年2月16日
(社)全国私立保育園連盟

I. 次世代育成支援施策の中での保育制度－経過と背景

(はじめに)

○ 次世代育成支援のための新たな制度設計は、少子化対策の一環として、働くことと家庭生活(結婚・出産・子育て)を両立させるための支援、さらに、すべての家庭の子ども支援についての包括的施策の構築であると位置づけられています。とくに、女性の就労を支援するとともに、同時に子育てを支援する保育所機能を拡大していくことによって、予測される労働力不足と、少子化の歯止め機能としてきました。つまり、全ての子ども(家庭)の支援を対象することを前提にしつつ、なかでも、保育所機能を施策の重点とし、保育の「質」を確保した「量的拡大」という視点で、保育制度の設計については検討されてきました。

1. 制度設計の背景 — 少子化対策、財政課題、包括的な設計等

《 少子化対策としての家庭支援対策 》

○ わが国の少子化に歯止めがかからず深刻になっていることや、子どもの育つ環境が大きく変化し、孤立化した親子や子どもの育ちに異変が見られることなどが、制度見直しの背景になっています。とくに、待機児童の早急な解消(3歳未満児1.5万人、3歳以上児0.5万人)が求められていることや、就学前の子どもが育つ居場所として、フルタイムの就労支援という定型的な保育機能だけではなく、一時保育や育児相談、親子のふれあいの場など多様なニーズが存在し、拡大していることがあげられています。このため、全ての家庭(就学前の子どもが700万人)と地域に対する支援策の必要性に迫られていることや、幼稚園の保育園化(預かり保育は私立で90%)の拡大や認定こども園の増設計画等があるなかで、多様なニーズへの社会的な対応が求められ、あらためて保育の機能と役割の包括的整備を図っていこうというものです。

《 大幅な財源投入 》

○ わが国の少子化が深刻であるにもかかわらず、国、自治体の予算・補助金があまりにも不十分で、大幅な増額が緊急に望まれます。少子化対策の財源投入は、わが国では平成19年度のGDP比で0.83%と、EU諸国のGDP比2~3%に比べて極

めて低いものになっており、子育て家庭に対する施策が見劣ることは否めません。保育所に限っても、職員配置では幼児(3～5歳児)では、ドイツ、ニュージーランド10対1、フランス、イギリス、アメリカで8対1、スウェーデン5対1となっており、わが国の最低基準が3歳児20対1、4・5歳児30対1と、あまりにも低水準にとどまってきたこと等、少子化対策全般に抜本的な改善と財源投入が求められています。

《 各審議会での議論 》

- 経済財政諮問会議における100万人の新雇用戦略や、潜在保育需要として想定される100万人の新待機児童ゼロ作戦の提案等が相次いで発表され、就労支援対策として保育所制度の再編成を促してきました。ただ、今回の次世代育成支援の制度の構築にあたっては、就労支援に加えて、保育の質を担保した量の拡大、在家庭の子育て支援体制の必要性についても、大きく取り上げてきており、議論の柱は、大きくいって二つの流れがあります。

《 就労支援機能 》

- 前者の「就労支援としての保育所改革」は、平成9年の直接補助方式検討等を俎上にあげて以来、10数年にわたる規制改革会議の議論があります。現行の保育所制度を解体して、市場原理に基づく直接契約・直接補助、バウチャー制の導入等をと、子どもの利益を無視した乱暴な改革を主張し続け、低コストによる改革を主張し続けています。また、地方分権改革推進委員会は、最低基準の切り下げや地方一任、幼保一元化の実現、保育所運営費の一般財源化等を迫ってきています。さらに、社会保障費の抑制(毎年、社会保障費のうち2,200億円を5年間削減)等の保育制度に対するネガティブな改革論や安易な解体論が根強くあります。

《 包括的支援の仕組み 》

- これに対して、後者の流れは、平成19年に発足した『「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議』(以下、重点戦略会議という)で、従来のように就労支援のための受け皿づくりという「量」のみに力点を置いた労働・経済政策としての保育所の再編成ではなく、働き方の見直しと、保育の「量とともに質」を視点に入れた制度設計が必要であるとして議論されてきました。平成19年末の同会議のまとめでは、「就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造」を解決するため、包括的次世代育成支援の枠組み構築として、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の必要性を強調しています。また、欧州各国に照らして家族政策の充実をうたい、具体的には、すべての子ども・家庭に提供される枠組みとし ①就労と子育ての両立支援(とくに出産

前から3歳未満児等) ②すべての子どもの健やかな育成支援 ③育成基盤となる地域の取組が必要であるとしました。また、次世代育成支援は未来への投資とし、質を担保した保育を中心に、次世代育成支援の制度の設計が必要としました。

そして、これらの内容を具体的に検討していくため、議論の場を厚生労働省に移し、社会保障審議会少子化対策特別部会(以下、特別部会という)を設け、1年にわたって検討してきたものです。

2. 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計

《 規制改革等の圧力に対抗しうる改革案づくり 》

- こうした状況の中で、保育の市場化を求め、直接契約・直接補助(バウチャー制)や育児保険、保育所運営費の一般財源化等という一連の内閣府の各審議会の圧力に対抗できる、「新たな仕組み」案が求められてきました。したがって、今回の「第1次報告案」が、単純に「現行制度維持」だけの内容であるとき、「改革」を求める圧力に抗しきれないとの見方が大方の見方でした。

そこで、公的な仕組みを崩さず、対象の範囲を限定的ではなく、すべての家庭に広げた子育て支援制度の設計とし、その中核に、保育の質を担保された(最低基準を守った)認可保育所制度を位置づけることが、第1次報告案は提案されています。この「改革」案を修正改善することを前提に、量的拡大とともに保育の質を充実させていく方向で、大幅な財政投入の基礎となるべき施策として切り返していく提案にする必要があります。

《 社会保障と税制改革の「中期プログラム」に 》

- また、12月という時期にまとめることとしたのは、経済財政諮問会議の「骨太方針2008」(H20.6.27)によって「保育の規制改革は平成20年内に結論を出す」と閣議決定され、足きりされていたことによります。さらに、これは、社会保障と税制、財政の一体改革の道筋を示すための「中期プログラム」(*注1)に、「社会保障国民会議」(注2)から出された最終報告(H20.11.4)の「少子化・次世代育成支援の一元化した抜本的対策」の工程表を加えて作成、盛り込まれるというスケジュール的に追い込まれていた事情によるものと思えます(注3)。

*注1= 社会保障と税制、財政の一体改革の中期方針。税制改正実施時期は経済財政諮問会議で検討中。

*注2= 社会保障のあるべき姿について、国民に分かりやすく議論を行うことを目的として、閣議決定により開催。少子化対策に1.6~2.3兆円が必要であるとしている。

*注3= なお、第1次報告案は最後の調整がついていないため、厚生労働大臣裁定により21年に持ち越されることになっているが、新しい制度体系(内容は明示されていないが)で展開することについて、24~25年から移行することを「中期プログラム・改革工程表」に盛り込み、すでに閣議決定(12月24日)している。

《 特別部会の改革議論の前提 》

- 特別部会では、検討に当たっての新たな仕組みの前提としては、「①すべての子どもの健やかな育ち ②保護者と子どもの利益が異なることを踏まえ、子どもの発達保障の視点が重要 ③保護者の支援と保育提供者の関係は相互性がある ④人口減少地域の保育機能の維持向上 ⑤保育は生活圏で提供されるのが基本 ⑥新しい仕組み導入には量が必要で、財源確保が不可欠」の6点を、「基本的考え方」(H20.5.20)の中で明らかにし、議論の土台にすえて、これまで検討してきました。

《 改善する改革のポイント — 評価と課題 》

- 私たちも、これらの議論の前提としてあげている視点の大切さについて評価するとともに、これを踏まえて大きくは、以下の3点の問題意識をもって、制度を改善するポイントとしてきました。

1つ目は、核家族化が一般化したなかで、保育所に在園している200万人の子どもたちだけでなく、多くの課題を抱えた子どもたちが家庭で育っており、すべての子どもたちが活用できる包括的な制度設計が求められている。

2つ目に都市部の子ども過密地域だけではなく、子どもたちの減少が著しい地方都市の保育所機能が安定的に運営できるような制度設計が必要である。そのためにも保育所制度の公的フレームは欠かせない。

3つ目に保育の質的向上を目指した改革が必要である。諸外国、とくにEU各国に比べて極めて低水準になっている職員の定数基準の改善や、職員の処遇改善など保育条件の改善を合わせて設計する。

《 「第1次報告案」の具体的課題 — 全私保連の問題意識 》

- 上記のポイントについて、審議の過程で意見書として提出するとともに、設置された「保育事業者検討会」の中でも主張してきました。改革案はまだまだ骨格であり、さらに、多くの課題や、未検討の問題も抱えています。第1次報告案の中に、これらのポイントが生かされているところや、不十分な点があります。十分生かされていない点については、引き続き盛り込むように強く要請していく予定です(修正を求める具体的な内容については、次のⅡで詳述します)。

《 1. の包括的制度設計について 》

必要性のある全ての保護者に対して、市町村が「受給権」を付与することによって、保育の必要性を明らかにすることにしており、量的な多寡によって排除しない仕組みとしています。そしてすべての保護者それぞれの受給権に応じた、定型的な保育や、非定型的な一時的保育等の供給体制を市町村が整

備しなければならない責任が発生するとしています。「受給権」という新たな概念については、すべての子ども(家庭)支援という趣旨からみて異論のないところです。

ただ、細分化することはなく、できるだけ大きくりにし3区分程度でいいと考えられます。

《 2. の安定的運営の基盤について 》

待機児が集中している都市部が話題の中心になりがちですが、圧倒的多数の保育所は地方にあり、地方での子どもたちのつながりや親の就労等、地域の子どものセンター的な機能を果たし支えてきています。そうした地方での保育所の機能を維持・向上し、安定的に運営できる施策の必要性があります。小規模園に対しては定員定額制の費用支払いが一つの方法であることを提案しています。

これに対して第1次報告案においては、人口減少の地域の保育機能の維持することができる方向で、取り組んでいく必要があるとし、今後の制度設計に生かしていくとしていますので、是非とも具体的な施策として実現してもらいたいと考えます。

《 3. の保育条件の改善による質的向上について 》

第1次報告案では、認可保育所の質的向上の項を設け、「質」(職員配置、保育士の処遇、専門性等)を確保しながら「量」の拡大を図り、研修の制度的保障やステップアップが図れる仕組みを、財源確保とともに検討していくことにしています。昨年の「重点戦略会議」や今回の「特別部会」、さらに11月の「社会保障国民会議」等の審議会で、議論や資料として提出された中で明らかになったことはたくさんあります。とくに、先に触れましたが、EU各国の少子化にかける財政投入がわが国の2~3倍に上っており、とくに少子化に歯止めがかかっているフランスはGDP比3%に上っていること。日本の人口規模に換算すると、10兆円に上る財政投入で、合計特殊出生率2.0の達成を実現しています。また、諸外国の幼児(3~5歳児)の受持ち定数が、わが国の1/3の定数になっていること等、世界の実情を明らかにしました。したがって、わが国の財政投入を、現行に加えて少なくとも1.5~2.4兆円を投入する必要があることが、各審議会での一定のコンセンサスとなっており、少子化対策に大きな影響を与えることになるでしょう。こうした財政の効果的な投入を図り、すべての子どもを対象とした、定型保育、非定型保育、随時保育等、様々な供給体制の整備が必要であるとする社会的な環境ができあがりつつあるといえます。なかでも定型保育の中心である認可保育所については、保育条件を向上させる制度設計が求められ、保育士定数や保育士等の職

員処遇など保育の質の向上につながる改革の必要性がそろっていますので、中でも最低基準の改善が、今回改定となる新保育指針の現場での有効な活用を目指して発出された「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」(H20.3.28)の実現のためにも、是非とも実現に向けて大きく踏み出すことを要請いたします。

Ⅱ. 第1次報告案の課題と修正要望

1. 第1次報告案の課題と修正

○ 第1次報告案の仕組みについては、三者関係図の「真ん中」案(図1を参照)が妥当であるとして特別部会でまとまったようです。この案の主な問題点については、図1から判読すれば、次の3点をあげることができます。

- ① 市町村の保育の「実施責任」が曖昧である。
- ② 保育料は応能負担であるべきであるが触れられていない。
- ③ 保育料は市町村に納入するようにすべきである。

《 保育の実施責任 》

① 市町村の「保育の実施責任」が「保育の実施」という表現にとどまり、「提供体制整備責任」と「利用調整等」が新たに表示されています。つまり、市町村の「保育実施責任」が市町村の「器を作る責任」にすり替わっているのではないかという点です。図1の場合、保育の実施は、指定事業者(保育所)の責任で行うということの意味してきます。議論の中では「きちりとした公的フレーム」といつてきたにもかかわらず、市町村の公的関与がきわめて薄くなってしまいます。

そこで、市町村の「保育の実施責任」(保育所への委託契約)を明示するか、「保育提供体制整備責任」とともに「保育提供責任」を明示していただくよう要請します。加えて市町村が事業者を指定する場合に、指定した責任を明らかにするため市町村と「指定契約」を締結することも必要と考えられます。

《 保育料の応能負担による設定 》

② 保育料については、自由価格ではなく公定価格とされていますが、肝心の保育料設定の根拠を応能制とするのか、応益制とするのか触れられていません。

保育料の「応能」と「応益」にすることの違いは、次の③の保育料徴収責任の課題ともセットになって機能してきますが、利用者にとっても、保育所運営・経営にとっても決定的な要素につながっていきます。

「応益」は受け取る「利益の量」に着目して設定され、「応能」は「負担能力」に着目して設定されます。現行制度も建前上は「応益負担」を掲げ保育料最高額は保育単価とリンクしており、その上で「家計の負担を考慮して」実質上「応能負担」を繰り入れています。これは低所得層を排除させないために必要不可欠なことですが、「応益」原則が前面に出れば低所得層が排除される危険性は絶えず残ります。それにもまして、以下に述べるように応益制は最低基準の崩壊につながり、保育の質に影響してくる大問題を抱えています。

《 保育単価への影響 》

利用した者の「受ける利益の量」ということは、同じ受益量であれば、すべて均一ということになります。ですから応益制による設定は、その利益(サービスの提供)に対して、“いくらコストがかかっているか”からは独立した価格となります。利用時間や年齢の違いがあるものの、定員別の概念(最低基準の要素)がまったくないところで設定されるでしょう。定員別保育単価は、少数定員園の児童が高く設定され、多数定員園は低くなり、小数から多数へと低く傾斜していきます。これは、小規模施設と大規模施設のコストの差を配慮して小規模施設でも経営が成り立つよう、各定員別に「最低基準を遵守する人的配置」を行えるように組み立てられたものが現行の保育単価です。

《 応益負担は大規模化・広域化を促進 》

したがって、応益負担による保育料を保育所が直接徴収し、保育費用を代理受領していくと、当面は「公定価格」としていても、大規模園でも小規模園でも受益は同じということであれば、「保育単価を公定」し、傾斜させていることが、理論的な矛盾として指摘されるでしょう。定員別保育単価が崩れてしまえば、少数園は当然、コスト高をカバーできず、経営が困難になってしまいます。多数園はスケールメリットが機能し、大規模園の拡大促進として機能してきます。

保育機能の維持向上、安定的運営、保育の質の向上などと本文ではうたっていますが、現実には違った方向に流れていき空文化してしまいます。保育所は性格上、利用する子どもの生活圏でという前提ですすめてきましたが、より大規模化が進行し、部会議論に逆行して、保育所を広域化してしまいます。

さらに以下のような問題点が挙げられます。

- (1) 現行保育単価は職員の経験年数によって傾斜させています。これは職員の定着によるコスト高をカバーするための優れた方法です。万一「応益性」を前面に出した価格とした場合、こうした点について利用者からはなかなか理解され難いものとなること。
- (2) 仮に「応益」を徹底していった場合、日割、時間割の保育料に行きつくこととなります。このこと自体の可否は別として、この考え方がそのまま直接保育所の収入に反映することとなると運営はたちまち不安定となり、最低基準を維持することが極めて困難となります。結果、保育士の安定した雇用形態をとることがかなり難しくなります。

《 保育料の直接徴収は利用者補助 = 代理受領 》

③ 保育料を保育所が直接徴収するのであれば、保育所への市町村からの費用

支払いも、利用者への補助を代理受領することになってしまいます。このこと
によって、利用者補助金が運営費の根拠に反映されることになるため、保育体
制に着目して設定されている定員別保育単価という運営費の根拠が、極めて希
薄になってしまいます。少なくとも②③の課題は、定員別保育単価の存在にか
かわる重大なものです。

したがって、保育料は保育所が徴収代行とすることもよいですが、あくまで
市町村に徴収する責任がある前提でなければ、いずれ理論的矛盾を引き起こし、
市場原理による直接契約という「右側の第3案」に陥ります。このあたりが最
も保育所制度の根源的な課題であると考えますので、保育料の市町村納入と応
能負担について明示して頂きたい、強く要請します。

- 詳細な制度設計に関して、とくに重要な事項としては考えられることは、
 - ・ 市町村の保育実施義務を維持すること
 - ・ 応能負担を原則とした保育料体系を設定すること
 - ・ 保育料は市町村に納入すること
 - ・ 定員別保育単価(月額単価)を確実に維持すること
 - ・ 小規模園の定員定額制を導入すること
 - ・ 障害児保育費が一般財源化されていることからくる市町村の取組み格差の問題
 - ・ 減価償却費(整備資金)の多様な経営主体での取扱いの問題点
 - ・ 認可外保育所の認可化支援の条件、移行期間の問題 等をあげることができます。

2. 今後の課題と具体的な修正要求事項

- 今後も引き続き、子どもの最善の利益が守れ、保育の質を向上していくこと
のできる、配慮された制度設計(保育条件の向上)でなくてはならないことを、
強く現場から要請します。また、以上に述べたことは「定型保育」の仕組み
であり、今後拡充されるべき「非定型保育」については、別個の仕組みが設
計され整備される必要があります。そうした点も含めて、まだまだ細部にわ
たっては、検討しなくてはならない課題が山積しています。引き続き、保育
市場化論を排除するためにも、特別部会の第1次報告案に対して、保育現場
の考える不安や危惧が払拭できるよう、子どもにとって最善の利益を保障し
うる仕組みを願います。このため全私保連として、図2のように修正を求め、
次世代育成支援が、歴史に希望があふれるような子育て支援制度として樹立
することを願ってやみません。

《 修正を求める項目 》

第1次報告案の図でいえば、次のアンダーラインの部分について[図2]のように修正を求めます。

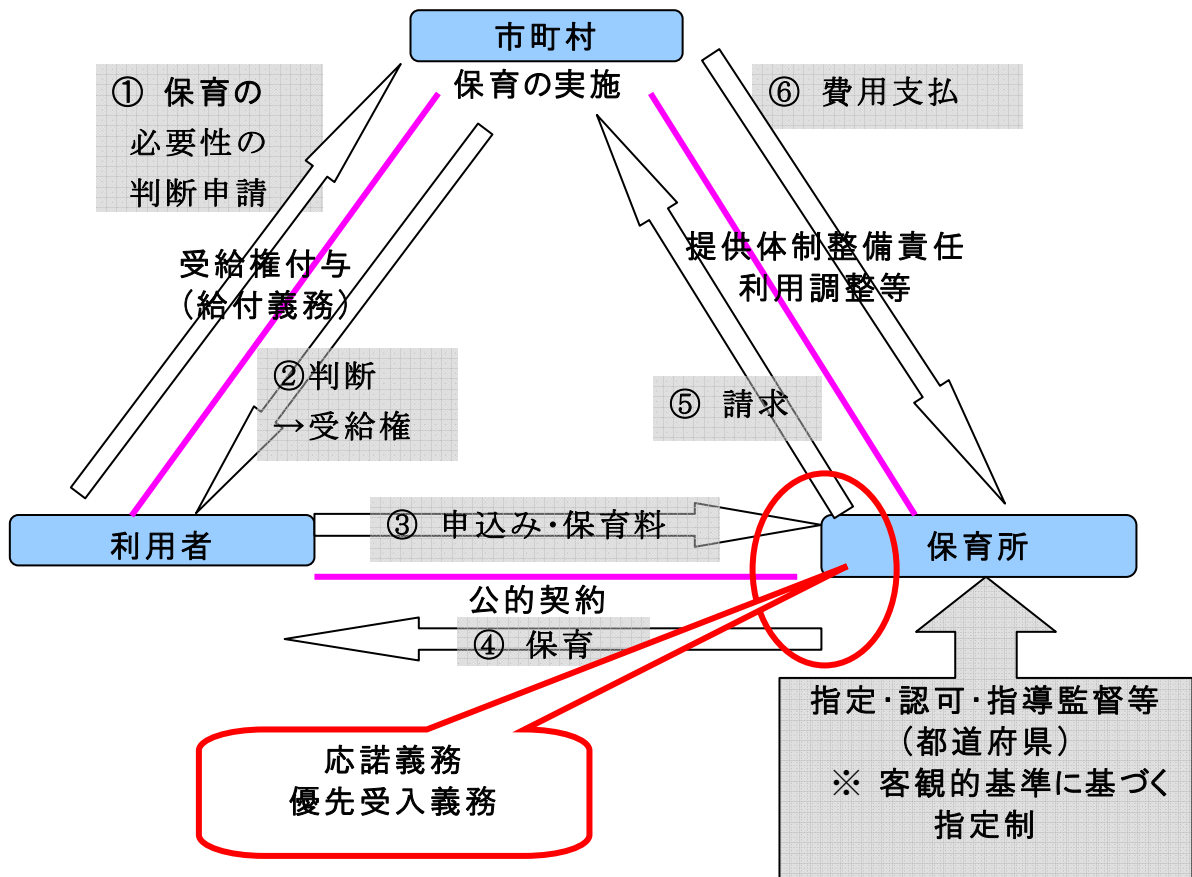
全私保連の改革修正案（図2参照）

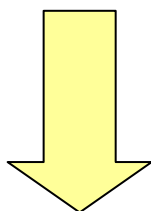
修正する部分はアンダーライン、図では斜線太字の「 」内

- ① 保育の必要性の判断の申請
 - ② 受給権付与
 - ③ 申し込み ただし、保育料については徴収代行は可 a 保育料納入
 - ④ 保育 a 利用契約
 - ⑤ 運営費の費用請求
 - ⑥ 「運営費－保育料」ではなく「運営費」全額
- *新たに
- ◎ 「提供体制整備責任」を「提供責任」と「提供体制整備責任」とする。
 または、基準を満たした保育所の指定を都道府県(指定市、中核市)が実施するとともに、市町村が保育所と「指定契約」を結ぶ
 - ◎ この三者関係を総称して公的契約とする

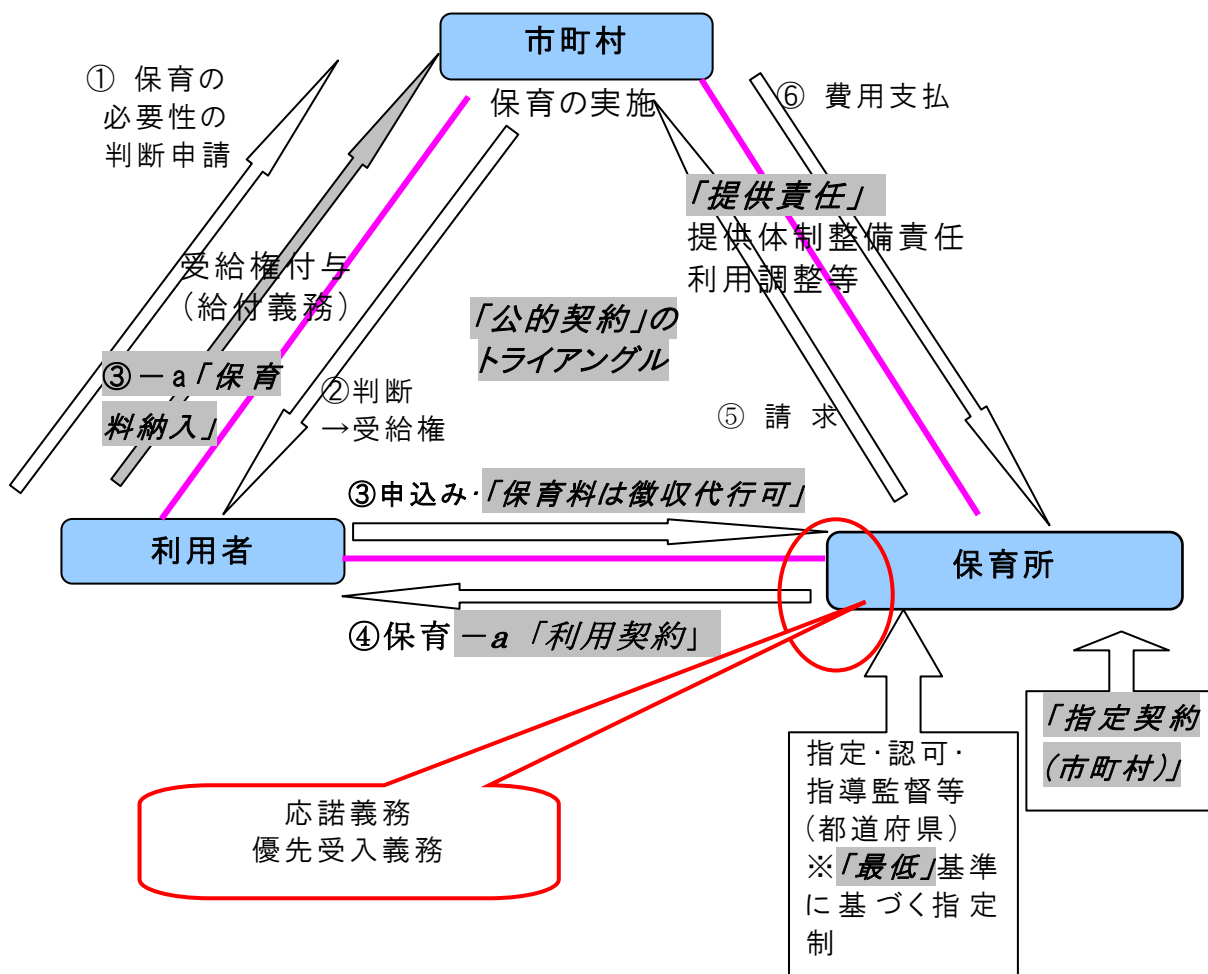
○少子化対策特別部会 第1次報告案（図1）

新たな保育の仕組み「サービス保障の強化等+財源確保」(20.12.16)





○全私保連の改革修正案 (図2) 「斜線太字」の網掛け部分



今後の保育制度の姿（案）とよりよい改革を目指して ～「受給権」⇒より利用者の主権を明確にする「利用権」へ～

平成21年2月16日

全私保連 菅原良次

I. はじめに

1) 保育制度改革を避けて通れるか

- ① 「規制改革会議第3次答申、地方分権改革推進委員会、経済財政諮問会議」等、外部の圧力もあるが、それだけに左右されてはならない。
- ② 重要なことは、私たち自身が長年、予算運動等でも掲げてきた「より良い保育と現行制度の改善・充実」を前進させる改革として位置づけること。
- ③ 社会の変化と子ども・利用者のニーズに応える積極的な改革として捉えること。である。

2) 現在の動きを避けて通れないとするなら、より良い保育制度を築くチャンスとして、

- ① 「重点戦略検討会議、社会保障審議会「少子化対策特別部会」(案)」の提案をもとに
- ② 上記、規制改革会議等の進める「市場原理導入」阻止に繋げていくこと。である。

II. これまで一環している連盟の保育制度改革に対する基本的スタンス

- ① 市場原理主義の導入を許さない制度改革
- ② 児童福祉法に基づく「すべての子どもの育ちと家庭の子育て支援」と「最善の利益」の実現をめざす方向。(児童福祉法第1条2項の上でも「すべての子ども」を対象としている)
- ③ 地方自治体を含む公的責任の明確化と具体的保障。
- ④ 過疎地域を含め「誰でも何処でも、いつでも」利用できる制度設計。
- ⑤ 新保育指針で明確にされた保育内容(養護と教育)を保障し発展させよう方向。
- ⑥ 現行の制度・最低基準、ナショナルミニマムをより積極的に改善・充実させる。
- ⑦ 量的と質を担保するための財源の確保を具体的計画として方向性を示す。
- ⑧ 社会の変化と多様なニーズに応え、すべての家庭における子育てと就労支援を行うこと。
- ⑨ 私たちの認可保育所の保育事業を守り、充実・発展させる方向。

III. 子どもたちの育ちと保育内容の向上を保障するため、急ぎ改革すべき現行制度

◎ 現在、進められている制度改革の中で、積極的に取り上げ、前進させるべき課題

1) 現行制度の優れているところを基礎にした改革

- ① 児童福祉法上の位置づけ(公の関与・責任)
- ② 最低基準とナショナルミニマム
- ③ 補助金の単価制度(経営の安定)
- ④ 公定価格と応能負担
- ⑤ 施設への直接補助

2) 急ぎ改革すべき現行制度の課題と問題点・・・「改善、充実のチャンス」

- ① 最低基準(職員配置、面積等の改善 — 保育機能強化と質の向上のための緊急課題)
- ② 24条但し書の削除(公的責任の曖昧化と認可外、ベビーホテル、認証保育所の増加をまねく原因)
- ③ 社会のニーズに対応し「保育に欠ける」の改正
- ④ 一般財源化問題(公立関係では公的責任が大幅に後退、保育基準とナショナルミニマムの空洞化)
- ⑤ 職員処遇
- ⑥ 専門職保障(研修権など)
- ⑦ 財源不足
- ⑧ 市町村責任の明確化
- ⑨ 認可外とダブルスタンダード問題

IV. 「契約」とは何か、「新自由主義」と「市場原理導入」が目指す「契約内容」とは何か

◎このことを明確にすることなしに、私たちが反対している契約の本質は見えない

1) 契約とは何か — 近代社会の社会的ルールであり、信頼関係の証として行う

○ 約束事の形態 — 当事者同士の直接契約、代理契約、間接契約、委託契約等

○ 考える視点は、「契約内容がどうなっているか」である。

2) 私たちが問題にし、強く反対する市場原理に基づく契約内容

① 需給関係を市場にゆだねる（自由競争） ② 契約は、自己責任で個人が行う ③ 利用料は、当事者（利用者と事業主）で自由に決める ④ 応益負担 ⑤ 基準は標準基準（自治体、業者ごと）

⑥ 直接補助（バウチャー） ⑦ 公的補助の後退 ⑧ 公的関与・責任の後退（一般財源化） ⑨ 事業主（者）に都合が悪い利用者排除 ⑩ 多様な経営主体の自由参入（企業、認可外、幼稚園、NPO、認可施設、認定こども園、個人経営、認証保育所等） ⑪ 企業会計の導入、剰余金の自由化と株主への配当 ⑫ 企業への公的資金の投入（当面は施設整備費要求）

3) 市場原理主義者、規制改革会議第3次答申、地方分権改革推進委員会等の考えは、上記 2) の内容を主張しており、私たちはそれに対して強く反対の態度を表明してきた。

V. 「少子化対策特別部会」（12月16日）の示した「3つの案」について

● 「第1案」 — 現行制度 ● 「第2案」 — 現行制度を基礎とする「新しい仕組み」案

● 「第3案」・・・規制改革会議などが主張する市場原理導入案（上記 IV の 2））

1. 「少子化対策特別部会」、厚労省事務方は、「第一次ステージ」として「第3案」の道ではなく「第2案」真ん中の「案」で事業者団体との意見調整を進めながらまとめる方向を確認している。特に、事業者団体と意見調整を図りながら、年度内（3月）に第1次案をまとめることとなっている。

「第1次ステージ」は、基本計画段階 ⇒ 次世代に向けた包括的「理念」提案と計画化

「第2次ステージ」は、上記の ① 具体的政策化 ② 法律、政令・省令化 ③ 財源計画の具体化

以下、第2案に沿って説明

2. 今後の保育制度の姿（案）に対する評価と問題点に対する提案、要望

「今回の提案には、積極的な内容が多く含んでいるが、市場主義につながる危険性のある文言、曖昧かつ不明確な点については、修正・再検討を強く求め、より良い制度改革に進むよう要求していく。」

◎ 保育制度の在り方に関する基本的考え方

・量の拡充、多様なニーズへの対応 ⇒ 「財源の確保」を前提に現行制度を改革する方向が示されており。この考え方は「当然のことであり」、「評価する」

1) 保育必要性の判断 ⇒ 「市町村（公）が必要性・量を判断すること」は評価する。

(1) 基本的仕組み

現行の基準では、保育所が足りない場合「独立した判断」は不可能である。

今回、「公」により「必要性・量」を判断された者に例外ない「受給権」（仮称）を付与する」となっている。この考えは「保育に欠ける」の現行法の改正に繋がるものであり、またすべての子どもたちを対象にしたものであり評価する。

しかし、◎「受給権」については（公）が関与する「利用権」又は「保育権」に変更することを要望する。その「理由」について

① 給は「給う」（たまう）は上の方が下さるという意味であり時代に沿わないとともに権利を位置づ

けることに対し適切でないこと。

- ② 受給は主に金銭を支給する際に使用される表現であり、現在問題となっている「介護保険」制度の給付においても使用される言葉でありその趣旨が誤解されること。
- ③ 「利用権」「保育権」の表現は、保育の必要性を認め、子どもと利用者の権利保障が明確にされた表現・言葉であること。

また、◎「**応諾義務**」を明確にされたことは、入所希望者を正当な理由なく拒んではならないという意味であり、当然の考えといえる。

(2) 判断基準の設定・・・市町村「公」が関与しての基準設定であり評価する。

◎「**給付対象**」の範囲を・・・⇒「**補助対象**」に文言を変更するよう要望する。
「理由」は受給権と同じである。

(3) 判断基準の内容・・・⇒ 取り上げられている「短期就労・休職者・母子家庭・虐待」などの4項目は、「公」の関与が明確にされており、現行の入所要件7項目より具体的な要件が明記されており評価する。

2) 保育の提供の仕組み

(1) 利用保障の基本的仕組み⇒「公」が関与しており評価する。

しかし、◎「**受給権**」を例外なく⇒「**利用権**を例外なく・・・」に変更を要望。

また、◎市町村に保育費用の「**給付義務**」⇒「**補助義務**」に変更されるよう要望。

◎提供基盤、整備計画を通じて、提供体制整備責任や利用支援からなる「公」の「**実施責任**」となっており、評価したい。なお「**利用権**」を例外なく保障することとの関係で、財源の確保が必要不可欠である。

(2) 利用方法

◎「**受給権に基づく公的契約**を結び」となっている箇所を⇒「**利用権に基づいて「利用契約」等を結び**」の表現に変更を要望する。

このように表現した理由は、「公」が関与し「子ども・利用者・保育所」の3者の権利を守り、両者の義務を明確化することが本来の目的であると考えからである。

(ただし利用料の自由決定等「**経済的契約**」は、市場原理の基本であり、そうした「**契約**」にならないよう強く要望する。)

3) 参入の仕組み

◎「**客観的基準**」を満たす・・・事業者は「**給付対象**」という表現を

⇒「**最低基準**」に・・・「**補助対象**」に変更するよう要望したい。(根拠は前述と同様)

- ・「減価償却」については、「公」の関与が検討されており、基本的には理解できる。現在の福祉会計基準の見直しが行われる際、私たちも要望していた問題でもある。しかし、認可施設と企業経営と同じように取り扱うかについては、今後、細部を具体的に検討する必要がある。
- ・新たな「**指定制度**」の導入は、あくまで「**最低基準**」遵守が基本であり、「**認可外施設**」の導入のところで謳われているが、認可施設への移行とそのための一定の期間を設けることを前提とするべきと考える。

4) 最低基準

しかし、「**客観的基準**」の表現については「公」が関与すると理解するが、表現を曖昧にせず「**最低基準**」と改めるよう要望する。

5) 費用設定

- ◎ 所得に関わりなく一定の質を保障する保育価格（公費補助＋利用者負担）による（公定価格）
・・・⇒「公」が関与する方法であり、評価する。

しかし「公費による補助額」は、現行の保育単価（地域・規模・年齢）を基本とされることを要望する。

6) 給付方法（補助方法）

- ◎市町村の利用者への「給付義務」を負う⇒「これまで通り「公」が関与することを評価」

しかし「給付義務」⇒「補助義務」に変えることを要望する。

- ・事実上は市町村が保育所に支払う「代理受領」である。「代理受領」方式は、「公」が関与して「補助内容」を決めることとなっており、バウチャーとは異なる。「代理受領」を全面否定できないが、細目では検討が必要。（補助金の内容とその決め方による。）

- ・利用量（必要量）に応じた単価設定・・・⇒「定型と非定型」を区別することを要望する。

- ・保育時間は現行法の8時間を基本に、通勤時間2時間から3時間を加えた10時間～11時間を基本に定型保育とする。

- ・利用量を「時間量・日数量」で決め利用料とすること」にはとくに経営の不安定化につながる可能性があり反対する。その考え、方法については、非定型保育で適用されるべきである。

- ◎「保育料の徴収は、保育所が行う。」・・・⇒「現行の規則通り、市町村が行う」よう要望する。

しかし「公定価格であり幼稚園等のように自由価格ではないこと。」また「現在でも多くの自治体で実施されていること」等の理由から、市町村が関与し保育所が徴収代行することも考えられる。

7) 認可保育所の質の向上

子どもの「最善の利益」、職員配置、保育士の処遇、専門性の確保、職員の配置基準の見直し等、財源確保とあわせ検討。研修制度の保障強化等 ⇒ 「評価できる」

8) 認可外保育施設の質の向上

- ◎「最低基準をみたした施設を給付対象とすることを基本」

この、考えについては高く評価する。（しかし、給付は「補助」に変える。）

- ◎「すべての子どもに健やかな育ちを保障・・・」

イコールフィッティングに近づけるという視点から、評価したい。

「一定の水準以上、一定期間の経過的財政支援」については、あくまで「最低基準」「認可施設への移行」と新たな財源確保の遵守が原則であることを指摘しておく。

9) 地域の保育機能の維持・向上・・・《略》

- 全体的にみて、総論的であり、具体的な内容と財源の確保については「第2ステージ」で論議される必要がある。

※ 参考

- ・「24条」の但し書き・・・「付近に保育所がない等やむをえない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。」
- ・児童福祉法第1条2項・・・「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」

| | |
|--------------------------------------|-------|
| 第7回次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する保育事業者検討会 | 参考資料2 |
| 平成21年2月16日 | |

少子化対策特別部会「第1次報告(案)」への 全保協の考え方

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会
全国保育士会

社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国保育協議会・全国保育士会は、今後とも児童福祉法のもとにすべての子どもの育ちを保障する保育制度を発展させ、認可保育所が社会的な使命・役割を果たしていくために、少子化対策特別部会「第1次報告(案)」の「新たな保育の仕組み」について、総合的に判断をいたします。

少子化対策特別部会「第1次報告(案)」の「新たな保育の仕組み」については、公的責任のもとにある現行制度の有効性を反映させ、保育の質と量を確保できる制度設計の検討に引き続き取り組んでいくことが必要です。新たな保育の仕組みの導入は、あくまでも財源確保が前提です。

そのうえで、今後の新たな保育の仕組みの構築の検討においては、次の3つの課題を前提として主張いたします。

1. 「今後の保育制度の姿(案)」への考え方

(1) 子どもの育ちを保障する保育制度を発展させる

- ① 現状の保育をめぐる情勢と課題を踏まえ、利用する子どもと保護者の観点から「すべての子どもの育ちを保障する」重層的な保育制度・子育て支援対策の実現が急務な課題であり、そのために子どもの最善の利益を実現させる新たな保育の仕組みの構築に踏み出すことを、総合的に判断していくことが必要です。
- ② 今後の保育制度の発展を考慮して、さらにこれからも進行していく少子化による変化を踏まえ、今後10年先を考慮した保育制度、保育所の役割と機能をあらためて確認する機会とし、その発展、充実をはかっていくことが必要です。
- ③ 待機児童対策という視点と、地方における保育機能の維持と保育提供の保障の視点に立って、新たな保育の仕組みの構築に取り組んでいくことが必要です。
- ④ あわせて、保育現場の求めている保育の質の向上のために、配置基準の改善、保育士の労働条件の改善、家族支援や障害児保育等、専門知識のある職員の配置、最低基準の改善、保育時間8時間→11時間の矛盾の改善などについて、新たな保育の仕組みの構築において解決しなければならない課題として取り組んでいくことが必要不可欠です。
- ⑤ とりわけ公立保育所の一般財源化は、非正規保育士等の増加など保育の運営体制や保育の質に厳しい課題を突きつけております。保育所の運営費の一般財源化の問題の解消や地方自治体の財政格差による保育所運営への影響を防ぐためにも、新たな保育の仕組みの構築において、公的な責任による「保育の保障」を確立していくことが必要です。

(2) 財源確保が不可欠

- ① 財源を確保するためにも、国民から理解が得ることのできる、子どもの育ちを保障する保育制度改革として、前向きに保育の質の発展を得られるよう、取り組んでいくことが必要です。
- ② 地方自治体の財源と判断に委ねられている現行保育制度の課題を改善していくことが必要です。
- ③ また、保護者負担の軽減(4割負担)がはからなければ、経済的に弱い子育て世帯の負担と保育利用のあり方に限界があります。保護者負担の軽減を実現することが必要であり、そのことへの社会的な理解、支持を得ることが必要です。
- ④ 社会保障のあり方が見直されるこの時期に、保育制度改革の方向性を定め、その前提として「新たな保育制度の構築に財源確保の確約」をとっていくことが必要です。

(3) 地方自治体が保育制度の実施主体であること

- ① 新たな保育制度の構築は、児童福祉法第24条のもとでの保育の質と量の拡充であることを確認しつつ、地方自治体が保育制度の実施責任をもつことを明記することが必要です。
- ② 地方自治体財政再建化法の施行(21年4月)などにより、今後、地方自治体の財政状況が明確にされていくなかで、地方自治体が財政上破綻するような事態も懸念されます。そのような自治体においては国としての財政投入(10/10)をはかり、保育を保障する対策を新たな保育の仕組みの構築の検討において確保することが必要です。
- ③ 子どもの発達において保育の継続性の確保は保障すべきことであり、そのことに対する地方自治体の実施責任と、国による保育の保障をあらためて確認することが必要です。

2. 確認と修正を求める事項、今後の課題

<確認すること>

- 子どもの育ちの保障、子どもの最善の利益を実現させる改革とすること。
- 市町村が保育の実施主体であることを基本とすること。
- 保育所は地域社会(コミュニティ)の基盤であって、児童福祉法第24条にもとづき市町村が実施主体であること、次世代育成支援法に基づく「後期行動計画」においては、市町村がその計画にもとづき保育所等の整備を行なう義務があることを確認したい。
- 受給権の付与は行政処分であると確認している。その行政行為においては、現行と変わらない責務が市町村にあることを確認したい。また、市町村の責務の範囲・事項については法令に明記すること(「市町村に保育の質の向上の責任がある」ということを明記すること)。
- 客観的に必要性を判断された者に例外なく受給権を付与することにより、市町村には整備義務が生じる。この理解でよいか確認したい。
- 受給権の付与は、「子どもへの保育の保障」との位置づけであり、保護者はその執行を担うことと解されるが、それでよろしいか確認したい。
- 現行の価格設定、給付方式、費用徴収の仕組みをもとに、新たな保育の仕組みにおいて価格設定などのあり方について検討を行うこと。「保育料徴収の事務」ということであれば保育所で行うことも可能と思われるが、保育料未納のリスク・責任については市町村にあることを確認したい。
- 新たな保育の仕組みの構築には、財源確保が前提であること、財源確保なくして新たな保

- 育制度の発展はないことを確認したい。このことについて関係省庁の合意を取ること。
- 新たな保育の仕組みの構築の検討において、最低基準の改善や現行保育制度が抱えている課題、とくに一般財源化による問題解決等に必要な財源確保と条件整備を併せて図ること。
 - 市場原理(直接契約・直接補助方式)に基づく改革ではないことをあらためて確認したい。
⇒ 市場原理に基づく直接契約・直接補助には断固反対する！
 - 保育の量の考え方: 保育の特性は、「継続性」である。一日の大半を過ごす継続性のある保育提供(月)を基本の保育提供体制を「単価基準」とすべきであると考え。また、保育の継続性から見ると、さまざまな時間に登園しさまざまな時間に帰る形態では保育の内容と提供に支障をきたすことも懸念される。月単位で基本となる保育の提供体制に必要な単価設定を行うべきと考えているが、現段階で必要量の判断と単価設定をどのように考えているか、考えを聞かせていただきたい。
 - その際に、基本となる保育の提供体制は「出来高払い」でないことを確認したい。
 - 一時預かりや利用時間の短いケースは、初めて受け入れる子どもや保護者への対応もあり、別途、体制強化と整備が必要であって、その運営に必要な単価基準とすべきであると考え、どのように考えているか。
 - 指定による安易な事業参入、市場化は認められないと考えており、指定と認可の関係について、「認可」をとらずに「指定」で済むような取り扱いとしてはならない。「認可」と「指定」の関係を明確にすること。
 - 「新たな三者関係」においては、保育所と市町村の間に「提供体制整備責任」と「利用調整」としか書かれていないが、両者において保育事業の実施に関する契約(取り決め)が必要でないか。
 - 受給権を付与するということは、公立保育所も民間保育所でも受給権に基づく仕組みに変わるということを意味すると思うが、公立保育所の一般財源化をもとに戻すという理解でよいか、確認したい。
 - 今後の新たな保育の仕組みの構築の行程を確認したい。具体的な構築の検討にあたっては、引き続き保育事業者の意見を聞く場を設けること。

<修正を求めること>

- 株式会社等に対し「施設整備費(減価償却費)」については、運営費に上乗せを検討」とあるが、株式会社等に施設整備費を支弁することは、憲法第 89 条の趣旨に反するものと考えられる。株式会社等に施設整備費をなし崩し的に支弁するように受けとめられるので、「施設整備費(減価償却費)」については、運営費に上乗せを検討」との記載は削除いただきたい。
⇒ 事業者の設置基準、税法上の取扱いが異なることを前提にして、参入の条件を区分することが必要と考える。
- 国の最低基準は保育の実施にあたっての最低の基準であり、認可外保育所においても最低基準を遵守することを求める。
⇒ 「客観的基準」は「最低基準であること」を確認しているので、そのように表現を修正されたい。
⇒ 「最低基準到達支援」と「給付対象事業者」は、明確に区分すること。
- 「受給権」という表現については誤解も多く生じている。基本的な意味合いにあわせ、「子どもに保育を保障する」「保育を利用する権利」というような表現に修正されたい。
- 公的契約を「保育の利用の確認」(公的契約)と修正されたい。
- 「新たな三者の関係」にある「新たな」の意味が不明であり、「保育利用における三者の関係」と修正されたい。そのうえで、三者の役割と責任をより明確にするべきである。

＜今後の制度設計の検討における課題＞

- 保育所保育指針とアクションプログラムにある「保育の質の向上、量の確保」を具体化していくこと
- 一人ひとりの子どもにしっかり関わることのできる職員配置基準、子どもの発達と保育実践に必要な児童福祉施設最低基準等の改善と格差是正
- 最低基準の改善（全国社会福祉協議会で進めている保育所の環境・空間の調査研究事業におけるガイドライン、科学的根拠に基づいたエビデンスをもとに改善）
- 運営費の改善（11時間保育、延長保育・休日保育等の運営費等）
- 専門性のある職員の配置（看護師、障害児保育、保育ソーシャルワーク）と人材養成、研修事業の拡充
- 行政、保育所、保護者の三者の利用確認の方法の具体化
- 自己評価、第三者評価、苦情解決

最後に、わが国は「すべての子どもと家族への支援」を重要な政策方針にあげていますが、保育・子ども家庭福祉に関する予算はわずかに GDP 比 0.75%にとどまっております。この間、国において少子化対策が重点事項とされつつも、国としての「本気が見えない」としかいえない現状であります。

少子化問題はまさに「日本の危機」との認識や、子どもと家族を社会全体で支えるという意識改革が十分に社会や国民、政治、行政に理解されていないことも事実です。あらためて、わが国における少子化政策の意義と方向性をよりわかりやすく社会へ示し、大幅な財源確保をはかり、政策を実現させていくことが必要不可欠です。

| | |
|--------------------------------------|---------|
| 第7回次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する保育事業者検討会 | 参考資料3-1 |
| 平成21年2月16日 | |

今後の保育制度の姿についての意見

平成21年2月16日
社会福祉法人 日本保育協会

1. 基本的考え方

児童福祉法は、児童育成の責任として国及び地方公共団体が児童の保護者とともに児童を健全に育成する責任を明確にしており、今後の超少子高齢化社会に向かって子ども一人ひとりを心身ともに健やかに育成することがこれまでに増して重要であります。

また、少子化対策特別部会の「基本的考え方」や今回の第1次報告（案）においても保育制度については、保育の特性として公的性格、情報の非対称性、質や評価の困難性、選択者と最終利用者が異なることなどを踏まえた制度改革が前提とされております。

【日本保育協会の意見】

今回提案された新たな保育の仕組みにおける受給権をはじめとする利用方式は、公的責任が後退しているとともに、これまでの直接子どもの育ちを保障する保育制度が、保育費用を公的に保障するという現金給付的な考え方になっております。

従って、新たな保育の仕組みにおいても公的責任を明確にし、且つ、後退させない仕組みとするとともに、今後とも公的責任の下に引き続き直接保育を保障する児童福祉制度であることを明確にした仕組みが必要と考えます。

また、保育制度改革に当たっては大幅な財源確保が前提であります。

2. 受給権について

「新たな保育の仕組み」では、保育所の利用を希望する全ての者に保育を保障するという考え方に基づき、保育所の入所決定とは独立して保育に欠ける判断を実施し、保育ニーズの顕在化を図ることにより、保育が必要と判断された者には例外のない「受給権」を付与するとしております。受給権を付与する効果としては、利用者と保育所の間で利用契約を締結した場合に市町村に保護者に対する保育費用の給付義務が発生することとされております。

【日本保育協会の意見】

「受給権」を含む保育の利用の仕組みにおける市町村の保育の実施責任は、現物給付としての保育の実施から金銭給付としての保育費用の支払いになっており、公定価格などの公的関与があるものの、バウチャー制に繋がるものであり保育の質の低下を招く恐れがあります。

また、当部会においても選択者と最終利用者が異なることを保育の特性として指摘しておりますが、子どもの保育を受ける権利として受給権を付与する考え方としても保育の質は保障されていない。保育は、親の子どもに対する「養育義務」の一部を公が保障する制度であります。親の「義務」を「権利」として付与することになり適切ではないと考えます。

従って、受給権には反対です。保育ニーズの潜在化への対応は、独立した受給権を付与するのではなく、入所決定とは独立させた質が確保された保育保障のための認定の仕組みを導入することにより、市町村の保育認定証明書を交付するとともに、登録管理の義務化や待機児童に係る情報の開示などによりニーズの顕在化が可能ではないかと考えます。

3. 利用方式等について

新たな保育の仕組みでは、市町村と保育所との委託契約に代えて、利用者と保育所との間の公的契約（利用契約）とし、保育費用については、利用者への支払いの代理受領として保育所が受領するとともに、公定価格に基づく保育料を保育所が直接徴収する仕組みとなっております。

【日本保育協会の意見】

今回提示された利用方式は、公定価格という公的要素はあるものの公的な関与が後退し直接契約と変わらない仕組みとなっております。

従って、保育所利用の方式については、利用者、保育所等の関係者に対し児童福祉の理念に基づき市町村の公的関与の下での契約であることをより明確にする必要があると考えます。

そのため、公的契約は、市町村の保育の実施責任（法第24条）の下に利用者と保育所がより良い関係を構築する仕組みとし、契約形式は、単に利用者と保育所との取り決めではなく、市町村と利用者及び市町村と保育所間の法令等の規定や関与等をも含めた新たな三者関係の構築を内容とし、公的責

任を明確にしたものが必要と考えます。

併せて、改正後の保育制度が引き続き直接保育を保障する制度であることを明らかにするために、保育に要する費用については個人給付ではなく市町村が保育所に直接支払う仕組みが適切と考えます。

なお、保育料の決定及び徴収については引き続き市町村が行うべきです。

4. 給付方法（補助方式）について

新たな保育の仕組みでは、保育に欠ける判断の基準について、これまでのフルタイム労働者を基本とする基準を拡大し、給付の対象を短時間利用や不定期労働者にも拡大し、就労量に応じた必要量を判断し、給付上限量（時間）を例えば、週あたり2～3区分程度で判断するとされています。

【日本保育協会の意見】

保育所は子どもの生活の場でもあることを考慮する必要があることも踏まえ、給付上限量の設定は、単に就労量に応じた上限量のみで決めるのではなく、子どもの生活や友達関係など子どもの視点をも十分に考慮すべきです。

保育の質については、本年4月から最低基準として厚生労働大臣告示となった保育所保育指針が施行されます。新たな保育の仕組みでは短時間利用や不定期利用などに対しても給付対象を拡大することとされています。従って、短時間利用や不定期利用の保育の質的在り方について一時預かりとの関係を含め議論を深める必要があります。

また、単価設定について、利用量（必要量）に応じた単価設定（週単価制等）に改めることは、事業収入が不安定となると共に、保育士の確保や労働条件など保育所運営及び保育の質に極めて深刻な影響を及ぼすものであり、障害者福祉制度において憂慮すべき問題となっております。従って、保育の質を確保し安定的な運営のため、現行制度に係るフルタイム利用者については月額保育単価制を維持すべきです。

5. 事業者指定制度の導入等

待機児童や潜在需要に対する量的拡充を図る必要があるため、新たな保育の仕組みでは、保育所の認可制度が財政的な制約等による裁量性があることを理由として、認可制度とは別に客観的基準による事業者指定制度を導入す

ることとしております。

【日本保育協会の考え方】

認可保育所は、これまで保育の質の向上に大きな役割を果たしてまいりました。認可制度に加えて事業者指定制度を導入することについては、事業者指定のみの認可外保育施設にも給付を拡大することになり、最近の企業の保育所からの突然の撤退などの問題や保育の質の低下などが懸念されます。

従って、今後とも保育の質の低下を招かないようにするため、事業者指定制度の導入には反対です。

また、減価償却費相当額を運営費に上乗せすることを検討するとされていますが、認可保育所の改築や社会福祉法人の役割等を踏まえ引き続き施設整備費の補助制度を維持すべきです。

| | |
|--|-------|
| 第7回次世代育成支援のための 新たな制度体系の設計に関する 保育事業者検討会 | 資料3-2 |
| 平成21年2月16日 | |

今後の保育制度の姿(案) についての日本保育協会の修正意見

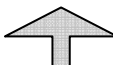

1 保育の必要性等の判断

| | 現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案) | 新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案) | 新たな保育の仕組みに対する 日本保育協会の意見 |
|-------------|--|---|--|
| (1) 基本的仕組 | <p>○ 市町村が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保育の必要性・量 ② (需要が供給を上回る場合)利用希望者間の優先度 ③ 受入先保育所の決定 <p>を一体として判断。</p> <p>※ 受入先保育所が足りない場合は、<u>保育の必要性・量について、独立した判断はなされず</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保育の必要性・量の判断が独立してなされないため、需要が明確にならない。 ● 保育の実施義務の例外ともあいまって、十分なサービス量の拡充が進まない。 </div> | <p>○ 市町村が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保育の必要性・量 ② <u>優先的に利用確保されるべき子ども</u> (母子家庭、虐待等)かどうかを判断。 <p>※ 保育の必要性・量について、受入先保育所の決定とは独立して判断を実施。 → 客観的に必要性が判断された者に対する例外ない受給権付与により、需要も明確化。</p> <p>※ <u>保育所に応諾義務(正当な理由なく拒んではならない)</u>と、優先的に利用確保されるべき子どもの優先受入義務</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。 </div> | <p>① 保育の必要性・量・質の拡充</p> <p>→ 受給権については反対。 なお、潜在的な保育需要に対応するため、市町村の責任において客観的に必要性が判断された者に対して<u>例外なく保育に欠ける及び保育を必要とする認定証明書を交付。</u> 併せて、認定証明書交付者の登録管理や待機情報等を情報開示を行い需要を明確化。</p> |
| (2) 判断基準の設定 | <p>○ 給付対象範囲(短時間就労者、求職者等)、優先的に利用確保されるべき子ども(母子家庭・虐待事例等)の基本的事項については国が基準を設定。</p> <p>○ <u>その上で、地域の実情に応じた基準の設定を可能に</u>(人口減少地域での子ども集団の保障、きめ細かな判断基準等)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。 </div> | | |

1 保育の必要性等の判断 (続き)

| | 現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案) | 新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案) | 新たな保育の仕組みに対する 日本保育協会の意見 |
|-------------------------|--|--|----------------------------|
| (3) 判断基準の内容 (給付対象範囲) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 就労を理由とするものについては、以下のとおり整理。 <ul style="list-style-type: none"> ・短時間就労者に対しても就労量に応じた必要量を判断。 ・昼間の保育を基本としつつ、<u>早朝・夜間</u>など時間帯にかかわらず必要量を判断。 ・求職者に対しても必要性を認める。 ○ 就労以外の事由(同居親族の介護、保護者の疾病・障害等、虐待事例等)についても保障。 ○ <u>同居親族の有無を問わず</u>必要性を認める。 ○ <u>専業主婦家庭</u>に対しても一定量の一時預かりを保障。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 優先的に利用確保すべき子ども(母子家庭、虐待事例等)に加え、需要が供給を上回る地域における対象者間(例：フルタイム勤務者と短時間勤務者)の優先度の判断の必要性の有無・方法等についてさらに検討。 ※ 短時間勤務者など定期的・短時間利用や、<u>不定期勤務者</u>について、フルタイム利用と受け皿を別とするかどうかは、基本的に個々の事業者の判断と考えられるが、新たな給付類型を設けるかどうかさらに検討。 ※ 専業主婦家庭など<u>不定期・一時的利用</u>については、就労者など定期的利用とは、別の受け皿とすることを基本とし、一時預かりとして保障。 ※ 保護者が非就労である障害児については、障害者施策との関係も含め、さらに検討。 <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。 </div> | | |
| (4)給付上限量 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行制度を維持。 (11時間の開所時間内における8時間の利用を基本。11時間の開所時間を超える利用(延長保育)については、実施の有無・保育料の設定ともに、各市町村又は保育所の判断による。) <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当該市町村又は保育所の設定する開所時間(例:7時～18時)に利用時間帯が合致するか否かで、利用できる量や保育料が決まり、不公平な側面(早朝・夜間にまたがった利用者等)。 </div> | <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>利用者ごとに、給付上限量(時間)を、例えば週当たり2～3区分程度で判断。</u> ○ 働き方の見直しと同時に進められるべきであることを踏まえ、就労時間と通勤に要する時間を考慮し、さらに検討。 ※ 当該時間を超える利用(超過勤務等に伴う利用)に対する財政支援のあり方についてはさらに検討。 <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給付上限量を超える利用に一定の支援を行う場合、働き方の見直しの観点も踏まえ、負担のあり方を併せて検討。 </div> | ○現行制度を拡充。 |

1 保育の必要性等の判断（続き）

| | 現行制度維持 （「運用改善+財源確保」案） | 新たな保育の仕組み （「サービス保障の強化等+財源確保」案） | 新たな保育の仕組みに対する 日本保育協会の意見 |
|----------------------------|--|--|----------------------------|
| (5)優先的に利用確保されるべき子どものための仕組み | <p>○ 優先的に利用確保されるべき子ども（母子家庭・虐待事例等）については、市町村が保育の必要性・量の判断と併せ、<u>優先度を判断</u>。</p> <p>○ 市町村が、入所保育所を決定。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 優先的に利用確保されるべき子どもについて、<u>選択権が十分保障されない</u>場合があり得る。 </div> <p>○ 虐待事例など、<u>保護者の自発的な利用申込みが期待できないケース</u>については、<u>市町村が保育の利用申込みの勧奨等により意思決定を補佐するとともに、必要な場合は児童養護施設等への措置を実施</u>。</p> <p>（こうした市町村としての公的関与の中で、虐待事例等について、関係機関が連携する市町村の支援のネットワークに適切につないでいく仕組みが必要。）</p> <p>※ 低所得者、障害などを理由に、事業者の不適切な選別により、サービス利用ができなくなるような、公正な選考を保障する仕組みについて、さらに検討。</p> | <p>○ 保育所に、<u>応諾義務</u>（正当な理由なく利用を拒んではならない）を課すとともに、優先的に利用確保されるべき子どもから、受入れを行う<u>優先受入義務</u>を課す。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 優先的に利用確保されるべき子どもが緊急的に生じた場合の受け皿の確保策についてさらに検討。 </div> | |
| (6)「欠ける」という用語の見直し | <p>○ 「保育に欠ける」という用語について、例えば「保育を必要とする」など、今後の保育制度の姿にふさわしいものに見直すこととする。</p> | <p>○保育に欠けるに加え、対象を拡大する部分については、「保育を必要とする。」とする。</p> | |

2 保育の提供の仕組み

| | 現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案) | 新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案) | 新たな保育の仕組みに対する 日本保育協会の意見 |
|-----------------------------|---|---|---|
| (1)利用保障の 基本的仕組み | <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行制度維持(市町村による「<u>保育の実施義務</u>」の履行を通じた保障) ○ 現行の「<u>保育の実施義務</u>」に関する例外規定(付近に保育所がない等やむを得ない場合は、その他適切な措置で足りる)については、より厳格な運用を行うよう市町村に周知徹底。 ※ 過去、市町村の事業で同化・定着したものは、一般財源化される傾向 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村の判断に委ねる仕組みを維持する以上、より厳格な運用を求めても、厳しい市町村財政の中、自ずと限界がある。(長期にわたり、市町村の努力が続けられてきた結果として、待機児童の解消に至らない現状) </div> | <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>客観的に必要性が判断された者に、受給権を例外なく付与。</u> ○ 市町村に保育の費用の給付義務や、地域の提供基盤の整備計画等を通じた提供体制整備責任や利用支援(利用調整等)からなる実施責任を課す。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。 </div> | <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>客観的に必要性が判断された者に、独立した保育認定により認定証明書を交付し例外なく保育を保障。</u> ○ 市町村に地域の提供基盤の整備計画等を通じた提供体制整備責任に加え、<u>包括的な保育の実施義務(法第24条)</u>と併せて保育費用の給付義務、利用支援(利用調整等)からなる実施責任を課す。 ○ <u>保育料は市町村が決定し、徴収する</u> |
| (2)利用方式 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村—利用者、市町村—保育所との間に<u>契約関係があり、利用者</u>と保育所との間には<u>契約関係なし</u>)【現行制度維持】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者と保育所が協働して機動的により良い保育を目指していく関係になりにくい(保育所においてニーズに即応した対応がしづらいという声もある。) ● 今後の需要動向が個別の保育所に伝わりにくいなど、供給増が適切になされにくい。 </div> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村—利用者、市町村—保育所との間の<u>関係・適切な関与</u>に加え、<u>利用者が保育所と受給権に基づく公的契約を結び、より向合う関係に。</u>【新たな三者関係】 ※ 利用者の保育所への申込み手続や、保育所の募集・選考等の円滑・公平な実施のため、市町村の関与や、第三者も含めたコーディネータ等の仕組みについてさらに検討。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の<u>包括的な実施責任</u>による適切な関与の下に、<u>利用者が保育所と認定証明書に基づく公的契約を結び、より向合う関係を構築</u>【新たな三者関係】 |
| (3) 利用者の手続負担や保育所の事務負担に対する配慮 | <p>—</p> <p>(現行制度を維持)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の申込み手続や、事業者の募集・選考等の円滑・公平な実施のため、<u>市町村の一定の関与(利用調整等)や、第三者によるコーディネータの仕組み</u>について、さらに検討。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行制度維持 |

3 参入の仕組み

| | 現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案) | 新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案) | 新たな保育の仕組みに対する 日本保育協会の意見 |
|------------------------------|---|---|----------------------------|
| (1)参入の基本的 仕組み | <p>○ 将来の児童数減少等を勘案し、裁量性ある現行の都道府県の認可制度を存置(待機児童がいても認可拒否が可能)</p> <p>【現行制度維持】</p> <p>○ 施設整備費や運営費の国庫負担引上げ等で参入を期待。</p> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 必要な保育量の拡充が図られず、女性の労働市場参加が進まないことにより、我が国の社会経済が縮小均衡に陥り、ひいては社会保障全体の持続可能性にかかわる。 ● 税源委譲・地方分権の強い流れの中で、国庫負担割合の大幅な引き上げは非現実的。 | <p>○ 客観的基準を満たす事業者は、給付対象とする仕組みとする。【客観的基準による指定制】</p> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまで抑制されてきた保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。 | ○現行の認可制度を維持する。 |
| (2) NPO法人 等に対する 施設整備補助 | <p>○ 現行制度を維持。 (施設整備費補助は、解散時に財産を国庫返納することとなっている社会福祉法人に限定すべき。)</p> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 初期投資費用が回収できないため、多様な主体の参入が図られず、必要な保育量の拡充が進まない。 | <p>○ 施設整備費(減価償却費)については、運営費に相当額を上乗せを検討。</p> <p>○ 集中的な整備を促進するための補助や、経過期間における改修費用等の補助は維持。</p> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまで抑制されてきた供給が顕在化するため、財源確保が必要。 | ○施設整備費補助とする。 |
| (3)運営費の 使途制限 | <p>○ 現行制度を維持。 (保育所運営費の当該保育所以外の充当を制限する現行の仕組みを維持。)</p> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 運営実績を有する法人による新規の保育所開設が行いにくく、必要な保育量の拡充が進まない。 | <p>○ 他制度の例も参考に見直し。</p> <p>※ 社会福祉法人会計基準の適用については、指導監督の適切性が確保できるかどうか等の観点も含め、引き続き検討。</p> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 株式配当の可否等について、事業運営の安定性確保、保育事業以外への資金の流出の妥当性等の観点も含めさらに慎重に検討。 ● 保育士の処遇へ与える影響について、さらに検討が必要。 | ○現行制度を維持。 |

3 参入の仕組み（続き）

| | 現行制度維持 （「運用改善＋財源確保」案） | 新たな保育の仕組み （「サービス保障の強化等＋財源確保」案） | 新たな保育の仕組みに対する 日本保育協会の意見 |
|--|---|-----------------------------------|----------------------------|
| (4)多様な提供主体の参入や、量の抜本的拡充に際しての「質」の担保・指導監督 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 突然の撤退等により子どもの保育の確保が困難となることのないような措置（指定の際の基準のあり方、公的関与のあり方、事業者に対する監査のあり方等）について、さらに検討。 ○ また、公費による給付の適正性を確保するための方策のあり方についても、併せて、さらに検討する必要がある。 | | ○左記の（ ）書きを削除。 |

4 最低基準、5 費用設定、6 給付方式

| | 現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案) | 新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案) | 新たな保育の仕組みに対する 日本保育協会の意見 |
|------------------|---|--|---|
| 4 最低基準 | <p>○ 客観的基準を満たす事業者を給付対象とし、保育の質を確保。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ただちに基準を満たすことが困難な認可外保育施設の質の引き上げ ● 給付対象となるサービスのみでは需要を満たし得ない地域における公平性の確保 </div> | | ○ 「保育の質を確保。」とする。 |
| 5 費用設定 | <p>○ 所得にかかわらず一定の質の保育を保障するため、保育の価格(公費による 補助額+利用者負担額)を公定。【公定価格】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 付加的サービスについての価格設定等の取扱いについて、さらに検討。 </div> | | |
| 6 給付方法 (補助方式) | ○ 現行制度を維持。 (市町村が保育所に月単位で運営費を支払い、市町村が利用者から保育料徴収。) | <p>○ 市町村が利用者に対する給付義務を負うが、実務上は市町村が保育所に対して支払い(代理受領)。利用量(必要量)に応じた単価設定を基本としつつ、安定的運営に配慮。</p> <p>○ 保育料徴収は、保育所が行うことを基本としつつ、未納があっても子どもの保育が確保されるよう、また事業者への影響に配慮した方策(市町村の関与等)をさらに検討。</p> | <p>○ 市町村が保育の実施を確認した上で保育所に対する給付義務を負う。 保育単価は公定価格とし、現行制度に係る利用者の利用は月額単価を維持するなど保育の質と安定的な運営に配慮。</p> <p>○ 対象拡大部分については必要量に応じた単価とする。</p> <p>○ 保育料の決定及び徴収については市町村が行う。</p> |

7 認可保育所の質の向上

| | 現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案) | 新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案) | 新たな保育の仕組みに対する 日本保育協会の意見 |
|-------------------------------|---|-----------------------------------|---|
| 最低基準のあり方 | ○ 地域によって子どもに保障される保育の質が異なることはあってはならず、最低限の水準を確保すべき。 | | ○ 「最低限の水準を確保すべき。」を「最低基準の維持向上を図る。」と修正。 |
| 保育の質の具体的 向上 | <p>○ 子どもの最善の利益を保障し、子どもの健やかな育ちを支援するため、保育を直接受ける子どもの視点をいかに担保できるかという視点に立って、保育の質の維持・向上を図っていくことが必要。</p> <p>その上で、保育の質を考える上では、子どもとともに親が成長することの支援、子どもと親が地域社会とのつながりを強める場としての機能、保護者と保育所がともに子どものことを考える環境、保護者の満足感等の視点も重要。</p> <p>○ 認可保育所は、保育を必要とする子どもの健やかな育ちを支援する場の要であり、今後とも、その「質」を確保しながら「量」の拡充を図っていくことが必要。</p> <p>○ 親支援の必要性、障害児の受け入れの増加、一人親家庭の増加等、家庭環境の変化等に伴って保育所に求められる役割や、専門性の高まり等に対応した<u>保育の質の向上(職員配置、保育士の処遇、専門性の確保等)</u>について、財源確保と併せさらに検討。</p> <p>※ 保育の実施に責任を有する市町村が保育所の質の確保のために取り組むことや第三者評価も含めた各保育所の運営の検証・評価の取組を進めることなども重要。</p> <p>※ 保育の質の維持・向上のためには、行政による監査の徹底・強化、保育士と子どもとの間の安定的関係の観点から離職率といった点を把握・点検できる仕組み、保育士の職場環境が変わる中実際の保育現場で実践できる保育士の育成・研修、保育士の特性と能力を最大限発揮するための職場のマネジメントなども重要。</p> <p>○ 施設長や保育士に対する<u>研修の制度的保障の強化や、実務経験と研修受講を通じてステップアップが図れる仕組み</u>(専門性ある保育士や、現場の保育士を指導助言する役割など)について、また、研修の受講を可能とするためにも<u>配置基準の見直し</u>について、財源確保と併せさらに検討。</p> <p>○ さらに、<u>実務経験と研修受講を通じステップアップした者の配置に関しては、給付において評価する等により、処遇改善を併せて進めていくこと</u>について、財源確保と併せさらに検討。</p> <p>※ 量の抜本的拡充を進めるに当たり必要な保育士の計画的養成につき、さらに検討。</p> <p>※ 研修の制度的保障の強化に当たっては、認可保育所のみならず、認可外保育施設まで含め、地域内のすべての保育従事者に対して行うものとする方向で、さらに検討。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 財源確保と併せてさらに検討。 </div> | | <p>○ 「財源確保と併せさらに検討」を「財源確保」に修正</p> <p>○ 「財源確保と併せさらに検討」を「財源確保」に修正</p> <p>○ 「財源確保と併せさらに検討」を「財源確保」に修正</p> <p>【想定さえる課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 早急に対応。 |
| 保育の質に関する 継続的な検証の仕 組みの構築 | ○ 保育の質が子どもの育ちに与える影響等について、 <u>科学的・実証的な調査・研究により、継続的に検証を行っていく仕組みを構築する。</u> | | — 9 |

8 認可外保育施設の質の引上げ

| | 現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案) | 新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案) | 新たな保育の仕組みに対する 日本保育協会の意見 |
|--------------------|---|--|--|
| 認可外保育施設の 質の引き上げ | <p>○ 最低基準を満たした施設を給付対象とすることを基本。</p> <p>○ 認可外保育施設に対しては、<u>指導強化</u>により対応すべき。</p> <div data-bbox="394 467 920 600" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 財政支援なしに指導強化のみで質の引き上げを図るのは困難と考えられる。 </div> | <p>○ 認可外保育施設を現に利用している子どもを含め、すべての子どもに健やかな育ちを保障する観点から、<u>最低基準への到達に向け、一定水準以上の施設に対して、一定期間の経過的な財政支援（最低基準到達支援）が必要。</u></p> <p>※ どの水準の施設まで経過的な最低基準到達支援の対象とするかはさらに検討。</p> <p>※ 無資格の従事者が業務に従事しながら資格取得を図れる仕組みを含め、<u>認可外保育施設の従事者に対する研修のあり方等</u>をさらに検討。</p> <p>※ 最低基準を満たす保育の量の拡充や、認可外保育施設の経過的な最低基準到達支援を行ってもなお、給付対象サービスのみでは需要を満たし得ない地域における利用者間の公平性の確保の方法については、さらに検討。</p> <div data-bbox="987 874 1514 975" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一定期間経過後も移行できない施設をどうするかさらに検討。 </div> | <p>○ 現行制度維持。</p> <p>○ 認可外保育施設に対し、経過的な財政支援も含め認可化を強力に推進。</p> |
| | <p>○ 認可外保育施設の質の確保・向上に向けて、都道府県の指導監督の強化とともに、地域内のすべての保育従事者を対象とした研修の実施や、地域内の認可保育所や子育て支援に関わる者とのネットワーク形成など、市町村と連携した取組をさらに検討。</p> | | |
| 小規模サービス類型の創設 | <p>○ 家庭的保育（保育ママ）事業に加え、新たな<u>小規模保育サービス類型</u>を創設。（※必要な基準等については、さらに検討。）</p> <div data-bbox="427 1187 1503 1265" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 財源確保と併せてさらに検討。 </div> | | |
| 早朝・夜間保育 | <p>○ 早朝・夜間帯の保育については、その特性を踏まえ、必要な基準等について、さらに検討。</p> <div data-bbox="427 1382 1503 1460" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 財源確保と併せてさらに検討。 </div> | | 10 |

9 地域の保育機能の維持・向上

| | 現行制度維持 （「運用改善＋財源確保」案） | 新たな保育の仕組み （「サービス保障の強化等＋財源確保」案） | 新たな保育の仕組みに対する 日本保育協会の意見 |
|--------------------|--|-----------------------------------|----------------------------------|
| 小規模サービス類型の創設 | <p>○ 家庭的保育(保育ママ)事業に加え、新たな小規模保育サービス類型を創設することにより、人口減少地域における生活圏域での保育機能の維持を図る。（※必要な基準等については、さらに検討。）</p> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 財源確保と併せてさらに検討。 | | <p>○ 「維持を図る」を「継続的維持を図る。」に修正。</p> |
| 多機能型の支援 | <p>○ 人口減少地域において、保育所が、地域子育て支援拠点や児童館、放課後児童クラブなどの役割を併せて担う「多機能型」を支援することにより、地域の子育て支援の拠点として、また、地域社会の核としての役割を果たすことを支援する。（※必要な基準等については、さらに検討。）</p> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 財源確保と併せてさらに検討。 | | |
| 人口減少地域における保育機能のあり方 | <p>○ 人口減少地域の実情に応じ、保育所が担ってきた機能のあり方について、認定こども園の活用も含め、さらに検討。</p> | | <p>○ 「認定こども園の活用も含め」を削除。</p> |

10 多様な保育サービス

| | 現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案) | 新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案) | 新たな保育の仕組みに対する 日本保育協会の意見 |
|--------------|--|--|----------------------------|
| 休日保育 夜間保育 | <p>○ 保育のサービス保障の基本的な仕組みが以下のとおり。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・ 現行制度を維持。(市町村による「<u>保育の実施義務</u>」の履行を通じた保障)</p> <p>・ ただし、現行の「保育の実施義務」に関する例外規定(付近に保育所がない等やむを得ない場合は、その他適切な措置で足りる)については、<u>より厳格な運用を行うよう市町村に周知徹底。</u></p> </div> <p>○ 認可保育所の中での実施の可否を市町村の判断に委ねた上で、必要なかかり増し経費を奨励的に補助する仕組み。実施保育所数は抑制可(認可に裁量性。また補助対象も裁量的判断。)</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 量の拡充が十分に進まない。 </div> | <p>○ 保育のサービス保障の基本的な仕組みが以下のとおり。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・ <u>客観的に必要性が判断された者に、受給権を例外なく付与(保育の給付義務)</u></p> <p>・ 市町村に保育の費用の給付義務や、地域の提供基盤の整備計画等を通じた提供体制整備責任や利用調整等の支援からなる実施責任を課す。</p> </div> <p>○ 曜日や時間帯を問わず、個人に必要な保育量が認められ、受給権が付与される仕組み。(裁量性のない指定制。)</p> <p>※ 利用者が限られ、需要が分散していることにかんがみ、市町村による計画的な基盤整備の仕組みをさらに検討。</p> <p>※ 児童人口が少ない等により、市町村単位では需要がまとまらない地域における実施方法について、さらに検討。</p> <p>※ 夜間保育については、その特性を踏まえ、必要な基準等について、さらに検討。</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。 </div> | <p>○ 現行制度維持。</p> |

10 多様な保育サービス（続き）

| | 現行制度維持 （「運用改善+財源確保」案） | 新たな保育の仕組み （「サービス保障の強化等+財源確保」案） | 新たな保育の仕組みに対する 日本保育協会の意見 |
|-------------------|--|--|----------------------------------|
| 延長保育 特定保育 | ○ 基本的に休日・夜間保育と同じ。 | <p>○ 基本的枠組みは休日・夜間保育と同じ。 （就労量に応じ、保育の必要量が認められることに伴い、連続的にサービス保障がなされる。）</p> <p>○ 延長保育については、利用者ごとに、給付上限量（時間）を、例えば週当たり2～3区分程度で判断。働き方の見直しが同時に進められるべきであることを踏まえ、就労時間と通勤に要する時間を考慮し、さらに検討。</p> <p>※ 当該時間を超える利用（超過勤務等に伴う利用）に対する財政支援のあり方についてはさらに検討。</p> <p>※ 延長保育利用者が少ない場合に、ファミリーサポートセンター等を含め、子どもにどのような最適な保育を提供していくか、さらに検討。</p> <div data-bbox="965 799 1547 959" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給付上限量を超える利用に一定の支援を行う場合、働き方の見直しの観点も踏まえ、負担のあり方を併せて検討。 </div> | ○保育時間、開所時間及び保育料等について、詳細設計において検討。 |
| 小規模なサービス 種類の創設 | ○ 家庭的保育（保育ママ）事業に加え、新たな小規模保育サービス類型を創設。（※必要な基準等については、さらに検討。） | | |
| 病児・病後児 保育 | — | <p>○ 事業者参入に関し、裁量性のない指定制を導入。</p> <p>○ 実績を評価しつつ、安定的運営も配慮した給付設定を行う。</p> <p>※ 働き方の見直しを同時に進めていく必要。</p> <p>※ 子どもの健康・安全が確保される水準の保障とともに、利用しやすい多様なサービスの量の拡充に向けた仕組みをさらに検討。</p> <div data-bbox="976 1358 1525 1485" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。 </div> | ○子どもの視点で検討すべき。 |

11 情報公表・評価の仕組み

| | 現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案) | 新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案) | 新たな保育の仕組みに対する 日本保育協会の意見 |
|-----------------|---|-----------------------------------|---|
| 情報公表・評価の 仕組み | <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者のより良い選択、情報の公表を通じたサービスの質の確保・向上等に向け、職員の雇用形態や経験年数等を含め、サービスの質に関する一定の情報について、事業者自身による情報公表の仕組みとともに、公的主体が事業者からの情報を集約して、客観的にわかりやすく情報提供する仕組みを制度的に位置づけ、具体化していくことを検討 ○ 第三者評価については、質の向上を図るための重要な仕組みであり、評価機関の水準の向上や評価項目のあり方、受審促進の方策等、より実効ある制度となるよう、さらに検討。 | | <ul style="list-style-type: none"> ○保育所最低基準として厚生労働大臣告示とされた保育所保育指針における評価の仕組みが施行されることを踏まえ第三者評価について見直す。 |

注：記述のない部分は、新たな仕組みの原案と同じ。

1. はじめに

少子化対策をめぐる累次の報告書・計画が出されてきたが、期待される成果が得られていない
①政府の一体的取組・目標が不明確、②少子化対策への国民的気運が未醸成、③効果的な財政投入が不足

● 少子化対策の重要性に対する国民的理解のもと、子育て世代が大幅に減少する前に早急な対策が必要

2. 少子高齢化と将来のわが国の姿

(1) 急激な少子高齢化がもたらす影響

- 2055年の日本の姿
- 総人口は1億2,777万人→約8,993万人 (3割減)
(30年後から毎年政令指定都市1つ分に相当する人口が減少)
- 平均年齢は43.3歳→55歳、高齢化率は20.2%→40.5%
- 労働力人口は現在の3分の2程度に減少
- 生涯結婚しない人・単居世帯が増加
(生涯子どもを持たない人の割合は17.7%→38.1%)



- 労働力人口の減少による経済成長の抑制
(2030年頃には潜在GDP成長率を0.5%押し下げ)
- 財政・年金制度の維持可能性の喪失
(1.3人で1人を支える社会)
- 国政に関わる意思決定への影響、社会システムの弱体化

(2) わが国の少子化対策の現状と今後の課題

- ① 少子化対策の方向性の明確化
- 少子化対策の目標設定と評価 (P D C A サイクル) の確立・実行が必要
- 【政策目標】 国民の希望が実現した場合の合計特殊出生率 (1.75) を目安
- 【評価】 達成度評価、施策満足度調査等を実施
- 【重点化】 効果の高い施策に重点的に財源投入

② 「子ども子育て応援プラン」の後継計画への期待

- 後継計画では、出産・子育てに伴う不安、閉塞感の解消、生活面での負担軽減に重点化すべき
- 就労と出産・子育ての両立を支える施策 (待機児童の解消など)
- 子育ての負担感を解消するための施策 (一時預かりや子育て世代への経済的支援など)

3. 乳幼児・児童の居場所づくり(保育所・放課後児童クラブなどの充実)

緊急に対応すべきは待機児童の解消

(1) 保育制度改革の速やかな実施

- ① 多様なニーズに対応したサービス提供の実現
保育サービスの量的拡充とサービス提供体制の見直しが必要
⇒ 「保育に欠ける要件」を見直す等、具体的な制度設計に直ちに着手
- ② 家庭の保育(保育ママ)の普及促進
乳児期の保育需要に緊急に対応することが必要
⇒ 柔軟な研修・認定の仕組みや支援体制を構築
- ③ 教育・保育の一体的推進
地域の実情に応じた効率的な保育サービスの拡充が必要
⇒ 認定こども園制度の活用や放課後子どもプランの普及促進

(2) 保育を支える多様な人材の育成・確保

- 保育需要の増大に備え、保育の質を確保しつつ、担い手の育成・確保を早急に行う必要
- 地域密着型サービス産業としての確立
- 有資格者の掘り起こし等、地域ごとに計画的に対応

(3) 地域の創意工夫で柔軟なサービス提供

- (多世代が交流できる街づくりなど)
- 地域裁量により実情に応じた環境整備を推進
- 子育て関連の地方自治体の独自財源の確保
- 省庁間連携の推進

4. ワーク・ライフ・バランスの積極的な推進

ワーク・ライフ・バランスの推進が企業に課せられた課題

(1) 基本的考え方

- 従業員の満足度向上と企業の競争力や生産性向上の相乗効果を目指し、将来への投資として施策を継続実施

(2) 企業の具体的な取り組み

- 経団連ワーク・ライフ・バランス行動指針に基づく取り組みを各社実情に応じて展開
⇒ 厳しい経営環境をチャンスととらえ業務プロセス改善に取り組む
- 子育て環境整備に向け、事業所内保育施設の設置等も促進
⇒ 従業員ニーズや地域事情を考慮しつつ、積極的に取り組む
- 経団連としても各社のワーク・ライフ・バランス施策に関する情報交換の場を設定するなどさらなる活動を推進

5. 財源と投入規模、費用負担のあり方

保育サービスや子育て世代への経済的支援を拡充

(1) 国の最重要課題にふさわしい財政の投入

- 当面、一般財源を少子化対策に戦略的に充当
- ① 保育サービスの量的拡充や提供手段の多様化、② 子育て世代に対する経済的支援 (児童手当、幼稚園等の利用料金軽減等) に拡充
- 少子化対策に必要な追加財政投入規模やその投資効果を国民に提示。国民的合意のもと将来的には消費税引き上げにより安定財源を確保

(2) 費用負担のあり方

- 次世代育成支援は公費での対応が基本。事業主拠出金による児童育成事業の有効活用 (評価システムを導入)

6. 子を慈しみ育てる文化を取り戻す

- 教育を通じ子育ての意義を伝える
- 社会全体で子育てを温かく見守り支える雰囲気醸成
- 「家族の日」「家族の週間」の周知・定着へ

7. 国民理解の醸成

- 人口減少の深刻な影響等について国民に正確なメッセージを発信
- 子どもを産み育てる希望をかなえられる社会基盤づくりに向けた施策推進や重点的な財政投入への理解醸成

少子化対策費用の投入先(主な対策例)

| 項目 | 現状(2007年) | 目安とする数値 | 必要経費 |
|---------------------|---|---|--|
| 保育サービス (保育所) | 利用者数:202万人 利用率:3歳未満:20.3%、3歳~5歳:39.6% *1 | 利用者数:100万人追加確保 利用率:3歳未満:38.2%、3歳~5歳:56.1% *2 | 施設整備費(追加) 11,600億円 (うち設置者負担分 2900億円) 運営費(追加) 7,000億円 |
| 放課後児童クラブ (小1~小3) | 利用者数:75万人 利用率:19.0% *1 | 利用者数:145万人追加確保 利用率:59.9% *2 | 施設整備費(追加) 1,120億円 運営費(追加) 860億円 |
| 経済的支援 | 1兆540億円(小学校卒業まで第1,2子月額5000円、第3子以降月額1万円、3歳未満児月額1万円) | 小学校卒業まで 一律2万円を支給 | 追加費用 2兆~2兆4,000億円 |
| 保育士(保育従事者)数 | 有資格者:89万人、新規資格取得:毎年5万人弱 保育従事者:保育所34万人、放課後児童クラブ6万4300人 *3 | (雇用創出)29万~33万人 保育所:22万人、放課後児童クラブ:7万~11万人 | |

*1 利用率:各年代の乳幼児・児童総数に占める利用者割合 *2 潜在する保育需要を満たした場合の利用者数と利用率 *3 保育士以外の有資格者なども含む

少子化対策についての提言

—国の最重要課題として位置づけ、財政の重点的な投入を求める—

2009年2月17日
(社)日本経済団体連合会

【目 次】

| | |
|-------------------------------------|----|
| 1. はじめに | 1 |
| 2. 少子高齢化と将来のわが国の姿 | 2 |
| (1) 急激な少子高齢化がもたらす影響 | 2 |
| (2) わが国の少子化対策の現状と今後の課題 | 3 |
| 3. 乳幼児・児童の居場所づくり（保育所・放課後児童クラブなどの充実） | 6 |
| (1) 保育制度改革の速やかな実施 | 6 |
| (2) 保育を支える多様な人材の育成・確保 | 8 |
| (3) 地域の創意工夫で柔軟なサービスを提供 | 9 |
| 4. ワーク・ライフ・バランスの積極的な推進 | 11 |
| (1) 基本的考え方 | 11 |
| (2) 企業の具体的な取り組み | 12 |
| 5. 財源と投入規模、費用負担のあり方 | 13 |
| (1) 国の最重要課題にふさわしい財政の投入 | 13 |
| (2) 費用負担のあり方 | 15 |
| 6. 子を慈しみ育てる文化を取り戻す | 16 |
| 7. 国民理解の醸成 | 16 |

1. はじめに

わが国においては、1994年のエンゼルプラン以来、少子化対策に関する累次の報告書・計画が出されているが、必要とされる財政上の手当が不足していたこと、政府に一体的な取り組み姿勢が欠け、国民的気運が醸成されなかったことなどから、期待される成果は得られていない。

少子化対策の重要性に早くから気づき政策転換を図った国々においては、積極的な財政投入に加え、出産・子育てのすばらしさを訴えるポジティブキャンペーンを展開するなどして成果をあげている。例えば、ドイツでは、育児休業時の所得保障や保育施設整備への財政投入の社会的メリットを数値で示し、国民の納得感を得て、政策転換を図った。イギリスでは、首相自らが育児休業取得をアピールするなど話題性のあるキャンペーンを展開し、対策推進の気運を醸成した。フランスでは、政府の家族政策（少子化対策）の重要性に対する国民的理解を得て、毎年家族政策の点検・見直しを行いつつ、積極的な財政投入を進めている。このような国々では、合計特殊出生率¹が下げ止まるか上昇に転じている。

わが国においても、「少子化問題は、国民の生活と社会基盤の維持、国力に直結する問題」との国民の共通認識を醸成し、人口減少と人口構成の高齢化の急激な進行に歯止めをかけるために、少子化対策を国の最重要課題として位置づけ、積極的に取り組まなければならない。しかしながら、ここ数年の間に「子ども子育て応援プラン」（2005～2009年度の5年間に実施する施策を提示）、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議（2007年策定、10年後の社会全体の目標値などを提示）、「新待機児童ゼロ作戦」（2008年策定、08年から3年間を集中重点期間として取り組む施策を提示）など、目標期間を同じくする複数の計画が矢継ぎ早に打ち出されたものの、政府として一体化した取り組みが見えず、かえって政府の少子化対策の達成目標や道筋が判り難くなっている。少子化対策は、子育て世代が大幅に減少する前に早急な対策が必要であり、ここ数年が勝負である。今こそ、国が真剣に正面から少子化対策に取り組むこと

¹ 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値、一人の女性が一生の間に生む子どもの数を測る指標

が求められる。

日本経団連では、これまでも少子化問題をめぐり、「少子化対策への総合的な対応を求める」（2007年3月）「子育てに優しい社会づくりに向けて」（2007年11月）などにおいて、ワーク・ライフ・バランス推進に向けて企業が取り組むべき指針を示すとともに、企業自らも子育て環境整備を進めるなど、地域の多様なニーズを踏まえた子育て支援サービス基盤の充実に向けた施策について指摘してきた。

また、「税・財政・社会保障制度の一体改革に関する提言」（2008年10月）において、保育サービスの量的拡充など少子化対策に対し、消費税を財源とする公費を投入する必要性を主張した。

本提言は、政府における保育制度改革の動きや、2009年度に本格化する「子ども子育て応援プラン」に続く新たな計画の検討などを踏まえ、今後5年間で特に重点的に取り組むべき課題について経団連の考えを主張するものである。

2. 少子高齢化と将来のわが国の姿

（1）急激な少子高齢化がもたらす影響

わが国は2005年以降、人口減少局面に突入し、現在の少子化傾向のまま推移した場合、2055年時点の人口は、現在より3割減少し、8993万人と1955年のレベルになる。今後の人口減少は、2017年以降には1年間に50万人以上、2039年以降には1年間に100万人以上と加速していく。30年後には、政令指定都市1つ分に相当する人口が毎年減少していくことになる。「一度経験済みの人口レベルに戻るだけである」「人口の減少は生産性の伸びで補えばよい」との指摘もあるが、根拠のない楽観論である。人口規模の激減とともに、生産年齢人口（15～64歳人口）の大幅な減少が進み、人口構成は急速に高齢化する。2055年に生まれる子どもの数は、46万人と現在の約4割、生産年齢人口も、現在の2分の1近くに減少し、1人の高齢者を現役世代1.3人で支える超高齢化社会になる。平均年齢でも、1955年時点の27.6歳から、2005年で43.3歳に上昇しており、さらに2030年には50歳を超え、2055年には55歳に達する。このため、若年者・女性・高齢者等の労働力率を高めることがますます重要となるが、労

働市場参加が進んだ場合でも、2055年の労働力人口は現在の3分の2程度に減少すると推計される²。生産性の伸びによって補えるレベルの人口減少規模でなく、労働力人口の減少は、確実に経済成長を抑制する。人口減少により、2030年頃には、わが国の潜在GDP成長率を0.5%程度押し下げるとの試算がある³。国内消費は減少の一途をたどり、内需に依存する産業や中小企業等へ深刻な打撃を与える。

さらに、このような超高齢化という人口構成下では、財政・年金制度の維持可能性の喪失、医療・介護等の国民生活を支える経済社会システムの弱体化など、社会基盤そのものが極めて脆弱なものとなる。

有権者の高齢化率(65歳以上の有権者の割合)は、2005年の25.1%から2055年には47.2%まで高まる。若者の政治への意見反映が難しくなるといった状況も生まれよう。

将来推計人口からは、例えば、1990年生まれの女性(2055年時点で65歳)のうち、生涯結婚しない人の割合は24.3%、生涯子どもを持たない人の割合は38.1%、孫を持たない人の割合は50.2%と推計される⁴。2055年時点での高齢化率は40.5%(75歳以上の高齢者は26.5%)という状況に加え、単身高齢者世帯が増加するとなれば、当然、家族以外の介護の担い手への需要は高まる。しかしながら、現役世代が現在の半数程度へと激減する中、介護ニーズに対応した人手の確保は到底叶わない。現在の傾向が続いた場合、社会システムが立ち行かなくなることは容易に想像できる。

(2) わが国の少子化対策の現状と今後の課題

①少子化対策の目標設定と評価

2005年に過去最低の1.26にまで低下した合計特殊出生率は、2007年には1.34に上昇し、やや回復の兆しがあるものの、特殊要因が背景にある。団塊ジュニア世代の出産増に加え、出産期の女性の人口の減り方が大きいことなどが

² 経団連提言「人口減少に対応した経済社会のあり方」(2008年10月14日)において、労働力人口は、2006年の6657万人から2055年には4359万人まで減少すると推計

³ 平成20年度経済財政白書(内閣府)より

⁴ 1955年生まれの女性の場合、生涯結婚しない人の割合は11.2%、生涯子どもを持たない人の割合は17.7%、孫を持たない確率は21.2%である。

影響していると考えられている。また、出生数も減少していることから、予断を許さない状況にある。すでに生産年齢人口は、1996年より減少し始めており、少子化の影響が現れている。将来的には全人口に占める割合が、2005年の66.1%から2030年に58.5%、2055年には51.1%へと減少すると推計されている。団塊ジュニア世代が30歳代後半にさしかかる現状を踏まえるとここ数年が対策効果の期待できる最後のタイミングであり、緊急に抜本的な少子化対策を講じるべきである。そうすることで、社会の激変緩和もある程度可能となるであろう。

これまで累次の計画や報告が出されてきたにもかかわらず、少子化の歯止めにつながらなかった原因は、わが国の少子化対策において、(i)具体的な政策目標、(ii)対策メニューと政策目標の関連性の検証と進捗状況の評価、(iii)施策の集中化と継続的に施策を展開する財政投入、の3点を欠いていたことにある。いわば、「目的地と進路の定まらぬ海路を燃料補給のあてなく進む船」に似た状態であり、政府が少子化対策に本気で取り組む姿勢が見えない。こうした事態を解消するために、今後の対策立案と推進にあたっては、PDCAサイクルの確立、実行に向け、以下の視点が必要不可欠である。

ア) 政策目標の設定

少子化対策の政策目標として、例えば国民の結婚・出産の希望がかなった場合の合計特殊出生率(1.75)⁵を掲げ、希望が実現できる環境整備が図られているか評価する目安をもつこと

イ) 進捗状況の評価

これまで少子化対策の進捗状況は、保育所の定員増や設置箇所数の伸びなどのアウトプットの数字で評価されてきた。こうした評価に加え、実際にサービスの利用者(あるいは将来の利用者)の満足度や期待値が高まり、結婚、出産・育児への意識につながったかどうか把握できる指標と、恒常的に政策評価を実施する仕組みを設けること

ウ) 施策の重点化と集中的展開

⁵ 社会保障審議会人口構造の変化に関する特別部会報告書(2007年1月)で指摘された数字。2040年に合計特殊出生率1.75が実現した場合、2055年の総人口は、現在推計されている8,993万人から、1億391万人へ上方修正される。また、生産年齢人口の減少が800万人程度下方修正される。

少子化対策は多様な施策が関連することから、これまでの計画では少子化対策として掲げる対象範囲が拡大する傾向にあった。今後は、施策の中でも、出産・子育てを積極的に捉えられる環境づくりに向けて効果の高い施策に重点的に取り組み、思い切った財政投入を行うこと

こうした視点を踏まえ、政府は、少子化対策とその進捗状況を国民に対し分かりやすく発信すべきであり、例えば、ホームページなどを活用し、現在管轄の省庁がそれぞれに発信している少子化対策にかかわる情報を一元的にわかりやすく発信するといった取り組みを、国民に理解を求める第一歩として期待したい。その際、対策の進捗状況の「見える化」を図り、さまざまな関係者の視点で、絶えず政策評価ができるようデータ提供を行うことが求められる。

また、国と地方の役割分担を明確化し、児童手当など全国統一的に実施する子育て支援の方針と財源の手当ては国が、地域の子育て環境整備は地方がそれぞれ担う形で少子化対策を進めることが肝要である。

② 「子ども子育て応援プラン」の後継プランへの期待

国・地方自治体の次世代育成支援策の指針である、「子ども子育て応援プラン」（計画期間 2005 年～2009 年度）は、若者の就労支援、仕事と家庭の両立支援、働き方の見直し、子育て支援拠点づくりなどの項目にかかわる約 130 もの施策が列挙されている。確かに、少子化対策には多様な施策が関連するが、後継となるプランでは、こうした諸施策の中でも、出産・子育てに伴う不安、閉塞感の解消や生活面での負担軽減に特に重点的に取り組む姿勢を明らかにし、出産・子育てを積極的に捉えられる環境づくりに注力すべきである⁶。

具体的には、就労と出産・子育ての両立を支える施策（待機児童の解消、多様な就労形態に対応した保育サービスの充実など）ならびに子育ての負担感を解消するための施策（一時預かりや子育て世代への経済的な支援など）を重点的に対応すべきである。また、こうした施策を展開するベースとして、企業に

⁶ 社会保障審議会人口構造の変化に関する特別部会報告書（2007年1月）によると、出生行動に影響を及ぼしていると考えられる要素について、出産後の継続就業の見通し、仕事と生活の調和、夫婦間の家事・育児の分担、育児不安、教育費の負担感等と整理している

においても、多様かつ柔軟な働き方の整備、ワーク・ライフ・バランス施策の推進、仕事・役割・貢献度を基軸とする人事・賃金制度の確立、キャリアパスの提示等をこれまで以上に積極的に進めなければならない。さらに、社会全体で子育てを支援するための意識改革も重要な課題である。

特に、重点課題として政策目標と高い関連性を有するものについては、5年というスパンでなく、短期集中的に取り組む緊急性の高い計画とすべきである。

3. 乳幼児・児童の居場所づくり（保育所・放課後児童クラブ⁷などの充実）

緊急に対応すべきは、保育所で1万9,550人、放課後児童クラブで1万3,096人申請している（2008年時点）待機児童の解消である。潜在的にはさらにはるかに多くの待機児童が存在し、乳幼児・児童を持つ母親の就業希望をすべて実現するためには、保育所では100万人、放課後児童クラブでは145万人の潜在ニーズに対応する必要があるとされる⁸。こうした待機児童の解消に向け、保育サービスの拡充を進めるにあたり、これまでの行政による一律的な運用などを見直し、多様なニーズに対応できるよう制度改革を行うこと、保育の担い手を確保すること、地域の創意工夫で柔軟なサービス提供を行うことが強く求められる。

（1）保育制度改革の速やかな実施

①多様なニーズに対応したサービス提供の実現

保育サービスは、次世代育成支援の要であり、多様なニーズに対応しうるサービスの充実を早急に図る必要がある。財政の重点的な投入を通じて、まずもって、量の拡充を図るとともに、従来型の行政による「措置」（行政が、域内の保育所の受け入れ能力を前提として、「保育に欠ける」⁹児童を対象に入園先保育所を指定する方式）の仕組みから、保育を必要とする者が、必要に応じ利用したい施設・サービスを選択できる制度へと転換することが必要である。

⁷ 放課後児童クラブ：共働き家族など留守家庭のおおむね10歳未満の児童を対象に、児童館や学校の余裕教室などで、放課後に生活・活動の場を設ける事業

⁸ 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の試算より

⁹ 市町村が保育の実施義務を負う対象（保護者が子の保育をできないと認められる者）を児童福祉法施行令第27条で規定（昼間労働していることを常態としていることなど）

保育制度改革にあたり、市区町村のサービス提供義務を強化するとともに、多様なサービス提供者が参入できるよう参入規制をあらため、利用者のニーズに対応した質の高い多様なサービスを提供できる体制づくりを目指すべきである。また、地域の子育てサービスの核として保育所が発展的に活動できるようにする観点から、「保育に欠ける」要件（認可保育所の入所要件）を見直し、親の就労形態や就労有無にかかわらず利用希望者をひろく受け入れるとともに、契約を通じ、利用者と事業者が直接向き合う関係を構築していくことが求められる。この際、保護支援の必要度の高い子どもの利用が損なわれたり、サービス提供者による不適切な選別がなされない仕組みを併せ持つことは当然である。

現在進められている保育制度改革をめぐる検討は、概ねこうした方向性を包含したものであり、具体的な制度設計に直ちに着手し、速やかに法改正を行うべきである。保育サービスの充実がなければ、出産・育児はキャリア上の障害であり続けるとともに、子育ての負担感が解消されることも期待できない。改革のスピードがもっとも求められる施策であり、速やかに実行に移すべきである。保育関係者が、次世代育成の中核的な担い手として、前向きに改革に取り組むことを期待したい。

②家庭的保育（保育ママ¹⁰）の普及促進

待機児童の中でも、保育サービスを受けられない乳児期の子どもが特に増えており、この解消が緊急の課題となっている。保育所での受け入れのみならず、2008年11月に成立した改正児童福祉法によって法的に位置づけられた保育ママ制度の活用促進を図るべきである。法制度化を受け2009年度中に実施基準・ガイドラインが策定されるが、保育ママ制度の普及にあたり、有資格者に限定することなく子育て経験者が一定の研修を経て保育ママとして認定される仕組みとするなど実態に即した柔軟な対応が求められるとともに、家庭的保育（保育ママ）と保育所などの一時預かり施設との連携促進、保育ママ間のネットワーク化などに取り組む必要がある。

¹⁰ 保育ママ制度：保育に欠ける乳幼児を家庭的保育者の居宅などで保育する制度

③教育・保育の一体的推進（「認定こども園」¹¹の拡充など）

子どもたちが健やかに育つことのできる居場所を確保する上で、親の事情（就労の有無）で異なる居場所を提供するあり方を見直し、同年代の子どもの教育と保育に関する一体的な制度設計と事業の推進を図るべきである。幼児期の子どもたちの居場所確保という点では、大都市部では、幼稚園・保育所のそれぞれの基盤の上に、保育や教育の機能を加えることで、ゼロベースで施設整備を行う場合に比して効率的に保育サービスの拡充が可能となる。また、少子化が進み幼稚園、保育所とも定員割れの状態にある地域では、双方で子どもを取り合うといったことなく、認定こども園の制度を活用して、子どもの健全な成長に望ましい規模を確保することが可能となる。同世代の子どもたちがともに過ごすことの意義、認定こども園を利用する保護者の満足度の高さ¹²などを踏まえ、その拡充が図られるべきである。

また、同様に、放課後における児童の居場所確保を目的とする、放課後子どもプラン（厚生労働省の「放課後児童クラブ」と文部科学省の「放課後こども教室」¹³の一体的運用事業）についても、地域の教育委員会と福祉部局が連携し、その普及に向けて積極的に取り組むことが期待される。

（2）保育を支える多様な人材の育成・確保

保育サービスの拡充を進めるにあたっては、保育の質を確保しつつ、担い手の育成・確保を早急に行うことが重要である。研修制度の充実やキャリアパスの明確化、労働条件の改善などを通じ魅力ある職場づくりを進め、保育士の定着率の向上や有資格者の掘り起こしを進める必要がある。

また、保育士資格取得制度の見直しも求められる。保育士資格は、保育士養

¹¹ 認定こども園：幼稚園、保育所等のうち、保護者の就業の有無にかかわらず、就学前の子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能を有するものとして、都道府県知事が認定するもの。近年の急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴い、保護者や地域の多様化するニーズに応えるために、2006年10月より開始された制度。

¹² 認定こども園に係るアンケート調査の結果（文部科学省・厚生労働省実施 2008年6月公表）によると、保護者の8割、施設の9割が認定こども園を評価

¹³ 放課後子ども教室：全児童を対象に、放課後や週末等に安心・安全な子どもの活動拠点を設け、地域の協力を得て、さまざまな体験活動や交流活動等に取り組む事業

成施設の修了もしくは、保育士試験（受験資格：短大卒以上¹⁴）の合格を要する。仮に、高卒後数年後に保育士を目指すといった場合、実際に資格を取得することは難しいのが現状である。多様な人材が保育に従事できるよう、例えば、①保育士養成制度（養成施設・科目等）を再検証し、公共職業訓練メニューにおいて対応する講座を設ける、②保育士の受験資格を緩和し、認可外保育施設での勤務実績を受験資格や受験科目に反映させる、といったことなどを検討すべきである。

さらに、保育分野を地域密着型のサービス産業として確立させることは、雇用機会の創出にもつながる。保育需要の増大に対応するために、必要とされる人員数を予測したうえで、多様な人材がスムーズに参入・定着できる仕組みを導入していく必要がある。「子どもと家族を応援する日本」重点戦略で示されたサービス提供を充足するためには、日本全体で追加的に29万～33万人程度の保育士が必要となると見込まれる。現状においても都市部を中心に、保育士確保が難しいことから、サービス提供が困難になっている地域がある。今後の需要見込みを踏まえ、毎年の新規資格取得者数（現状では年間5万人弱）の拡大や離職している有資格者の掘り起こしなどを地域毎に計画的に進めていく必要がある。

なお、前述のとおり、一定の研修を経た子育て経験者を保育ママに認定するほか、保育所・放課後子どもクラブ・地域の子育て拠点などにおいて保育士を補助する保育サポーターやボランティアを積極的に活用するなど、広く地域に門戸を開き、人材の多様性を増すことも、子育て支援が地域に根ざしていく上で重要である。

（3）地域の創意工夫で柔軟なサービスを提供

保育サービスの具体的な提供は各地域の実情を知る地方の裁量に委ねることが望ましい。地域によっては、住民のニーズを踏まえ、大きな成果をあげてい

¹⁴ 短大卒以上あるいは、高校を卒業後、児童福祉施設で2年以上児童の保護に従事したことなどを受験資格とする。なお、児童福祉施設で勤務するためには、何らかの資格が求められることが多い。

る事例もある¹⁵。

また、子どもたちの居場所づくりは、街づくり・街のあり方に直結する問題でもある。地域の人々が集い、街が活性化するためには、多世代が交流できる場所が必要である¹⁶。地域の NPO などを支援し、その力を活用しつつ、高齢者の集いの場とともに、子どもたちの生活・活動の場となる拠点を確保すべきである。例えば、都市部にある公的賃貸住宅団地（公営住宅や都市再生機構の団地）、廃校となった公立学校など公的施設、空き店舗などを活用し、高齢者向け福祉サービスと子育て支援機能を併せて充実させることが考えられる。

地域の知恵と工夫によってこうした取り組みを促進するためにも、地域実情にあわせたサービス提供を行うことが重要であり、保育施設などに関し一律に基準を適用するのではなく、柔軟な運用を可能とすべきである。前述の「認定こども園」なども地域の実情に応じ普及が図られることが期待され、そのためにも、奨励的経費（幼稚園の就学奨励：文部科学省予算）と義務的経費（保育所の運営費：厚生労働省予算）という性格の違いに起因する壁を解消する必要がある¹⁷。

このほか、子育て関連の地方自治体の独自財源を確保することが不可欠であり、国が統一的に実施する経済的支援などの拡大が、地方自治体における別の少子化対策の展開を妨げることはないよう留意するとともに、将来的には国が子ども一人あたりの育成費用として決定・交付した額に基づき、地方自治体がそれぞれの実情を踏まえた乳幼児・児童の居場所づくりを行える形を目指すべきである。

¹⁵ 東京都は独自制度として「認証保育所制度」（国の設置基準を満たした施設で都道府県が認可した保育所は「認可保育所」という）を発足。東京の特性に着目した独自の基準を設定し、地域の実情にあった特徴ある保育サービスを提供。多くの企業の参入を促進し、13 時間以上開所、ゼロ歳児保育など都市型保育ニーズに対応。都内保育所（認可保育所と認証保育所の計）の施設数の 20%、定員数の 7% を占める（2008 年実績）。

¹⁶ 兵庫県では、子育て支援、高齢者福祉、環境改善、防犯・防災（子どもの見守り等）、などの地域の諸課題に住民の参画と協業で取り組むことを目的に、県民交流広場事業を展開。公民館等地域の公的施設、商店街の空き店舗、学校の空き教室などを活用し、世代を超えた交流の場の整備と活動の支援を行っている。

¹⁷ 普及の阻害要因として、書類や監査などの手続き面の煩雑さ、追加した機能（幼稚園の場合には保育機能、保育所の場合には教育機能）に対する助成措置がないことが指摘される。この点、政府は新たな補助金（「子ども交付金」）などを通じて認定こども園の普及を図る方針である。

こうした地域の創意工夫を活かした柔軟なサービス提供を進める上で、関係する省庁間連携（厚生労働省、文部科学省、国土交通省、経済産業省等）が不可欠である。特に、教育・保育の一体的推進を図るといった観点から、少子化担当大臣を中心に行政組織の一元化を進め、大臣のもとに政策スタッフを増強していくことを求めたい。

4. ワーク・ライフ・バランスの積極的な推進

(1) 基本的考え方

子育てに優しい社会づくりに向けて、企業も、自ら行動を起こすことが求められ、多くの企業が既にワーク・ライフ・バランスの推進などに積極的に取り組んできている。しかしながら、出産を契機に仕事を辞める女性従業員が7割程度存在する背景には、恒常的な長時間労働を当然視する職場の雰囲気や「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識がいまだ残っていることも否定できない。女性の社会参画を示す指標（ジェンダーエンパワーメント指数¹⁸）で見ても、日本は、108カ国中58位と低位にとどまる。また、結婚・出産・育児が、自身のキャリア上の障害になるとの危惧が、婚姻数や出生数の低下を招いている可能性もある。

こうした事態の解消に向けた企業の主要な役割は、労使が協調して自主的に働き方の見直しを進め、効率的かつ柔軟な働き方を推進することで、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ることにある。そもそも、ワーク・ライフ・バランス施策とは、特に女性を対象とした両立支援や労働時間削減に限定されるものではない。ワーク・ライフ・バランスの実現は、仕事か生活かの二者択一ではなく、仕事上の責任を果たし自己実現を図るとともに、家庭や地域生活などにおいて、ライフステージに応じた多様な生き方を選択できることを目指すものであり、従業員が仕事への満足度を高め、意欲をもって仕事に励むことが生産性の向上につながるという相乗効果を生み出し、さらには新たな価値の源泉となる。

¹⁸ 国連開発計画（UNDP）が、女性が積極的に経済活動や政治活動に参加し、意思決定に参画しているかを測る手法として導入。男女の国会議員比率、男女の専門職・技術職比率と管理職比率、男女の推定勤労所得の3つを用いて算出

ワーク・ライフ・バランスの実現には、経営トップが取り組みの決意やメッセージを発信し全社的な取り組み体制を整え、そのための施策を継続的に実施することが必要となる。企業の競争力を維持、向上させる上で不可欠の課題であり、要する費用は単なるコストではなく、将来に対する投資である。

あわせて、ワーク・ライフ・バランスの推進を通じ、従業員が子育てや学校教育に積極的にかかわることを奨励することも重要である。例えば、有給休暇やボランティア休暇を使い、従業員が学校教育（保護者会などの学校行事への参加や出前授業への協力など）に積極的に参加する気運を醸成するといったことが求められる。

ワーク・ライフ・バランスの推進は、あくまでも企業が自主的に取り組むものであるが、政府においても、先行事例の紹介をはじめ、社会全体でワーク・ライフ・バランス推進を後押しするための取り組みを一層拡充すべきであろう。

（２）企業の具体的な取り組み

日本経団連では、「少子化対策への総合的な対応を求める」（2007年3月）において、ワーク・ライフ・バランス推進を経済界自らの課題ととらえ、10項目にわたる企業の行動指針を策定・公表した¹⁹。この方針に基づき、引き続き各社の実情に応じ、育児休業制度の活用促進、育児休業期間中の従業員に対する職場情報の提供、短時間労働・テレワーク等働き方の柔軟化・多様化などの取り組みを展開する。

また、育児期の女性従業員を対象とする施策に限定せず、男性が育児に積極参加できる環境を整備するとともに、業務プロセスの抜本的な改善を通じ、全従業員のワーク・ライフ・バランスを目指す。厳しい経営環境をチャンスと捉え果敢に改革に取り組み、新しい働き方への挑戦を従業員一人ひとりに促す姿勢で臨む。

さらに、子育て環境の整備も重要な課題である。すでに多くの企業が自らの

¹⁹ ①経営トップのリーダーシップの発揮、②メリハリのある働き方の実現、③職場の意識醸成を図るための幅広い運動の展開、④マネジメント職に対する教育、⑤主体的なキャリア形成の環境整備、⑥女性の就労継続支援と再雇用の推進、⑦次世代育成支援対策推進法の行動計画におけるPDCAサイクルの活用、⑧社会全体に対する積極的なアピール、⑨創意工夫を生かした取組み、⑩企業間の連携の推進

課題として、従業員のニーズに合わせた子育て環境の提供に努めている。例えば、都市部での待機児童対策、従業員の両立支援の観点から、事業所内保育施設を設け、地域の保育所状況が厳しく、職場復帰が困難な従業員を実際にサポートしている企業も多い。また、地域開放型の保育施設設置・運営に取り組んだり、保育所設置のための土地などを提供し、社会に貢献しているケースもある。子育て環境の整備に積極的に取り組む観点から、企業間連携を深めることなどを通じて、今後も引き続き、従業員ニーズや地域事情を考慮しつつ、具体的な取り組みを積極的に進めていく。

経団連としては、こうした企業の様々な取り組みを、より発展・普及させるべく、企業のワーク・ライフ・バランス施策に関する情報交換の場を設けるなど更なる活動を進めていく。

5. 財源と投入規模、費用負担のあり方

(1) 国の最重要課題にふさわしい財政の投入

わが国の児童・家族関連社会支出は諸外国に比して小規模であり、GDPに占める割合は、2007年度で0.83%（欧州諸国では2～3%）にとどまる。

国全体の少子化対策への財政投入の不足に加え、厳しい地方財政の中で、恒常的な助成の負担を伴うことから、地域によっては、認可基準を満たしていても保育所の認可が下りない状態が生じている。昨年10月の政府の生活対策に盛り込まれた「安心子ども基金」も、地方が施設整備費とその後の運営費に係る地方負担分を捻出できず、結果として事業を執行できない状況にもなりかねない。

少子化問題は、国民の生活と社会基盤の維持、国力に直結する問題であり、国の最重要施策として明確に位置づけ、それにふさわしい財政投入があつて然るべき政策課題である。しかも、団塊ジュニア世代が出産期にあるここ数年が正念場であり、緊急かつ重点的に対策を講じる必要がある。

① 保育サービスの量的拡充と提供手段の多様化

保育を必要とするすべての人が必要に応じ安心して子どもを預けることができるように、前述の保育制度改革などを通じた保育サービスの量的拡充と提供手段の多様化を図るため、国・地方ともに、思い切って歳出を拡充する必要がある。

ある。

事態の緊急性に鑑みれば、直ちに財政投入を拡充することが不可欠である。当面、毎年度、一般財源を少子化対策に戦略的に充当し、前述の保育サービスの拡充などを着実に進めるべきである。保育所などの設置費用として約1兆円、運営費用として7,000億～8,000億円を確保できれば、前述の潜在的待機児童の解消を図ることが可能となろう²⁰。

② 子育て世代への経済的支援

希望する子どもの数と実態との間に乖離がある背景として、就業継続の見通しや夫婦間の家事・育児の分担度合いに加え、子育てや教育の経済的負担感が大きいことが指摘されている²¹。子育て世代に対する経済的支援（児童手当のような現金給付のみならず、幼稚園や保育所の利用料金の軽減、不妊治療への補助なども含む）についても、一般財源を前提に国民の理解を得た上で拡充すべきである。仮に、児童手当を小学校卒業まで、現行の月5,000円～1万円から一律月2万円へと支給を引き上げる場合には、2兆～2兆4,000億円程度の追加財源が必要となる²²。

なお、少子化対策の追加的所要額については、社会保障国民会議及び「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に基づく整理によれば、2015年で、1.3～2.1兆円（消費税換算で0.4～0.6%）と試算されているが、この試算は、既存の制度をベースとしており、施策の効率化・重点化は加味されていない。また、施設整備への投資額なども算定されていないなど極めて不十分な試算である。

効果的な少子化対策を展開する上で必要となる財政投入規模やその投資効果を明確化するとともに、仮に投資をしなかった場合の社会的デメリットなどを国民に示し、その負担を国民一人ひとりが広く分かち合うことに対する国民的合意を得て、将来的には消費税の引き上げにより少子化対策の安定財源を確保

²⁰ 保育所の整備の補助単価に基づき試算（賃貸物件の活用や既設保育所の拡張、認定こども園などによる定員増については考慮していない）。保育所設置費用の設置者負担分（設置費用の1/4、2900億円程度と試算）が別途必要となる（試算概要はP18を参照）。

²¹ 注4参照。内閣府「少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査」（2005年3月）によると、少子化対策として重要と考えるものとして、7割が「経済的支援（保育・教育費への補助、医療費補助、児童手当など）あげている。

²² 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の試算による

すべきである。これにより、当面の一般財源による緊急歳出に加えて、保育所をはじめとする保育サービスの運営費を継続的に確保し、経済的支援の拡充などへも思い切った財政投入が可能となろう。

このほか、子育て世代の経済的負担感を軽減するため、現行の扶養控除は廃止し、子の数に累進的に増加する税額控除制度（還付付）を創設することで、多子家庭の支援に役立つことも有効であろう。配偶者控除等についても、人口減少社会における女性の社会での活躍を促進する観点からそのあり方を再検討すべきである。

（２）費用負担のあり方

次世代育成支援に必要となる費用負担をめぐり、「将来の労働力の育成の基礎としての側面などを考慮すべき」とし、企業に対し一層の負担を求める声がある。しかし、言うまでもなく、次世代育成は国民全体が裨益する、国としての課題であり、「将来の労働力の育成の基礎」を育むという側面から見たとしても、義務教育と同様、公費で対応することが基本であろう。少子化対策の推進に経済界もその一翼を担うものであるが、費用面で企業に追加的な負担を求めるのではなく、むしろ拠出企業も参画した評価システムを設けるなど、現行の事業主拠出金で運営される児童育成事業の有効な活用を努めることが肝要である。

また、現在、フランスの取り組みを参考²³に、一般会計からの拠出、児童手当拠出、雇用保険など、少子化対策関連の拠出金を基金として一元化し、その運営にあたる組織を設けて施策を行ってはどうかとの提案があるが、これは、行政組織の肥大化につながり反対である。

さらに、社会保険の創設によって少子化対策費用を賄うべきとの主張もあるが、子育てをリスクととらえる考え方はなじまない上に、既存の社会保険料負担が大きく増加している中、更なる社会保険料負担は経済活力を損なうことに加え、現役世帯（子育て世帯）に保険料負担が偏るおそれがあることなどから

²³ フランスでは、全国家族手当金庫を設け少子化関連の対策費用を一元化するとともに、県単位でも家族手当金庫を設け、これに全国家族手当金庫から資金を提供。各県の家族手当金庫が各種手当の支給や保育施設設置・運営などへの補助を実施。

受け入れられない。

6. 子を慈しみ育てる文化を取り戻す

古来、わが国では子どもをかけがえのないものとして、親が子を慈しみ、将来の夢と希望と語りかけ育ててきた。また子どもを取り巻く社会も、子育てをする親を支え、共に子育てに携わるとともに、子育ての素晴らしさを伝えてきた。安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現に向けて、前述の社会インフラの整備や企業における多様な働き方の推進とともに、子どもはわが国の将来を支える「社会の宝」であるとの認識のもと、社会全体で子育てを温かく見守り、支えていく雰囲気醸成していくことも重要である。また、子育ての意義を、学校教育を通じて中高生のころから伝え、若者が子育てを楽しいこと、素晴らしいことと思えるように導くことも重要と言える。わが国の誇りであった子を慈しみ育てる文化を取り戻すことに国民一人ひとりが共感するよう、広く社会に訴えていく必要がある。

経団連では、「子育てに優しい社会づくりに向けて」（2007年11月）において、社会全体で子育てを温かく見守り支えていく国民意識の醸成に向けて、経済界としても積極的に取り組む方針を明らかにした。その一環として、国が定める「家族の日」「家族の週間」といった国民運動の機会を活かし、一昨年からのノー残業デーの設定、職場参観・工場見学等の家族イベントの実施などを広く会員企業に呼びかけ、実際に実績をあげている。

しかしながら、依然として「家族の日」「家族の週間」の認知度は極めて低い。総理大臣自らがその意義を積極的にアピールし、全省庁をあげて国民運動の趣旨を踏まえた具体的な活動を行うなど、「家族の日」「家族の週間」の周知、定着に向けた政府の真剣な対応を求めたい。

7. 国民理解の醸成

少子化問題の深刻さは国民に十分に認識されておらず、少子化対策への注目度はきわめて低い。例えば、内閣府が実施したアンケート結果（社会保障制度

に関する国民意識調査報告書（2008年11月）によると、少子化問題への関心は、年金、医療・介護の問題に比して劣後にある。

わが国政府が、他に類例のないレベルで少子高齢化社会へと突き進んでいる事実とその影響について、広く国民に正確なメッセージを発信する必要がある。人口減少社会の影響や少子化対策の重要性に対する理解醸成への努力があつてこそ、子どもを産み育てる希望をかなえられる社会基盤づくりに向けた施策や重点的な財政投入への国民の理解と協力を得ることが可能となる。

少子化問題は、目の前に見えにくい課題であるだけに、その問題の大きさについて丁寧に説明し、国民的な議論を喚起し、公費負担を増やすことへの国民の理解を得ることが不可欠である。国として明確な意思を示し、抜本的な少子化対策に緊急に取り組むことを強く求めたい。

妊娠・出産・育児をめぐるのは、例えば、産科・小児科医の不足、児童虐待問題の深刻化、不妊治療のニーズの高まり、教育費の負担軽減等、関係する課題も多い。とりわけ、産科・小児科医不足の問題は、子育て世代にとり大きな不安材料である。これらの課題にも行政が正面から対応していくことが望まれる。

経済界、企業においても、少子化対策の展開に自ら重要な役割を担うとの決意のもと、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むとともに、前述の国民運動に積極的に協力、参加していきたい。

以 上

(参考)

○ 待機児童（潜在需要を含む）を解消するための追加コスト試算 注1

| サービス | 現状 2007年度 (運営費) | 追加コスト | | 備考 |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------------|--------|--|
| | | (設置費) | (運営費) | |
| 保育サービス (保育所) 注2 | 9,800億 | 11,600億円 (2,900億円) 注3 | 7,000億 | 潜在的待機児童 100万人の解消 0-3歳未満の利用率 20.3%→38.2% 3歳以上の利用率 39.6%→56.1% |
| 放課後児童 クラブ | 420億 | 1,120億円 | 860億 | 潜在的待機児童 145万人の解消 利用率 19.0%→59.9% |

注1 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の試算をベースに、設置費用等を経団連内で試算（2007年人口ベース）

注2 病児保育や一時預かり等の保育サービスは、上記の試算には含まれていない。

注3 私立保育所への補助単価をもとに試算。費用負担割合は国1/2、市町村1/4、設置者1/4。括弧内の数字は、設置者負担分を示す。

注4 利用率：各年代の乳幼児・児童総数に占める利用者の割合

○ 児童手当拡充に必要となる追加コスト試算

| | 支 給 額 | | | |
|-------------------------|---|-------------------------|---------------------------|---------------------------|
| | 現 行 第1子、第2子5,000円、 第3子以降10,000円、3 歳未満児 一律10,000円 | 一律1万円 | 一律2万円 | 一律3万円 |
| 小学校卒業 まで (所得制限あり) | 1兆500億円 | 1兆5,400億円 《+4,900億円》 | 3兆800億円 《+2兆300億円》 | 4兆6,200億円 《+3兆5,700億円》 |
| 小学校まで 一律支給 | 1兆1,600億円 《+1,100億円》 | 1兆7,100億円 《+6,600億円》 | 3兆4,200億円 《+2兆3,700億円》 | 5兆1,400億円 《+4兆900億円》 |

* 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の試算による

少子化対策の工程表

当面、1兆円規模の追加財政投入、多様なニーズに対応した保育制度改革を実施、保育サービスを拡充し雇用を創出

| 対策項目 | 実施スケジュール | | | 中間評価・見直し | | 目指す姿 |
|---|-----------------------------------|------|------|----------------------|------|---|
| | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | |
| 1. 少子化対策の目標設定と評価 | 「子ども子育て応援プラン」後継計画に目標明記(09年度中) | | | | | 目標を定め、子育ての希望がかなう環境整備の進捗状況を評価・施策に反映 |
| ①目標設定、評価指標の開発 ②進捗状況評価 | 進捗評価 | | | | | |
| 2. 乳幼児・児童の居場所づくり | 新しい保育サービス提供体制に関する検討・法改正(2010年国会) | | | 準備期間 | 新制度へ | 多様な利用者ニーズに対応した保育サービスの提供体制を確立 |
| ①保育制度改革(「保育に欠ける要件」の見直し、利用者ニーズに対応したサービス提供体制の実現など) | | | | | | |
| ②保育ママの普及 | 保育ママ・ガイドライン策定(09年度) | | | 本格実施(2010年度以降) | | 財政投入、規制の見直しを通じ地域ごとの創意工夫で、待機児童を解消、保育ニーズに対応するサービス拡充 |
| ③幼・保一元化の推進(「認定こども園」の普及など) | 「子ども交付金」による普及(09年度) | | | 幼・保一元化の本格化(2010年度以降) | | |
| ④保育を支える多様な人材の育成・確保 ・保育士資格取得制度改革(保育士受験資格の緩和等) ・有資格者の掘り起こし、復職支援 | 資格制度の見直し(09年度中) | | | | | (2009～2011年度まで集中実施) 保育ニーズの高まりに対応し、保育の担い手を安定的に確保(29万人～33万人の有資格者確保) |
| ⑤地域の創意工夫による柔軟なサービス提供(多世代が集う街づくり等) ・基準の柔軟な運用、地域の裁量によるサービス提供(少子化関連予算確保) ・省庁間連携による施策推進、少子化担当大臣への行政組織一元化の検討 | 規制の柔軟運用の実施 | | | | | |
| 3. 企業のワークライフバランスの推進 | WLBの取り組み推進 | | | | | WLBを重要な企業戦略に位置づけ、積極的に推進 各社取り組みの普及活動を展開 |
| ①WLB推進の行動指針に基づく取り組み、事業所内保育所設置など ②企業のWLB施策に関する情報交換の場の設定 | 企業間の情報交換の仕組みを構築(09年度中) | | | 実施 | | |
| 4. 財政投入による保育サービスの拡充 | 少子化対策への財政投入額、その社会的効果などを明示(速やかに実施) | | | | | 少子化対策への財政投入の理解醸成 緊急に、一般財源をサービス拡充に投入、2009年～2011年度まで集中実施 消費税など安定財源を確保し、保育所等運営費の継続的確保、経済的支援拡充への思い切った財政投入 |
| ①少子化対策に必要な投資額を国民に提示 | 保育サービス拡充を集中実施 | | | | | |
| ②保育サービス拡充(保育園、放課後児童クラブの施設整備) | 子育ての経済的負担感の軽減(児童手当等の拡充) | | | | | |
| ③経済的支援(児童手当、幼稚園・保育園の利用料金の軽減、不妊治療補助など) ④経済的支援(税制:子育て減税導入(子の数に累進的に増加する税額控除制度の創設など) | 子育て減税 | | | | | |
| 5. 国民理解の醸成 | 国民理解の醸成に向けた具体的行動の展開 | | | | | 子育てに優しい国民意識醸成に向けて具体的行動 |
| ①「家族の日」「家族の週間」の周知・定着(全省庁挙げた具体的行動等) ②少子化問題に関する情報発信と理解醸成 | 情報発信の仕組みを構築(09年度中) | | | | | |